

令和 2 年 第 6 回 定 例 会

孺 恋 村 議 会 会 議 録

令 和 2 年 9 月 1 日 開 会

令 和 2 年 9 月 1 1 日 閉 会

孺 恋 村 議 会

令和2年第6回孺恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月1日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第8号の上程、説明、質疑	10
○諮問第1号の上程、説明	11
○選挙第1号 孺恋村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	12
○選挙第2号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙について	13
○同意第3号の上程、説明、質疑、採決	13
○日程の変更について	14
○認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、総括質疑	15
○議案調査について	44
○議案第56号の上程、説明	44
○日程の変更について	45
○議案第57号～議案第60号の一括上程、説明	45
○議案第61号の上程、説明	53
○請願書、陳情書等の委員会付託について	54
○議員派遣の件について	54
○休会について	55

○散会の宣告	5 5
--------	-----

第 2 号 (9月7日)

○議事日程	5 7
○本日の会議に付した事件	5 8
○出席議員	5 8
○欠席議員	5 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 8
○事務局職員出席者	5 8
○開議の宣告	5 9
○議事日程の報告	5 9
○答申第 1 号について	5 9
○認定第 1 号～認定第 8 号の質疑、討論、採決	5 9
○議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	6 6
○議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	6 7
○議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	6 9
○議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	6 9
○議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	7 0
○議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	7 1
○議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	7 2
○議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	7 4
○議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	7 6
○議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	7 7
○休会について	7 9
○散会の宣告	7 9

第 3 号 (9月11日)

○議事日程	8 1
○本日の会議に付した事件	8 1
○出席議員	8 1

○欠席議員	8 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 1
○事務局職員出席者	8 2
○開議の宣告	8 3
○議事日程の報告	8 3
○議案第 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
○請願書、陳情書等の審査報告について	8 9
○日程の追加について	9 2
○発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
○一般質問	9 3
土 屋 幸 雄 君	9 3
佐 藤 鈴 江 君	1 0 8
黒 岩 忠 雄 君	1 2 5
伊 藤 洋 子 君	1 3 1
土 屋 圭 吾 君	1 4 8
上 坂 建 司 君	1 5 8
○閉会中の継続審査申出について	1 6 6
○閉議及び閉会の宣告	1 6 6
○署名議員	1 6 7

令和 2 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年9月1日(火)午前10時07分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 8号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 選挙第 1号 嬭恋村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 8 選挙第 2号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 同意第 3号 嬭恋村教育委員会委員の任命同意について
- 日程第10 認定第 1号 令和元年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 令和元年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 令和元年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 令和元年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 令和元年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第16 認定第 7号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 8号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第56号 群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第57号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算(第7号)

- 日程第20 議案第58号 令和2年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第21 議案第59号 令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第60号 令和2年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第61号 工事請負契約の変更について
日程第24 請願書、陳情書等の委員会付託について
日程第25 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	加藤康治君
教育長	地田功一君	総務課長	黒岩崇明君
総合政策課長	佐藤幸光君	税務課長	滝沢文彦君
住民福祉課長	熊川真津美君	建設課長	滝沢勇司君
農林振興課長	横沢貴博君	観光商工課長	地田繁君
上下水道課長	宮崎忠君	教育委員会 教育事務局 地域交流推進室	会長 熊川武彦君
会計管理者	宮崎由美子君		宮崎貴君
監査委員	宮崎判次君		

事務局職員出席者

議会事務局長 土屋和久 書記 宮崎剛

開会 午前10時07分

◎開会及び開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和2年第6回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、黒岩敏行君、土屋圭吾君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松本 幸君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月11日までの11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松本 幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、8月21日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 大久保 守君登壇〕

○議会運営委員長（大久保 守君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、8月21日に委員会を開催し、第6回議会定例会の運営について協議いたしました。第6回議会定例会の会期は、9月1日から11日までの11日間とし、一般質問の通告期限は9月7日正午までと決定いたしました。

提出予定議案は、各会計の決算認定8件、議案としては一般会計と特別会計の補正予算関係で4件、条例の制定で1件、工事請負契約の変更、物品購入及び工事請負契約の締結などが6件の議案であります。そのほか、報告1件、諮問1件、選挙2件、同意1件が予定されております。

9月議会は決算認定が主な内容であります。全員協議会での審査は9月3日、4日の2日間を予定してあります。

今回、請願、陳情等については、陳情1件、要望書1件ですが、両案共に総務文教常任委員会に付託することといたしました。

次に、当局から、全員協議会で提出議案や懸案事項などについての説明、報告を行いたいとの申入れがあり、初日議会終了後に行うことに決まりました。

また、各常任委員会及び村創生対策特別委員会の開催については、9月7日本会議終了後に行うことと決定いたしました。

そのほか、一般質問等については、申合せにより、一問一答方式で行うことに決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書6月から8月分を受理しましたので、配付のとおり報告します。

次に、本職において決定した議員派遣並びに6月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

◎行政報告

○議長（松本 幸君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和2年9月議会の冒頭でございますが、行政報告をさせていただきます。

安倍内閣総理大臣が辞任ということでございます。公知の事実でございますが、現在、新たな総理大臣を決めるべく手続を進めておるやに聞いております。一日も早いご決定をいただき、また、地方重視の政策が実行されることを切に願っております。特に、東京一極集中、これを是正し、均衡ある地域社会が実現できるような候補が出現することを強く願っております。

9月1日、今日は防災の日でございます。1923年、大正12年でございますが、11時58分、関東大震災ということでございます。死者が10万人を超えており、また、ちょうど昼どきだったということで、火災発生件数が17万棟を超えるという大災害でございました。その日にちなんで、9月1日、防災の日でございます。我が村におきましても、しっかりと防災に努めてまいりたいと思っております。

現在、嬭恋村では、台風19号の復旧・復興対策本部及び新型コロナウイルス感染症対策本部、2つを立ち上げておるところでございます。現在の新型コロナウイルス感染者数でございますが、世界的に見ますと2,530万人、死者が85万人ということでございます。2,530万人というと、東京都が1,400万人、埼玉県が730万人、神奈川県が640万人、東京、埼玉、神奈川の全人口を合わせたぐらいの方が世界ではお亡くなりになっておるといふパンデミックだというのが現状だと思っております。

日本では6万8,500人、死者が1,300人という状況でございます。群馬県では現在440名、死者が19人ということでございます。当吾妻郡内におきましては、中之条町、中之条病院の

関係者が2名、昨日でございますが、原町日赤の職員が1名ということでございます。原町日赤につきましては、今日、新聞にも出ておる公知の事実でございますので、また、確認をしていただけたらと思っております。

現在、吾妻郡内における検査体制につきましては、議会の承認も得まして、抗体検査が現在できるという状況でございます。併せまして、現在、病院名は公にはできませんが、抗原検査、これは、約30分で早ければ結果が出るという抗原検査ができます。それから、PCR検査も検査が可能という状況になっております。そういう状況で、検査体制につきましては、嬭恋村及び吾妻郡内においても県と連携しながら、十分な検査体制ができてきておるといふふうに確信をしております。

それから、病院体制の関係ですけれども、群馬県では準帰国者・接触者外来は、460か所が現在、群馬県内に確保されております。病院名等は公表されておられませんけれども、準帰国者・接触者外来は460か所ということでございますので、十分に、もし万が一があった場合の受入れ体制といえますか、これも整いつつあるという状況だと確認しております。

それに伴いまして、国や県のほうで大型の補正予算を組んで、コロナ対策の対応を検討したわけでございますが、嬭恋村内の主なものについてでございますけれども、国の10万円給付につきましては、国が全額1人10万円給付ということですが、現在、全部国が、最終的には手数料も全部補填するわけですが、9億5,112万円ということで、人口に直しますと9,512名の方が10万円給付が終わったということでございます。給付率につきましては99.7%ということで、これはもう8月末で終了ということでございます。

村のほうで、県のほうの対応に応じて、10万円給付ということでやってまいりましたが、これにつきましては、現在2,380万円ということで、238件、2,380万円という状況でございます。その他、商業を守る商品券、これが4,000万円、子供を守る商品券1,000万円ということで、合計5,000万円あったわけですが、これの商品券、来年の3月まで使えますよという商品券で配布させてもらいましたが、村の商業を守るほうにつきましては、1,911万円、子供を守る商品券として502万円、合わせまして、ざっくり5,000万円のうちの、来年3月まで使えるお金のうち2,500万円が村民に活用されておるといふことでございます。

固定資産税の相当額、議会の承認も得ましたけれども、こちらが約6,300万円あったわけですが、現在ですと21件、209万円という状況になっております。今後、告知もしっかりいたしまして、しっかりとこれで経営を継続できる支援金という意味でございますので、しっかり告知をしてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、嬭恋村内においても、また国・県とも連携しながら、3密を守り、新たな日常に備えて、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

産業状況でございますが、第1次産業、キャベツでございますが、現在、農協さんベースで728万ケース、前年よりマイナス46万ケースです。これ、8月末現在です。金額ベースで107億円、前年が76億円ということでございましたので、現在ですと約30億円が、対前年よりプラスになっておるとい状況でございます。数量は少ないけれども、金額はそれなりに増えておるとい現状でございます。

作付のほうは、温暖化の影響もありまして、8月10日ぐらいまで、遅くまで作付したという状況が続いておったように伺っております。今後、雨が多少降っていただいて成育がいけば、何とか当初の農協さんベースの目標、また村全体が、それなりに収益を上げられる状況になりつつあるなと思っております。

ちなみに、今日現在では、15万ケースの2,000円平均という状況のようでございます。

第2次産業の関係でございますが、現在、国道144号、あるいは吾妻川の一級河川、あるいは県道であります東御・嬭恋線、その他直轄治山事業、国有地の治山事業、その他県の県単治山、直轄治山等、公共治山等の諸事業もやっております。まだまだ復旧につきましては、復旧半ばでございます。昨年度行うべき事業も、まだ全部できておりません。第2次産業の皆様方には、これからも特段のご理解とご協力をいただいて、工事をしっかり遂行してまいれたらと、こんなふうに思っております。

入札関係ですと、既に7回で45件、7億2,870万円、村のほうでは入札で発注をしております。その他、先ほど申しました国道・一級河川等で、国・県の資金も相当投入されて復旧に取り組んでおるとい状況でございます。

第3次産業でございますけれども、第1四半期、4月、5月、6月分の統計数字でございますが、村全体で観光を見ますと、マイナス35万7,148人ということで、全体、昨年が第1四半期40万強だったんですが、今年は4万5,500人ということで、大変落ち込んでおる状況が続いております。各地区、万座鹿沢、浅間、バラギ別のデータを見ましても、全ての地区で相当数の落ち込みがあるということでございます。

そんな中ですが、愛郷キャンペーンにつきましては、群馬県のほうで30万人、6月、7月末までということでキャンペーンをしたわけですが、当嬭恋村内においては1万4,800人ということで、30万人のうち約1万5,000人近くの方が嬭恋にお泊まりいただいたということで、業界の皆様方、宿泊施設の皆様方も、それなりにちょっと潤ったというお言葉をい

ただいております。引き続き、観光協会とも連携をして、婦恋村独自の観光振興策を現在、県のほうが終わりましたので、今後しっかりまた取り組んでまいりたいと、このように思っております。

なお、G o T oキャンペーンにつきましては、新聞、メディア等で皆さんも確認しておると思いますが、現在あまり効果を感じていないというのが、観光協会、観光関係の皆さんのおっしゃっている言葉でございます。しかしながら、できる限り、G o T oキャンペーンにつきましても、我が村でもできるだけキャンペーン、しっかり対応してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、東京都の人が外に出るという体制が取れないと、G o T oキャンペーンもあまり効果がないという実態があると思っておりますので、一日も早く東京都、とにかく1,400万人いる人口のところでおりますので、G o T oキャンペーンに東京都が参加していただいて、積極的に地域にお客様が来られる体制が早く整えられればなど考えておるところでございます。

その他、諸課題につきましては、全員協議会のほうにおきまして、今日、後ほどの全員協議会のほうで重要課題等の報告をさせていただきたいと、このように思っております。

なお、我が村で台風災害及びコロナ対策、この2つの大きな課題につきまして、総務省のほうのスマートシティ構想に手を挙げて認定を受けました。全国で7か所でございますけれども、たまたまいろんな推挙もいただいて手を挙げたところ、スマートシティ構想が総務省のほうでお認めいただいたということでございます。ぜひとも災害復旧とコロナということで、新たな社会づくり、新たな生活様式の中で、しっかりとスマートシティの構想に乗って、村の2つの災害対策本部に対応してまいりたい、こう思っております。詳細につきましては、全員協議会のほうで、担当よりご説明をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、議会と当局は二元制の原理に基づいて、双方がよく協議をしながらスクラムを組んで、今後もしっかり村政を執行してまいりたいと思っております。国・県の動向もダイナミックに変わっておりますので、動向をしっかり確認したり、あるいは、次年度の予算編成等もうじき始まってきますので、国の政策をしっかり確認しながら、村民の最大多数の最大幸福を目指して努めてまいりたい、こう思いますので、よろしく願いをいたします。

なお、私の公的な日程につきましては、ホームページで公表されておりますので、ご覧いただけたらと思います。

以上をもって9月の行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第5、報告第8号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成19年6月15日に成立しました地方自治法財政健全化法という法律がございます。それに基づきまして、健全化判断比率及び資金不足比率等についてご報告をさせていただきます。

まず、各比率の算定結果ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、普通会計、特別会計及び公営企業会計全てにおいて収支が黒字であったため、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率、これは、普通会計が負担する実質的な債務の返済額が標準財政規模に占める割合で、3か年の平均値でございますが、9.0%ということで、前年度から0.4%増となりました。

続いて、将来負担比率、これは、普通会計が将来において負担すべき実質的な債務の返済額から充当可能基金等の残額を差し引いた額に対する標準財政規模の占める割合でございますが、平成30年度に引き続き、将来負担は黒字となったため、算定されませんでした。

最後に、資金不足比率でございますが、これは、公営企業会計における資金不足額が料金収入などの事業規模に占める割合でございますが、いずれの会計も資金不足はなく、算定されませんでした。実質公債費比率が増加した要因としましては、小学校統合による校舎建設等による起債の償還が開始されたことによるものになります。

今後も健全な財政運営の維持に努めていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上をもって報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長、詳細説明。
〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。
ご質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。
以上で、報告第8号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◎諮問第1号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 諮問第1号の提案理由を説明させていただきます。

人権擁護委員1名の任期が令和3年3月31日で満了となるため、新たな候補者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。

新たな候補者であります古川様におきましては、永年、婦恋村役場職員として勤務されました。また、皆様もご承知のとおり、住民福祉課長として、地域福祉、人権擁護に携わった経験もお持ちです。また、現在は民生委員・児童委員として、地域住民の相談役としてご尽力いただいております。

人権擁護委員法では、候補者につきましては、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方とうたわれております。適任でありますので、候補者として推薦するものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。本案については、全員協議会で意見調整し、再開日に答申したいと思います。これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は全員協議会で意見調整し、再開日に答申することといたします。

◎選挙第1号 婦恋村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（松本 幸君） 日程第7、選挙第1号 婦恋村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名は、議長において行うことにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に黒岩英市君、田村直行君、黒岩泉君、倉田進君、同補充員に第1位、一場清志君、第2位、下谷誠君、第3位、椛山友子君、第4位、中村広君、以上の諸君を指名したいと思えます。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました黒岩英市君、田村直行君、黒岩泉君、倉田進君、補充員に第1位、一場清志君、第2位、下谷誠君、第3位、椛山友子君、第4位、中村広君、以上の諸君が当選されました。

◎選挙第2号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙について

○議長（松本 幸君） 日程第8、選挙第2号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙を行います。

村長から吾妻環境施設組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名は議長において行うことにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

吾妻環境衛生施設組合議会議員を別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名したとおりの当選人を定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、吾妻環境施設組合議会議員は、配付のとおり、議長、松本幸を当選人といたします。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（松本 幸君） 日程第9、同意第3号 嬭恋村教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第3号 婦恋村教育委員会の委員の任命同意について、提案理由を申し上げます。

本案で提案させていただきます熊川八重子様は、平成24年10月1日より教育委員として2期8年間お願いしてまいりまして、その間、本村における教育行政にご尽力を賜りました。

今後におきましても、教育行政に精通しておることから、本委員に適切な方と考えられますので、熊川八重様に引き続きお願いをし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程の変更について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。日程第10から日程第17までは、いずれも令和元年度決算の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第10から日程第17までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、総括質疑

○議長（松本 幸君） 日程第10から日程第17までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

初めに、概要説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 認定第1号 令和元年度決算認定、提案理由を申し上げます。

本決算につきましては、一般会計をはじめ各会計共、決算書、認定資料及び諸帳簿等を監査委員に提出し、詳細に審査を受けております。その審査の結果、配付させていただいておりますとおり、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

私からは一般会計の概略を申し上げ、詳細につきましては、一般会計は会計管理者、その他特別会計につきましては、担当課長より説明させていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入総額は82億9,961万4,977円、歳出総額は73億6,722万4,636円、収支残高9億3,239万341円、ここから繰越明許費に関わる一般財源5億1,283万8,000円を引いた実質収支額は4億1,955万2,341円という決算となりました。

続いて、一般会計の歳入歳出の主なものを申し上げます。

まず、決算額につきましては、1万円未満を切り捨てとし、省略をさせていただいておりますので、ご了承願います。

まず、歳入では、村税全体では18億9,900万円で前年比2.5%の増、内訳では、村民税で3,397万円の増額、対前年5.2%の増となりました。固定資産税では1,110万円増、対前年比1.1%増となりました。村民税につきましては、農業所得が前年度と比較すると増収となったことによるものでございます。固定資産税については、太陽光発電の設置等による償却資産の増加等による増加となります。

愛する孀恋基金寄附金については、2億3,977万円となり、前年比で205%の増となりました。

地方交付税は27億7,618万円で、前年比26.9%増、金額で5億8,805万円の増となりました。

国庫支出金は6億5,655万円で、前年比15.1%増、金額で8,631万円の増となりましたが、県支出金において4億5,679万円、前年比マイナス21.8%の減、金額で1億2,768万円の減額となりました。

村債は7億7,403万円で、前年対比マイナス33.3%の減となっております。

次に、歳出でございますが、西部小学校の体育館・プールの建設が終了したことから、教育費についてマイナス5億6,846万円の減額となりましたが、台風19号の被害に対応するため、災害復旧費において3億8,972万円の増額となっております。

総務費においては、地方創生交付金事業及び繰越事業でありました浅間寮建設費用等の増により2億4,612万円の増額となりました。

以上が歳入歳出決算の主なものとなります。

また、決算を別の角度から見ますと、財源については、村税や使用料、手数料、分担金、財産収入などの自主財源が全体で39.3%、交付税や補助金、村債などの依存財源が60.7%という結果となりました。前年度と比較しますと、自主財源では1.1%悪化しました。今後は、自主財源の安定的な確保と、その財源を嬭恋村が抱える諸課題の解決に向け、積極的な配分に努めていきたいと考えます。

令和元年度決算に係る監査委員の審査意見書にもありますご指摘を真摯に受け止め、嬭恋村の発展、村民の幸福のため、あらゆる政策・施策を着実に推進していきたいと考えております。

以上、大変雑駁ではありますが、慎重なる審議をいただきまして、認定賜りますようお願い申し上げます、令和元年度決算についての説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 続いて、一般会計より順次詳細な説明を求めます。

認定第1号 一般会計歳入歳出決算認定について、会計管理者。

〔会計管理者 宮崎由美子君登壇〕

○会計管理者（宮崎由美子君） それでは、認定第1号 令和元年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

できるだけ簡潔に説明したいと思いますが、しばらくの間、よろしく願いいたします。

それでは、決算書を中心に説明させていただきます。

それでは、決算書のつづりの一番上にあります令和元年度各会計決算収入支出一覧表をご覧ください。

一般会計と特別会計の収入支出の状況が一括で見られるようになっております。

それでは、表の一番上にあります一般会計の行をご覧ください。

当初の予算が67億6,900万円で、補正と30年度からの繰越明許費を加えまして、最終予算額が予算現額（A）の欄で100億2,226万3,000円となりました。この予算に対して、収入済額は82億9,961万4,977円、その右の（B）支出済額が73億6,722万4,636円でした。差引残額が（C）の欄で9億3,239万341円です。

元年度繰越明許額が（D）の欄21億8,963万7,000円であり、そのうちの一般財源分が（E）の5億1,283万8,000円となりまして、収支残額（C）から繰越しの一般財源分（E）を引いたものが実質収支額（F）の4億1,955万2,341円となります。

また、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計から農業集落排水事業特別会計までの8つの会計がございます。詳細につきましては、各担当課長から説明がありますが、全体の部分について少し触れさせていただきます。

表の下から2行目、特別会計合計の欄をご覧ください。

当初予算は36億288万1,000円で、補正と30年度からの繰越明許費を加算し、最終予算額が予算現額の41億6,489万7,000円となりました。この予算に対しまして、収入済額は37億2,647万3,682円、その右の支出済額は35億351万4,209円でしたので、差引残額の収支残額は2億2,295万9,473円です。元年度の繰越明許額が3億9,775万3,000円で、そのうちの一般財源分が1,524万6,000円ですので、収支残額からの繰越しの一般財源分を引きまして、実質収支額は2億771万3,473円となります。

続きまして、表の一番下の行になりますが、一般会計と特別会計の合計を合わせますと、実質収支額は6億2,726万5,814円となり、この数字が全体での収支決算額となります。全体の実質執行率は93.72%でした。

それでは、一般会計について、令和元年度一般会計歳入歳出決算書を中心に説明をさせていただきます。

私からは、一般会計歳入歳出決算書の1ページから14ページまで、それから、後半にある実質収支に関する調書と財産調書について説明をさせていただきます。

また、決算認定参考資料総務課編の3-12ページにあります平成29年度から令和元年度までの一般会計の年度別決算額の比較表及び別紙で配付してあります令和元年度一般会計主な増減内容一覧表（30年度決算との差額）には、増減額と主な増減内容が書かれておりますので、併せてご覧いただければ分かりやすいかと思っております。

それでは、最初に歳入になります。

決算書の1ページ、2ページをご覧ください。

歳入の第1款村税になりますが、2ページの左の1列目が収入済額となっております。村税の収入済額は18億9,900万9,030円、前年対比で2.5%、4,612万1,907円の増となりました。村民税は、個人住民税が2,381万1,828円、法人住民税が1,016万7,500円増え、村民税全体の収入額が率にして5.2%、3,397万9,328円の増額となりました。

固定資産税につきましては1,110万2,312円、1.1%増額となっております。これは、家屋新築分と太陽光の償却資産の調定が増えたことによるものです。

その他の税につきましては、軽自動車税は161万6,569円の増、たばこ税が182万5,798円の増、入湯税は240万2,100円の減となりました。詳しい内容につきましては、決算認定参考資料の税務課編5－8ページに村税収納状況の比較の表がありますので、後でご覧いただければと思います。

次に、第2款地方譲与税です。収入済額が1億2,799万12円、2.2%、276万1,012円の増額となりました。内訳は、地方揮発油譲与税が112万8,000円減額、自動車重量譲与税が317万3,000円増と、新たに森林環境譲与税の371万6,000円が増額となっております。

次に、第3款から第9款の交付金の増減ですが、第3款利子割交付金が129万5,000円の減、第4款配当割交付金は71万3,000円の増、第5款株式等譲渡所得割交付金は98万円の減、第6款地方消費税交付金987万9,000円の減です。

次のページに移りまして、第7款ゴルフ場利用税交付金が340万8,160円の減、第8款自動車取得税交付金は2,058万6,405円の減、第9款自動車税環境性能割交付金が566万3,000円増となりまして、第3款から9款の交付金計につきましては、前年の2,975万2,000円の減となっております。

次に、第10款地方特例交付金です。収入済額が2,508万4,000円、前年より793.3%、2,227万6,000円増額になりました。これは、子ども・子育て支援臨時交付金増額が主な理由となっております。

次に、第11款地方交付税です。収入済額は27億7,618万9,000円でした。前年より26.9%、5億8,805万1,000円の増額となっております。これは、主に災害による特例交付税の増額によるものです。

第12款交通安全対策特別交付金、収入済額は283万3,000円、前年より3万1,000円増えています。

続きまして、第13款分担金及び負担金です。収入済額が1,991万1,215円で、前年より346万1,345円、14.8%の減です。

第14款使用料及び手数料、収入済額は7,520万7,472円で、前年より221万5,940円、2.9%減っております。

5ページ、6ページをお願いいたします。

第15款国庫支出金です。収入済額が6億5,655万9,866円で、前年より8,631万4,557円、15.1%の増です。国庫負担金の教育費負担金が学校建設終了に伴い減となりましたが、災害に関する災害復旧費負担金及び国庫補助金の災害廃棄物処理事業費、大前橋建設に伴う大規模修繕更新事業、地方創生推進交付金が主な増となっております。

第16款県支出金の収入済額は4億5,679万3,334円で、前年より1億2,768万4,723円、21.8%の減です。事業が翌年度に繰り越されたことによる県補助金の農林水産業費及び土木費が大きな減となっております。

続きまして、第17款財産収入です。収入済額が9,049万8,105円、前年より329万2,413円、3.8%の増でした。

次に、第18款寄附金です。収入済額は2億4,052万5,314円、前年より1億6,130万9,062円、203.6%の増となりました。これは、愛する婦恋基金寄附金が増額になったことによるものです。

第19款繰入金、収入済額は7,094万円で、前年より5億1,591万円、87.9%の減です。これは、特別交付税または寄附金の増額により基金からの繰入れを減らしたことが原因となります。

第20款繰越金、こちらは前年度からの繰越金で、収入済額が6億546万2,615円です。前年より9,025万3,096円、17.5%の増となっております。

次に、決算書の7ページ、8ページをお願いいたします。

第21款諸収入です。収入済額が2億5,885万7,399円で、前年より187.4%、1億6,879万9,541円の増額でした。理由としましては、第5項の雑入の増によるもので、災害見舞金の増額が主なものとなっております。

歳入の最後、第22款村債です。こちらは、起債による収入が7億7,403万7,000円で、前年より3.3%、3億8,637万7,000円の減となっております。災害復旧事業債は増えておりますが、臨時財政対策債、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債が減っております。

村債の詳細につきまして、決算認定参考資料で説明させていただきます。

総務課編 3-15ページをご覧ください。

上から 2 行目になりますが、一般会計は決算年度借入金、借入額が 7 億 7,403 万 7,000 円、償還額が 5 億 9,098 万 4,588 円、元年度末残高は 61 億 9,347 万 4,538 円となり、昨年度末より 1 億 8,305 万 2,412 円増えております。

また、特別会計につきましては、3-18ページになりますが、決算年度借入額 1 億 5,000 万円、償還額は 3 億 5,292 万 2,542 円で、元年度末での残高は 30 億 2,842 万 8,911 円、前年度末より 2 億 292 万 2,542 円の減となりました。

3-15ページに戻っていただきまして、1 行目の右端になります。一般会計、特別会計全体では、92 億 2,190 万 3,449 円の残高となっております。

それでは、すみませんが、再度、決算書の 8 ページに戻っていただいでよろしいでしょうか。

一番下の行になります。歳入の収入済額の合計は、82 億 9,961 万 4,977 円となりました。前年対比で 1.3%、1 億 380 万 8,015 円の増額となっております。収入財源のうち、収入の全体に対する村税の占める割合は 25.9%、交付税が 37.9%、国庫・県支出金が 15.2%で、この 3 つで財源の 79.0%となっております。

また、歳入における自主財源比率は 39.28%で、前年対比では 1.13%の減少となりました。次に、歳出に移ります。

決算書の 9 ページ、10 ページをご覧ください。

議会費から予備費まで、14 にわたる款が載せてありますが、各款の支出済額と増減を中心に説明をいたします。

まず、第 1 款議会費です。支出済額は 7,442 万 2,739 円、前年より 1.9%、140 万 7,410 円の減です。

第 2 款総務費、支出済額が 11 億 7,591 万 5,777 円で、前年より 2 億 4,612 万 9,171 円、26.5%の増です。全ての項で増額となっておりますが、第 1 項の総務管理費につきましては、企画費の地方創生推進交付金事業、婦恋浅間寮運営事業の増額のほか、財政調整基金費及び寄附金増額による愛する婦恋基金事業の報償費の増額が主な要因です。

次に、第 3 款民生費、支出済額が 11 億 181 万 7,584 円です。前年より 4.6%、5,369 万 6,729 円の減です。児童福祉費の保育所運営費、東部保育所運営事業で建物スロープ棟の建設が 30 年度にあったため、元年度は大きな減額となっております。

続きまして、第 4 款衛生費、支出済額が 4 億 9,592 万 4,771 円です。前年より 1,549 万

8,258円、3%の減となりました。保健衛生費の母子保健推進費が大きな減となっております。

第5款労働費につきましては、支出済額が156万2,500円で、前年とほぼ同じです。

11ページ、12ページに移ります。

第6款農林水産業費の支出済額は6億1,873万4,348円で、前年より22.9%、1億8,359万1,630円の減です。農業費の小規模農村整備事業、農地工作条件改善事業が、翌年度に事業を繰り越したことにより大きく減額となりました。

第7款商工費の支出済額は1億7,926万6,498円で、前年より1.6%、299万9,606円の減となりました。鎌原観音堂周辺整備事業が主な減額となっております。

次の第8款土木費の支出済額は11億5,666万2,442円、前年より3.8%、4,280万4,875円の増でした。土木管理費が機械維持管理事業及び国土調査事業の減額により減ですが、道路橋梁費の大前橋架け替え工事による橋梁整備事業の増により増額となっております。

第9款消防費、支出済額が5億239万2,127円、前年より9.9%、5,525万6,179円の減です。防災無線の工事費が令和2年度に繰り越したため、災害対策事業が大きな減額となっております。

次に、第10款の教育費、支出済額が9億8,254万5,089円で、前年より36.7%、5億6,846万4,896円の減となりました。第2項の小学校費は、前年度の体育館・プールの建設がなくなったことにより、小学校統合事業が大きな減となりました。

次に、13、14ページの第11款災害復旧費になりますが、支出済額は4億5,983万1,460円で、前年より555.9%、3億8,972万3,108円の増でした。農林水産施設災害復旧費の農地災害復旧事業、公共土木施設災害復旧費の村道損害復旧事業が主な増となっております。

第12款公債費、支出済額が6億1,814万9,301円、前年より3.3%、2,086万2,157円の減です。元金分が1,479万1,657円の減、利息分が607万500円の減です。

第14款の予備費の支出はございません。

以上14款にわたる歳出額の合計は、前年より2.9%、2億2,311万9,711円減りまして、73億6,722万4,636円でした。

次の15ページから210ページまでが各事項別の明細となっておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

それでは、211ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

内容的には繰り返しになりますが、歳入総額が82億9,961万4,977円、歳出総額が73億6,722万4,636円、これの差引額が9億3,239万341円です。そこから繰越明許費、繰越額を差し引いた額が5の実質収支となり、その額が4億1,955万2,341円、これが令和2年度の繰越額ということになります。

次に、212ページですが、ここからは財産に関する調書になります。

最初のこのページは、公有財産の土地及び建物の表となっております。村が元年度末で保有している土地の面積は前年度より1万4,688.27平米増え、合計で1,837万1,849.83平米、建物の延べ面積は218.61平米増えて、合計で5万9,841.42平米となっております。

次に、213ページ、(3)山林は前年と変更がなく、分収と合わせて面積の合計は504万4,916平米です。

(5)支出金による権利につきましては、年度末残高は1億2,739万円で、前年度末より3,000万円減となっております。

次に、214ページの2、物品ですが、村が保有している車両の状況が記載されております。庁用車が2台増え、合計99台を保有しております。

次に、3、債権ですが、奨学資金貸付金、医療従事者資格取得奨学金貸与金と生活救護資金貸付金、3つの合計の年度末の残高は昨年より430万円増え、1,440万5,000円です。該当者は、奨学資金が10名、医療従事者資格取得奨学金が4名、生活救護資金が3件です。

最後に、4の基金です。一般会計で10、特別会計で3つの基金がありますが、ここは一般会計分が記載されております。前年度末より2億3,111万4,000円増え、元年度末現在高は38億849万5,000円となっております。

なお、基金の詳細につきましては、決算認定資料の総務課編3-14ページに一覧の調書がございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

以上申し上げまして、令和元年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご確認の上、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） それでは、認定第2号 令和元年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

初めに、事業勘定から説明いたします。

収入額を中心に説明させていただきます。また、増減につきましては、先ほど会計管理者からもありましたけれども、別添の資料の主な財源内容のほうをご覧くださいと思います。四捨五入の関係がありますので、私の申し上げる数字と若干数字が違っている場合がございますが、ご了承願います。

初めに、決算書の7ページ、8ページをご覧ください。

歳入になります。

まず、第1款の国民健康保険税でございますが、5億3,431万1,733円、前年度比で1,180万4,676円の増でございます。収入歩合につきましては93.84%、現年度分のみですと97.58%となっております。

次に、9ページ、10ページをご覧ください。

第3款国庫支出金91万9,000円、前年度比87万1,000円の増でございます。主な原因といたしましては、令和元年台風19号の被災者の保険税減免等に係る補助金と、令和3年3月から始まりますオンライン資格確認に係るシステム改修費の補助となっております。

次に、第4款県支出金9億1,199万4,635円、前年度比4,085万9,521円の減でございます。普通交付金分が3,895万7,521円の減となっております。

第6款繰入金8,763万2,047円、前年度比276万749円の減でございます。繰入金につきましては、一般会計からの繰入金となっております。

11ページ、12ページをご覧ください。

第7款繰越金8,233万4,495円、前年度比で7,602万121円の減となっております。平成30年度からの繰越金です。

第8款諸収入1,333万6,713円、前年度比903万3,035円の増となっております。主な要因は、13ページ、14ページにあります第3項雑入、第9目国保連の精算金によるものです。

以上で、歳入の合計は16億3,053万1,701円となり、前年度比9,793万869円の減となりました。

続きまして、歳出の状況について、主なものを説明させていただきます。

支出済額を中心に説明させていただきます。

17ページ、18ページをご覧ください。

第1款総務費807万5,318円、前年度比33万7,047円の増で、主な要因は郵送料の増額によるものです。

19ページ、20ページをご覧ください。

第2款保険給付費8億7,781万9,221円、前年度比4,276万8,313円の減でございます。主なものといたしまして、第1項療養諸費7億7,234万7,336円、前年度比3,367万6,255円の減と、第2項高額療養費9,752万8,315円、前年度比448万5,958円の減となっております。

21ページ、22ページをご覧ください。

第4項出産育児諸費714万3,570円、前年度比460万6,100円の減となっております。

第3款国民健康保険事業費納付金5億5,520万1,569円、前年度比1,801万3,204円の増となっております。主なものといたしまして、第1項医療給付費分等3億5,549万4,901円、前年度比532万101円の増、第2項後期高齢者支援金等1億4,287万7,111円、前年度比1,197万4,849円の増、23ページ、24ページに移りまして、第3項介護納付金分5,682万9,557円、71万8,254円の増となっております。

第6款保険事業費1,966万4,952円、前年度比804万7,039円の減となっております。主な要因といたしましては、委託費の増減によるものです。

25ページ、26ページをご覧ください。

第7款基金積立金1億727万78円、前年度比2,118万3,789円の減、第9款諸支出金1,229万1,758円、前年度比1,215万6,205円の減となっております。理由といたしましては、第7目療養給付費等負担金償還金の減と第10目保険給付費等交付金償還金の増が主な要因となっております。

29ページ、30ページをご覧ください。

歳出の合計ですが、15億8,032万3,006円で、前年度比6,580万5,069円の減額となりました。

31ページをご覧ください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が16億3,053万1,701円、歳出総額が15億8,032万3,006円、歳入歳出差引額は5,020万8,695円となっております。差引額につきましては、令和2年度へ繰越しとなります。

続きまして、直営診療所施設勘定について説明をさせていただきます。

37ページ、38ページをご覧ください。

主な歳入について説明をさせていただきます。

第8款繰入金ですが、2,473万5,251円で、前年度比808万9,639円の減、第10款諸収入、1,500万円、前年度と同額となっております。

以上、歳入合計4,010万206円、前年度比818万8,053円の減となっております。

39ページ、40ページをご覧ください。

歳出になりますが、第1款総務費3,681万6,571円、前年度比66万7,852円の減となっております。原因といたしましては、医療用備品購入費の減によるものです。

歳出合計につきましては、4,010万206円、前年度比818万8,053円の減額となりました。

41ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額、歳出総額共に4,010万206円となりまして、歳入歳出差引額ゼロ円でございます。

以上で、令和元年度孺恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 認定第3号 介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） それでは、認定第3号 令和元年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計と同様に、主な増減の内容の一覧をご確認いただきながら、増減については確認をいただければと思います。

初めに、事業勘定から説明させていただきます。

決算書の7ページ、8ページをご覧ください。

収入済額を中心に説明させていただきます。

第1款保険料2億4,877万9,659円、前年度比390万359円の増となっております。収入歩合は全体で99.1%でございます。

第3款国庫支出金2億2,823万7,517円、前年度比1,307万705円の増となっております。主な要因といたしましては、第1款国庫補助金、第1目介護給付費負担金が1億7,300万5,000円で、前年度比1,491万7,442円の増となっております。

続きまして、9ページ、10ページをご覧ください。

第4款支払基金交付金2億3,298万7,000円、前年度比465万9,665円の減。

第5款県支出金1億2,814万9,601円、前年度比158万5,496円の増となっております。

第8款繰入金1億2,982万9,775円、前年度比675万8,641円の増、昨年の10月に消費税率が10%になったことに伴います第8目の低所得者保険料軽減繰入金が主なものとなっております。

11ページ、12ページ、第9款繰越金1億1,634万4,963円、前年度比1,388万2,999円の増

となっております。30年度からの繰越金です。

第10款諸収入3万3,200円、前年度比193万8,500円の減となっております。

13ページ、14ページにあります第2項雑入ですが、ここに昨年度までは返納金がありましたが、今年度につきましては、返納金がなくなったことによりまして、減額となっております。

歳入総額ですが、10億8,442万7,348円、前年度比3,258万4,242円の増となっております。続きまして、歳出ですが、15ページ、16ページをご覧ください。

第1款総務費1,226万7,383円、前年度比47万3,788円の減となっております。

17ページ、18ページをご覧ください。

第2款保険給付費8億3,932万2,198円、前年度比1,348万7,659円の増、主なものといたしましては、第1項の介護サービス等諸費7億6,195万4,230円、前年度比1,296万7,129円の増額となっております。第1目の居宅介護サービス費が減額となり、第2目地域密着型介護サービス給付費、第3目施設介護サービス介護費が増額となったことによるものです。

ページ飛びまして、21ページ、22ページをご覧ください。

第4款地域支援事業費5,623万4,742円、前年度比287万5,185円の増となっております。

主な要因といたしましては、23ページ、24ページになりますが、第5目の任意事業中、紙おむつの補助の見直しにより対象者が増加したことと、第7目の生活支援体制整備事業費を社会福祉協議会に事業委託したことによる増額と、25ページ、26ページの第3款介護予防生活支援サービス事業費が減額になったためであります。

続きまして、27ページ、28ページをご覧ください。

第6款基金積立金2,669万5,629円、前年度比355万4,793円の減。

第8款諸支出金1,337万6,525円、前年度比6万4,075円の増となっております。

29ページ、30ページ、歳出合計でございますが、9億4,789万6,477円、前年度比1,239万8,338円の増となりました。

31ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額10億8,442万7,348円、歳出総額9億4,789万6,477円、歳入歳出差引額1億3,653万871円となっております。差引額につきましては、令和2年度への繰越しとなります。

続きまして、サービス勘定の説明をさせていただきます。

37ページ、38ページをご覧ください。

歳入になりますが、歳入済額の欄を中心に説明させていただきます。

第1項サービス収入513万7,450円、前年度比3万3,950円の減。

第2款繰入金1,184万9,788円、前年度比56万3,458円の減額となっております。

歳入合計は1,698万7,238円、前年度比59万7,408円の減となりました。

39ページ、40ページをご覧ください。

歳出になりますが、支出済額を中心に説明させていただきます。

第1款事業費1,698万7,238円、前年度比59万7,408円の減となっております。歳出合計も同額の1,698万7,238円、前年度比で59万7,408円の減となりました。

最後に、41ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額、歳出総額共1,698万7,238円で、差引額はゼロ円となっております。

以上で令和元年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 認定第4号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 認定第4号 令和元年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

決算書の5ページ、6ページをご覧ください。

収入済額を中心に説明させていただきます。

差引額につきましては、別添参考の増減内容の一覧表をご覧くださいと思います。

第1款後期高齢者医療保険料1億1,709万7,100円、前年度比1,164万1,100円の増となっております。収入歩合は99.6%となっております。

第2款広域連合支出金46万円、前年度比20万円の減、人間ドック補助金の増とシステム改修費補助金の減によるものです。

第4款繰入金3,469万992円、前年度比238万8,463円の減となっております。一般会計からの繰入金となっております。

第5款諸収入529万5,507円、前年度比8万5,037円の増です。諸収入の主なものは、7ページ、8ページにあります第3項受託事業収入、これにつきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合から特定健診事業に係る受託金となっております。

第6款繰越金2万7,700円は、平成30年度からの繰越金です。

9ページ、10ページをご覧ください。

歳入合計ですが、1億5,757万1,299円、前年度比840万9,374円の増額となりました。

続いて、歳出ですが、11ページ、12ページをご覧ください。

支出済額を中心に説明させていただきます。

第1款総務費185万5,013円、前年度比65万4,572円の減、主な要因はシステム改修費の減額によるものです。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金1億5,053万4,675円、前年度比969万531円の増となっております。

第3款諸支出金5万9,300円、前年度比32万8,300円の減となっております。減額の要因は保険料還付金の減によるものです。

13ページ、14ページをご覧ください。

第4款保険事業費510万6,311円、前年度比29万1,085円の減です。これにつきましては、送料の減額と人間ドック補助金の増額が主な要因となっております。

歳出合計ですが、1億5,755万5,299円、前年度比842万1,074円の増額となりました。

15ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億5,757万1,299円、歳出総額1億5,755万5,299円、歳入歳出差引額1万6,000円となっております。差引額につきましては、令和2年度へ繰越しとなります。

以上で令和元年度孺恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 認定第5号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 認定第5号 令和元年度孺恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

初めに、簡易水道事業の概要ですが、簡易水道事業は住民生活に密着しており、安心・安全な水を安定供給することを使命とし、施設の適正な維持管理に努めました。

主な工事としまして、砂井及び西窪地区の石綿管更新工事、中原・山梨簡易水道、大笹、袋倉、仁田沢、田代地区において老朽管の布設替え工事、万座地区においてポンプ井更新工事などを行いました。

また、10月の台風19号により田代簡易水道導水管が被災し、国の災害査定を受け、応急仮工事を実施いたしました。本体工事は繰越し事業で、令和2年度に実施いたしました。

初めに、決算書1、2ページの歳入をご覧ください。

第1款分担金、負担金、第1項分担金は1,316万円で、前年比1,138万6,800円の増です。万座簡易水道ポンプ井更新工事に伴う分担金です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料の収入済額は8,437万1,315円で、前年比130万1,379円の減額です。

第4款県支出金、第1項県補助金の収入済額508万4,000円です。前年比18万4,000円の増です。砂井簡易水道と中原・山梨簡易水道の布設替え工事分です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の収入済額は4,620万円です。

第7款繰越金、第1項繰越金は1,633万5,999円で、前年比224万6,506円の減額です。

第8款諸収入、第3項雑収入は377万8,531円で、前年比176万4,123円の増です。

第9款村債、第1項特別地方債は1億10万円で、前年比5,290万円の増額です。砂井、中原・山梨、田代、西窪、袋倉、バラギ、万座の水道施設更新工事と経営戦略策定委託、災害復旧事業債などによるものです。

歳入合計2億6,902万9,845円で、前年比5,758万7,038円の増額です。

続きまして、3ページ、4ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、支出済額1億9,357万473円と、前年比4,563万1,623円の増額です。翌年度繰越額は5,200万円です。

第2款災害復旧費、第1項衛生施設災害復旧費、支出済額870万7,600円です。翌年度繰越額は3,675万3,000円です。

第3款公債費、第1項公債費は4,697万2,706円で、19万5,252円の減額となっています。

歳出合計2億4,925万779円で、前年比5,415万3,971円の増額です。翌年度繰越額は8,875万3,000円です。

続きまして、歳出の概要を説明させていただきます。

9ページ、10ページをご覧ください。

第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費の主なものとしましては、11節電気料、一番下のほうです、571万302円、施設修繕費640万7,068円、12節水質試験検査料134万9,988円、13節簡易水道組合管理事務委託料348万3,221円、貯水槽清掃委託料118万8,000円。

11、12ページをご覧ください。

経営戦略（投資計画策定委託業務）587万4,000円、水道台帳デジタル化業務委託料541万

2,000円、メーター検針委託料112万9,330円、16節定期交換用量水器733万4,002円、管理用材料費210万5,696円等でございます。

その下の簡易水道整備事業は、設計委託料722万7,000円、工事費1億1,017万8,000円で、砂井及び西窪地区の石綿管更新工事、中原・山梨簡易水道、大笹、袋倉、仁田沢、田代地区において老朽管布設替え工事、万座地区においてポンプ井更新工事、バラギ小水道の量水器設置工事です。

第2項災害復旧費は、11節施設修繕費57万8,600円、15節災害復旧工事費812万9,000円で、台風19号により被災した田代簡易水道関連でございます。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額2億6,902万9,845円、歳出総額2億4,925万779円、繰越明許費1,279万3,000円で、実質収支額698万6,066円となっています。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松本 幸君） 認定第6号 上水道事業会計決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、認定第6号 令和元年度婦恋村上水道事業決算報告書について説明させていただきます。

上水道事業におきましては、施設の維持管理等により安全な水の安定供給に努めました。具体的には、老朽化した配水管の布設替え工事、台風19号により被災した送水管や管路の復旧工事、配水池の不断水清掃の実施、また、大口径配水管布設替え準備の用地測量を進め、有収率の改善に向けた漏水調査、経営戦略の策定を行いました。

初めに、1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出ですが、収入の部、第1款水道事業収益は、決算額1億9,532万5,158円です。内訳は、第1項営業収益が1億8,720万9,291円、第2項営業外収益は811万5,867円です。前年度比では、第1款水道事業収益は7億4,219万9,605円の減額となりました。この減額は、平成30年度に計上した過年度分固定資産修正益の減少が大半を占めています。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の決算額は1億4,216万3,932円です。内訳は、第1項営業費用1億3,157万5,026円、第2項営業外費用は1,058万8,906円です。前年比では、第1款事業費用が6億8,377万3,592円の減額となりました。この減額も、平成30年度に計上した過年度分固定資産修正損の減少が大半を占めています。

次に、2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。収入の部、第1款資本的収入は決算額3,039万3,120円です。内訳は、第1項資本剰余金39万3,120円、第2項企業債3,000万円です。

次に、支出ですが、第1款資本的支出の決算額は1億924万410円と、前年比5,266万6,810円の増額です。内訳としましては、第1項建設改良費は7,681万4,920円で、主に老朽化した配水管の布設替え工事費用等です。

第2項企業債償還金は3,242万5,490円でした。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,884万7,290円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額660万6,735円と過年度損益勘定留保資金7,224万550円で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書をご覧ください。

1、営業収益から2、営業費用を差し引いた額は4,504万767円で、前年比743万1,256円の増額です。委託及び減価償却費の減額、修繕費の増額が主なものでございます。

次に、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた額は68万5,202円で、当年経常利益は4,572万5,969円でした。

当年度純利益4,572万5,969円と前年度繰越利益剰余金6億8,919万6,398円を合わせて、当年度未処分利益剰余金は7億3,492万2,367円です。

次に、4ページの剰余金計算書をご覧ください。

まず、資本剰余金の部ですが、一番下の欄中ほどの当年度末資本剰余金残高は351万718円です。

次に、利益剰余金の部ですが、一番上段の前年度末残高の利益剰余金6億9,119万6,398円に当年度変動額4,572万5,969円を加えた当年度末の利益剰余金残高は7億3,692万2,367円です。

次に、6ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1、固定資産、(1)有形固定資産合計が13億2,205万6,378円、(2)その他無形固定資産、(3)投資その他の資産を加え、固定資産合計額は13億3,852万228円です。固定資産の明細が14ページにありますので、後でご確認いただきたいと思います。

次に、2、流動資産ですが、合計5億9,577万5,581円で、前年比2,708万9,696円の増額です。資産合計19億3,429万5,809円です。

次に、負債の部ですが、4、固定負債2億9,740万5,488円です。

次に、7ページ、5、流動負債合計は4,824万4,106円で、6、繰延収益合計は1億5,002万9,724円です。負債合計額は4億9,567万9,318円です。

資本の部は、8、剰余金、(1)資本剰余金、ロ、受贈財産評価額351万718円、(2)利益剰余金、イ、減災積立金200万円、ニ、当年度未処分利益剰余金7億3,492万2,367円です。4ページの剰余金計算書でご確認ください。

7ページですけれども、資本合計14億3,861万6,491円です。また、負債資本合計では19億3,429万5,809円で、前年比4,522万8,809円の増額です。

次に、10ページをご覧ください。

令和元年度キャッシュ・フローですが、1、業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、主なものは、当年度純利益がプラス4,572万5,969円、減価償却費がプラス5,033万3,318円と長期前受金の戻入額がマイナス770万9,401円、支払利息プラス741万4,706円、未収金の増減はマイナス3,777万8,490円、未払金の増減はマイナス996万2,024円、棚卸資産の増減額がマイナス329万1,900円、未払消費税の増減ではマイナス74万8,800円などにより、業務活動によるキャッシュ・フローはプラス4,073万3,682円となっております。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出の減少がマイナス6,543万1,141円と無形固定資産の取得による支出の減少がマイナス325万6,000円となり、投資活動によるキャッシュ・フローは6,829万4,021円の減少となりました。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良等の財源に充てるための企業債による収入の減少がマイナス324万9,758円などにより、マイナス242万5,490円となりました。資金増加額の減少はマイナス2,998万5,829円で、資金期首残高4億8,918万6,076円、資金期末残高4億5,920万247円でした。

また、8、9ページの事業報告と11ページ以降の収益費用明細についても、後でご確認いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松本 幸君） 認定第7号 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、認定第7号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

公共下水道事業は、平成2年度に認可を得て、平成7年度に供用を開始いたしました。以

来23年が経過し、経年劣化に伴う施設修繕や機器の交換時期を迎えています。平成30年度より下水道ストックマネジメント計画の作成に着手し、令和元年度は処理施設の耐震診断を行いました。

修繕の主な内容は、水質浄化センターの曝気装置、汚泥脱水機、マンホールポンプの修繕等です。また、マンホールポンプの清掃点検を行うとともに管渠調査を継続実施し、施設の維持管理に努めました。

主な増減は、歳入では分担金、負担金、下水道使用料の減額、ストックマネジメント計画に伴う補助金、災害復旧事業に伴う起債の増額です。歳出では施設修繕費の減額、ストックマネジメント計画の委託費の増加、災害復旧事業に伴う委託費の増加が主な項目です。

最初に、1ページ、2ページの歳入をご覧ください。

第1款分担金及び負担金ですが、第1項分担金収入30万円、前年比37万2,000円の減額です。

第2款の使用料及び手数料は6,746万3,974円、前年比16万2,350円の減額です。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は700万円で、前年比270万円の増額です。

第6款繰入金、一般会計繰入金は2億3,760万円です。

第7款繰越金、第1項繰越金は712万9,172円でした。

第8款諸収入、第2項雑入は7万6,000円でした。

第9款村債は1,080万円で、対前年比1,080万円の増額です。

歳入合計3億3,036万9,146円で、対前年比1,988万5,526円の増額でございます。

次に、歳出ですが、3ページ、4ページをご覧ください。

第1款下水道費、支出済額6,373万8,361円でした。内訳ですが、第1項業務管理費4,866万8,110円と142万2,507円の減額でした。また、第2項下水道事業費は1,847万251円で、前年比527万9,783円の増額でした。

第2款災害復旧費、第1項災害復旧費、支出済額1,695万3,200円でした。翌年度繰越額は3億700万円でございます。

第3款公債費、第1項公債費、支出済額2億4,252万3,157円でした。

歳出合計3億2,321万4,718円と、前年比1,986万270円の増額でございます。

次に、歳出の概要ですが、9ページ、10ページをご覧ください。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第2目管渠管理費ですが、主なものは11節電気料454万5,312円です。

11、12ページをご覧ください。

13節委託料では、マンホールポンプ点検、管渠調査委託料で393万8,000円などがございます。

第3目処理場管理費の主なものは、11節電気料443万9,033円、施設修繕費433万4,816円、13節処理場維持管理委託料1,120万5,200円、汚泥処分委託料378万3,891円等です。

次に、第2項下水道事業費は、第1目公共下水道事業費1,487万251円で、主なものは、13節公共下水道再構築基本設計委託費1,400万円と15節工事費で公共ます新設工事で77万9,800円でございます。

次に、第2款災害復旧費、第1項災害復旧費、第1目災害復旧費ですが、主なものは13節測量設計委託料1,596万3,200円で、災害復旧事業申請の委託料でございます。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額及び実質収支額は470万1,428円です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松本 幸君） 認定第8号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 引き続き、認定第8号 令和元年度孺恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

農業集落排水では、供用開始の早かった田代、干俣地区において経年劣化が進行していますが、マンホールポンプの点検や管路施設の調査を実施し、舗装工事に伴う干俣地区マンホールのかさ調整、田代地区のマンホールポンプ修繕、干俣地区のシリンダー修繕、流入装置、田代地区汚泥流入量監視装置修繕を実施いたしました。

主な増減は、歳入では分担金の増加、使用料及び手数料の減額、浄化槽設置基数の増加により国庫支出金と県支出金の増額、災害復旧事業等により村債の増加がありました。歳出では人件費の減額、施設修繕費の減額、浄化槽設置工事費の増額、災害復旧費の増額が主な増減です。

決算書の1ページ、2ページをご覧ください。

初めに、歳入の第1款分担金、負担金ですが、第1項分担金は収入済額280万6,000円で、前年比103万6,000円の増額です。

第2款使用料及び手数料、第1項の使用料収入済額6,218万3,479円で、前年比200万

9,944円の減額です。

第3款国庫支出金は642万9,000円で、前年比192万9,000円の増額です。

第4款県支出金は185万7,000円で、前年比128万3,000円の増額です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は1億762万1,000円で、前年比272万9,000円の減額です。

第8款諸収入、第2項雑入は31万9,900円です。

第9款村債、第1項村債は910万円で、前年比760万円の増額です。

歳入合計1億9,745万6,899円で、対前年比736万4,614円の増額でございます。

次に、歳出ですが、3ページ、4ページをご覧ください。

第1款農業集落排水事業費は、支出済額8,424万1,027円で、前年比71万7,690円の増額です。

第1項業務管理費の支出済額は4,644万1,588円と、前年比965万6,179円の減額です。

第2項農業集落排水事業費は、支出済額3,779万9,469円で、前年比1,037万3,869円の増額です。

第2款公債費、第1項公債費につきましては、9,794万5,542円で、151万2,866円の減額です。

第4款災害復旧費、第1項災害復旧費につきましては、599万9,917円で、翌年度繰越額200万円でございます。

歳出総額1億8,818万6,486円となり、前年比520万4,721円の増額でした。

歳出の内容ですが、9ページ、10ページをご覧ください。

第1目の総務管理費は1,398万9,248円でした。

第2目の管渠管理費は898万8,535円で、主な経費としましては、11節電気料269万7,902円と施設修繕費142万5,384円、13節委託費はマンホールポンプ点検、管渠調査委託料411万4,000円です。

11、12ページをご覧ください。

第3目処理場管理費は2,346万3,775円で、主な経費としましては、11節電気料791万1,000円、施設修繕費158万1,536円です。また、13節は処理場維持管理業務委託料922万1,400円、汚泥処分委託料256万894円等でございます。

第2項農業集落排水事業費、第1目の集落排水事業費の支出済額は205万1,750円で、15節農業集落排水工事費の187万3,000円が主なものです。

次に、第2目の個別排水整備事業費は、支出済額3,574万7,719円で、前年対比897万4,973円の増額です。主な経費ですが、11節施設修繕費193万6,150円で、浄化槽の修繕費用等でございます。12節汚泥引き抜き清掃料が974万4,352円、13節浄化槽保守管理委託料としまして926万344円、15節浄化槽設置工事費1,430万4,000円で、これは前年比683万7,600円の増額となっています。

13、14ページをご覧ください。

第4款災害復旧費は599万9,917円で、11節施設修繕費184万8,517円、農業集落排水工事費415万1,400円で、翌年度繰越額は200万円でございます。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1億9,745万6,899円、歳出総額1億8,818万6,486円、歳入総額から歳出総額を差し引き、実質収支額927万413円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松本 幸君） ここで、宮崎代表監査委員から令和元年度決算審査の意見を求めます。

宮崎代表監査委員さん、ご登壇お願いいたします。

〔監査委員 宮崎判次君登壇〕

○監査委員（宮崎判次君） 監査委員として、意見書の説明をさせていただきます。

最初に、今回の審査の対象ですけれども、これはいつも例年どおり、一般会計、特別会計、基金の運用状況、あとは公営企業の会計、これを8月5日、8月6日と2日間で終了しました。

この審査の手続につきましては、例年同じなんですけど、決算の計数は正確であるか、予算は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に執行されているか、収入支出の事務は会計法規に準拠し適正に処理されているか、4として、財産の取得、管理及び処分は適正になされているか等に主眼を置いて、関係帳票、証拠書類等を担当係から説明を求めて、例月出納検査の結果も考慮して慎重に実施しました。

基金のほうの運用状況ですが、これも1として、基本台帳の整理簿と適正に処理されて一致しているか、基金の取崩しは適正か、基金の設置目的に沿って確実に効率的に運用されているか、3としては、公営企業会計ですけれども、令和元年度の公営企業会計決算の審査は、決算書類、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、本来の目的である公共の福祉を増進するように運用されているかに主眼を置き、決算の計数を関係帳票、証拠書類と照合し、関係係から説明を求めて慎重に実施しました。

その結果、審査結果です。一般会計と特別会計、令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及びそれぞれの附属書類を審査した結果、次のとおりであると。

1、決算の計数は関係帳票、証拠書類及び指定金融機関の収入支出の各計数と合致し、正確であることが認められた。予算の執行は議決の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的に行われたものと認められた。収入支出の事務は関係法規に準拠し、おおむね適正に処理されているものと認められた。財産の取得、管理及び処分はおおむね適正になされているものと認められた。

基金の運用状況ですけれども、基金の運用は適正に行われている。収支の計算、帳票整理、おおむね適正に行われている。

現金出納帳での管理は少し改善が必要だと思います。

公営企業会計、決算帳票は経営成績、財政状況を適正に表示しており、その計数は正確である。事業の運営に当たっては、おおむね適正であると認められた。

意見として、一般会計について、総括でそこに載せていますけれども、最初の3行は村長の説明で、そっくり同じになっていると思います。

4行目から、経営収支比率88.1%となり、目標的には70%以下を目指している以上、かなり改善の必要がある。

また、財政力支出0.45は前年と同じ、今後も財政面の強化を図る以外にないということです。

歳入に関しては、これも最初の5行ぐらいは説明があったので省きますけれども、意見のほうに入らせてもらいます。

財政運営が厳しい中、実質公債費比率は目標であった15%を8年連続下回り9%と、昨年度よりも0.4%悪化しているが、学校の統合に関する事業により許容範囲であり、努力の姿が見られると。これからも県下の実質公債費比率の低い町村に近づける努力が欲しいと。

なお、今後、住民サービスを停滞させることなく、住民の理解を得ながら、一層の行財政改革を進める必要がある。

村税を主とした一般会計の収入未済額は1億503万円から8,514万円と、18.93%減少し、改善しているが、さらなる継続推進が欲しい。そのうち、大口滞納者の整理方策等の改善が必要である。今後、財政改革を急ぐだけでなく、村内の経済対策や将来に向けて投資も必要であるとする。特に雇用の拡大、地価を上げる施策、積極的な推進が望まれる。

固定資産税については1,110万円の増加になっているが、近隣の自治体等を考慮に、さら

に増収、税収の上がりですけれども、に努力願いたい。

続いて、歳出ですけれども、歳出も最初のいくつかは、数値的なものは全部事務局のほうで説明していますので、意見を述べさせていただきます。

令和元年度歳出では、統合の西部小学校工事、空調設備が完了段階となり、総合計画の推進においても大きな転換期と考える。また、行財政改革に取り組んでいる努力の様子が見える。村内外から意見を聞き、知識として捉え、改善すべきは改善し、実行に移すことが重要と思われる。

基金に関しては、意見として、基金の総計的には3億6,000万円増加して43億円台で、設置目的に従って運用されており、適正に管理されている。今後も資金運用面を今まで以上に研究し、利潤を図るべく考慮すべきと思われる。

その後に、議会費から始まって教育費まであるんですが、例年そんなに変わってはいないので、一つだけ、民生費の(5)で、新型コロナウイルス感染症問題、現在では、今婦恋ではないという状態ですけれども、これは必ず来るんだというぐらいの準備をして、準備することが重要じゃないかということで意見として挙げてあります。

それと、令和元年度決算に基づく健全化判断比率の意見書も提出してありますけれども、これは村長のほうで説明があったとおりです。それと、決算書に基づく資金不足の意見書も同じです。

以上です。

○議長（松本 幸君） ただいまの審査意見に対して、質疑がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、審査意見に対する質疑を終了します。

どうもありがとうございました。

休憩します。

休憩 午後 零時 25分

再開 午後 1時 16分

○議長（松本 幸君） 再開します。

次に、本案について総括質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

伊藤議員。

着席のままで結構です。

○9番（伊藤洋子君） 決算審議についての総括質疑を行いたいと思います。

令和元年度は、10月の台風19号により、村にとって大変な年となりました。台風対策では、村執行部が一丸となって対応したことにより、復旧・復興が進んでいる状態です。今後、一日も早く元の状態に戻れるように、誠心誠意取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

令和2年早々には、新型コロナウイルス感染が世界的に広がったため、年度末には新型コロナウイルス感染の対応にも取り組み、村としても引き続き大きな課題になっているところです。このような情勢の中で行われる令和元年度の決算審議に当たり、総括質疑を行います。

私は、決算審議の役割は、前年度の行政や財政についての評価や反省を次年度にどう生かすかをしっかりと考えることが一番の仕事だと考えております。そういった立場での答弁を求めるものです。

1つ目として、決算認定資料2、3-11、村の重点施策である福祉、教育、地域活性化等に重点的かつ適正な予算配分に努めたと示されております。この3つの施策の具体的取組と評価、そして、今後引き続き行っていく課題についての中心的な項目を挙げて、説明をお願いします。特に、現在のコロナ禍の中で、村民が安心して過ごせるための施策を今後望むものです。

2つ目、村民の財産である公共施設（村の施設）の扱いについて伺います。

1つ、アとして、指定管理施設に対する考え方。村では、デイサービスセンター、水車、直売所あさまのいぶき、そして診療所等あると思いますけれども、そうした施設が指定管理条例に基づいて管理されているかどうかお答え願います。

イとして、普通財産に対する考え方。私の認識しているのでは、鎌原にある木工センターとかしか、ちょっと今、普通財産、スキー場も普通財産になったのかなと思うんですけども、こうしたものに対する施設の管理運営、村民の財産として、どう生かし使っていくか、そのお答えをお願いします。

ウとして、教育施設、その他の施設の維持管理について。通常に維持管理をどのように取り組んでいるか。特に私は、学校等は定期的に管理して、子供たちが安心して学べる場になりたいと思っています。それから、役場も歩いていると随分、壁とかタイルが剥がれていると

かありますけれども、そうした点で、通常の維持管理をどのように取り組んでいるかをお答え願いたいと思います。

以上、大きくは2点、細かい点が3点ありますけれども、お願いいたします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の令和元年度決算に対する総括質疑がございました。お答えをさせていただきます。

大きく分けて2つ、第1点目が福祉、教育、地域活性化等の重点施策の具体的な取組について、2つ目が村民の財産の公共施設の扱いについてということで、1つが指定管理制度、2つが普通財産の考え方、3点目が教育施設、その他の施設の維持管理という質問でございました。

まず、村の重点施策である福祉、教育、地域活性化等の3つの重点施策の取組についての総括質疑でございますが、福祉につきましては、社会福祉協議会への補助金拡大、紙おむつ支給事業の対象者の拡大、高齢者温泉保養事業、福祉バスの運行、お出かけタクシー、子育て支援など、高齢者や福祉、子育て関係の事業に取り組んできております。

教育については、小学校の工事として校庭整備と照明工事、小学校、中学校の管理事業として空調設備工事、幼稚園の運営事業として同じく空調設備工事を実施し、教育環境の整備促進を図ってきているところであります。

なお、教育関係の施設につきましては、国の補助金が出るということで、緊急に先駆けて国の補助金を活用させていただいたという事業でございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

地域活性化等の施策については、幅広く事業を実施してきていると思っております。キャベツマラソンをはじめ、キャベツヒルクライムなど各種スポーツイベントの開催、また、恒例のキャベチュー、キャベツリズム研究会による孺恋ほくほくマルシェ、冬の運動会など新たな取組も増えております。どの事業も多くの村民に協力をいただいておりますが、さらに地域おこし協力隊の活躍も大きいと思っております。

今後につきましても、台風19号からの復興、新型コロナウイルス感染症が終息した後の立て直しを含めて、早期に孺恋村が元気を取り戻せるよう、あらゆる施策を実施してまいりたいと考えております。

2つ目の村民の財産である公共施設の扱いについて、まず、指定管理物件に関しましては、

ご指摘の婦恋村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に定められております手続により指定管理者候補者を選定し、議会の皆様の承認を受けて現在に至っております。指定管理後におきましては、同じくこの条例に定められております事業報告書の提出を受け、適正な指定管理がなされているかを確認させていただいておりますし、このたび改修いたしました婦恋村農産物直売所あさまのいぶきにつきましては、運営協議会を設置いたしまして、出品者を含めて、関係者の皆さんと協議によりまして、より円滑な管理運営がなされるよう仕組みを整えているところでございます。

普通財産につきましては、大きなものとしてはスキー場施設がありますが、これにつきましては、これまでご報告させていただいてきておりますとおり、ほぼ指定管理と同様な取扱いをさせていただいておりますが、近い将来におきましては、村の完全撤退を予定しているところでございます。

そのほかの普通財産としては、砂塚の村有地、平和不動産の跡地、高峯高原の村有地など公共施設用地として利用されている以外の財産になりますが、ゴルフ場用地やスキー場用地として村が貸している土地などのほかで、いまだに利用されていない土地もあり、今後は土地の利用状況を見ながら、借地あるいは売却等を考えていければと思っております。

また、教育施設に関しましては、中学校、小学校等について、各統合及び保育園との再編事業によります施設の改修等の工事が終了いたしました。令和元年度につきましては、西部小学校の校庭や照明、フェンス等の整備が終了し、現在、各教育施設の長寿命化計画を作成しており、今後におきましては、この計画により整備を進めてまいります。

運動公園につきましては、委託契約により管理を行っており、総合グラウンドにつきましては、施設が簡易なため、社会教育係にて管理を行っております。

いずれにしましても、大事な村民の財産でありますので、今後におきましても有効活用並びに適正な運営管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 答弁のほうで、1つ目ですけれども、福祉、教育、地域活性化策では、今言われたことはやられているんですけれども、今後に向けて、コロナが終わった後、また引き続き行うというふうにお答えがありましたけれども、ぜひ予算配分のほうでも、特に観光面とか、そういう子育て支援では、引き続き強く求めておきたいと思えます。

2番目の質問なんですけれども、指定管理に対する考え方で、私は、ここにも書きましたけれども、指定管理条例に基づいて管理されているかどうかということでは、特にあさまのいぶきの点では、応募のときには、きちんとその施設の使用料について、売上げの5%から十何%という、そういうものやっていたけれども、協定書には一つもうたわれていない。それで、エゴマの搾り機と選別機のことも私は疑問に思っているんだけど、その辺で、本当に今後いいのかどうか1点、ここではお聞きしたいと思います。

それから、2番目の普通財産ですけれども、例えば、先ほど挙げましたけれども、鎌原の木工センターは33万円何とかと決算書に書いておりましたけれども、やっぱりこういうところは、目的としてどういうふうだからということで、料金設定というか、補助金を出したり、逆に出さないで使用料を取っている、その辺の視点を答えていただきたいと思います。

ウのほうでは、教育施設、その他の施設の維持管理では、通常の管理と言いましたけれども、例えば、確かに学校は新しく建てたばかりですので、今のところはいいんですけれども、村として、5年に1回は外壁をメンテするとか、そういった考え方をしているのかどうか。もしそれをやっていけば、今現在の、先ほど申しました、役場なんかでも外壁がちょっと打ちひしがれていたり、階段のタイルが取れていたりとか、そんなことはないと思うんですけども、通常の管理については、村としてどう考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員、これは決算に対しての総括質疑ということで、いろいろなことがもし何かありましたら、また全協のほうでもお願いしたいんですが。総括質疑は総括質疑だけで……

○9番（伊藤洋子君） ここでは再質問はないんですか。

○議長（松本 幸君） いや、再質問は大丈夫ですけれども、決算に対する総括質疑ということですから。

○9番（伊藤洋子君） 今、総括質疑で、それに対して村長から答えていただいたから、再質問したんですけれども。

○議長（松本 幸君） それから、ちょっと議題が膨らみ過ぎるといいますか、いろいろなことの方面が一般質問的なレベルになっているような感覚ですので、決算に対する総括質疑ということでお願いします。

これはどうなのか、あれはどうなのか、あれは何なのか、そういうレベルで私はいいと思うんですけれども。

○9番（伊藤洋子君） 私はそのように取って、総括の中で、大きく2点と3点を質問したかったんですけども、それに対して、やっぱり村長としては、考えをお聞かせいただければと思うんですけども。

やっぱり、例えば今のメンテのことでも、あらゆる施設に関わってくると思うので、私は総括質疑で挙げさせてもらったんですけども、それではいけなかったでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長、答えられますか。

答弁をお願いします。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 予算に対する総括質疑、あるいは決算に対する総括質疑、本会議場で直接質問する場合は、事前の通告をお願いしたということで、今回も事前の通告をいただきました。それに対する再質問、再々質問は、私はないものだと思っておりますが、今、議長から、今の質問に対してという話がございましたので、可能な範囲でお答えを取りあえずさせていただきます。

コロナ終了後の教育、福祉、地域活性化の件でございますが、国の動向をしっかりと確認しながら、また、県のほうの動向、施策も十分に確認しながら、孺恋村の村民の健康、そして、病気にかからないような疾病対策をしっかりと取りながら、また、新たな社会制度といえますか、社会経済の活動も含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。福祉、教育、地域活性化も一体的に考えていきたいと思っております。

指定管理のあさまのいぶき等の話、あるいは木工センターの話がございましたけれども、もっと全体に、公共施設の再編について、計画を既に議会にも提示してございますが、現在建物、108ある公共施設等も全部含めて、各地区の公民館等も含めて、鋭意、全体的な不動産の建物及び土地も含めて、施設全体の計画を練っておるところでございます。それも含めて、その中には指定管理の物件も入りますので、総合的にしっかりとした計画を立て、それにのっかって今後進めてまいりたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかに質疑ございませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 村長から、公共施設については、今後、公共施設再編計画のときに、しっかりとしてやるということですけども、やはりその辺では、いつでも私は基本的に、村民の生活安全とかということ、しっかりと道路維持管理から施設管理まで、ちゃんとや

っていただきたいというのを考えております。

というのは、今も台風の被害で、パノラマラインに線を引くようにと3月議会でお願したときに、まだその線もきちんと引かれていなくて、再三、担当課長にも言いましたけれども、県のほうに頼んでいるからというけれども、やっぱりそういった、しっかりとそういう予算を組んで、やっぱりメンテをしっかりとやるということを今後に向けて、長期再編計画には入れていただきたいと思います。そのことを強くお願いして、質問を終わります。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ございませんので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。本案の審議は中日の7日に行うこととし、本日から6日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は本日から6日まで議案調査といたします。

◎議案調査について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。日程第18、議案第56号から日程第23、議案第61号までの各議案については、本日、提案説明までさせていただき、全員協議会での詳細説明の上、各議案の審議は中日7日に行うこととし、再開日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第61号までの各議案は、本日から再開日まで議案調査といたします。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第18、議案第56号 群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第56号の提案理由を説明させていただきます。

群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴い、関係条例の一部を改正及び廃止をするため、本案を提出するものでございます。慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

◎日程の変更について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。日程第19から日程第22までは、いずれも令和2年度各補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第19から日程第22までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第57号～議案第60号の一括上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第19から日程第22までを一括議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第57号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算（第7号）から議案第60号までの各特別会計補正予算につきまして、主な提案理由を説明させていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入歳出それぞれ4億6,108万8,000円を追加し、歳入歳出総額97億1,922万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国・県支出金が3億4,974万9,000円の増額、繰越金については、令和元年度決算が確定したことにより、2億6,955万2,000円の増額となりました。

また、国庫支出金の増額により財源振替を行った結果、財政調整基金からの繰入金については2億428万3,000円の減額となりました。

村債につきましては、運動公園の災害復旧事業に対する借入れの増額となります。

続いて、歳出でございますが、議会費において、議場へのエアコン設置費用として1,400万円を計上させていただきました。

総務費においては、地方財政法第7条に基づく積立てとして、財政調整基金積立金に2億977万6,000円を補正させていただきました。

また、光ケーブルの移設費用として、1,732万5,000円を計上させていただいてございます。

民生費では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の特定定額給付金の対象外となっている新生児についての給付金として、450万円を計上させていただきました。

また、衛生費においても、新型コロナウイルス感染症対策として、診療所の感染症対策として施設工事費を計上させていただいております。

教育費では、GIGAスクールに関する費用として、1,365万円増額する予算を計上させていただきました。また、給食センターのエアコン設置工事費用として、400万円計上させていただいております。

災害復旧事業につきましては、昨年の台風19号により被害のありました運動公園災害復旧事業費について4,700万円、農地災害復旧事業について1億円の増額として計上させていただいております。

以上が令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）の主な内容となっております。

続きまして、各特別会計でございますが、まず、議案第58号 国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入歳出それぞれ200万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億6,821万4,000円とするものでございます。

次に、議案第59号 簡易水道事業特別会計は、歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,587万5,000円とするものでございます。

次に、議案第60号 公共下水道事業特別会計ですが、歳入歳出それぞれ1,400万円を追加

し、歳入歳出予算の総額を3億3,981万9,000円とするものでございます。

以上、大変雑駁ではありますが、補正予算の提案説明とさせていただきます。

なお、一般会計をはじめ各会計年度補正予算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 議案第57号から議案第60号まで、順次詳細説明を求めます。

議案第57号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）について、総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第57号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）について詳細説明をいたします。

令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,108万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億1,922万8,000円といたします。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

まず、歳入でございますが、款と補正額を申し上げます。

まず、16款国庫支出金、補正額3億4,713万8,000円の増額です。

17款県支出金261万1,000円の増額です。

20款繰入金2億390万5,000円のマイナスとなっております。

21款繰越金2億6,955万2,000円の増額です。

6ページをお願いいたします。

歳入、23款村債です。4,504万6,000円の増額です。

歳入合計といたしましては、4億6,108万8,000円としております。

7ページをお願いいたします。

7ページ、歳出でございます。

1款議会費、補正額1,448万円の増額です。

2款総務費2億4,129万1,000円の増額です。

3款民生費261万5,000円の増額、4款衛生費1,096万6,000円の増額、6款農林水産業費1,596万9,000円の増額、7款商工費110万円の増額です。

10款教育費2,525万7,000円の増額、11款災害復旧費1億4,900万円の増額です。

歳出合計ですが、4億6,108万8,000円となります。

財源の内訳でございますが、一般財源のところ、国庫補助金の交付金事業への振替えをしたことによってマイナスが出ております。マイナスのところから、国庫支出金のほうへ財源を移したということで、ご承知おきいただければと思います。国庫支出金の合計額が3億4,974万9,000円、地方債が4,700万円、その他財源47万7,000円、一般財源としては6,386万2,000円としております。

8ページをお願いいたします。

歳入の内訳になります。主な項目を説明させていただきます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、補正額3,828万4,000円、説明欄でございますが、農地農業用施設災害復旧費負担金を同じく金額を見ております。

2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金3億875万5,000円の増額です。説明欄ですが、過疎地域等自立活性化推進交付金として1,000万円、それから、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金として、2億9,655万5,000円を見ております。

17款県支出金、2項県補助金、2目民生費補助金、補正額212万7,000円の増額です。これについては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業150万円、それから、群馬県幼児教育・保育無償化円滑化事業費補助金として、62万7,000円を見ております。

9ページをお願いいたします。

18款財産収入、2目物品売払収入、補正額54万7,000円の増額です。これについては、第8分団の消防ポンプをインターネット購買によって売却した収益となっております。

20款の繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額マイナスの2億428万3,000円です。これについては、財政調整基金の繰入金を2億428万円減らしておることでございます。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2億6,955万2,000円の増額です。これについては、前年度繰越金を同額を見ております。

10ページをお願いいたします。

10ページ、村債になります。23款村債、1項村債、10目災害復旧事業費ということで、補正額4,700万円の増額を見ております。

11ページをお願いいたします。

歳出の内訳になります。主な内容をご説明させていただきます。

まず、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額1,448万円の増額です。説明欄で

ございますが、議会運営事業として、議場の空調設備設計委託費、それから議場空調設備工事費、合わせて1,400万円を見ております。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、補正額2,777万5,000円の増額でございます。これについては、12ページのほうの説明欄で説明したいと思います。

12ページの丸の一番上のところですが、情報政策推進事業として、2,052万3,000円の増額を見ております。主な内容は、光ケーブルの移設業務委託料1,512万5,000円、それから、光ケーブル管路設置業務委託費で220万円、これについては、県道大笹・北軽井沢線の工事に伴いまして、光ケーブルを、村の所有している光ケーブルになっておるんですが、それを移設する委託業務となっております。

17節の町内LAN用のパソコンで、これについては165万円、それから、最終下段のところの過疎地域等の自立活性化推進事業、これについては1,000万円を見ております。

13ページに、先ほどの1,000万円の主な内容ですが、コンサル委託料として660万円、それから、ウェブサイトの制作業務委託として220万円を見ております。

13ページの8目になりますが、財政調整基金2億977万6,000円の増でございます。これについては、財政調整基金の積立金を2億977万6,000円繰り入れているということでございます。

2款総務費、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、補正額254万5,000円の増額です。説明欄ですが、主な内容になりますが、システム改修委託料として、245万3,000円その他を見ております。

14ページをお願いいたします。

14ページ、3款民生費、1項社会福祉費、5目障害者福祉費、補正額マイナスの364万6,000円でございます。これについては、説明欄の地域活性化事業の一番下段の障害福祉サービス事業所の運営事業のところの18節で、障害福祉サービスの事業所運営負担金を420万3,000円減額して、増減で、最終的には364万6,000円のマイナスということでございます。

続いて、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額616万円の増額でございます。説明欄でございますが、新生児の新型コロナウイルス感染症対策事業として、新生児臨時特別定額給付金として450万円を見ております。

なお、ここの財源内訳なんですが、一般財源から国庫補助金のほうへ以前からしております子供を守る商品券、それから、消毒関係等が交付金で見られるということで、財源を移動させております。

15ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額945万4,000円の増額でございます。説明欄ですが、同じく新型コロナウイルスの感染症対策事業として、感染症対策等の施設工事として770万円、それから、施設用品として、175万4,000円を主なものを見ております。これについても、財源内訳のところ、一般財源から国庫補助金のほうへ財源を移動させております。

16ページをお願いいたします。

16ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、墓地管理費ということで、37万8,000円の増額を見ております。これについては、共同霊園の管理事業として、使用権料の還付を37万8,000円見ております。

それから、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、補正額820万円の増額です。これについては、説明欄ですが、村単土地改良事業の農林水産業施設工事費として500万円、それから、最終の下の段の農業水路等を長寿命化防災・減災事業として、測量設計業務の150万円等を見ております。

3目の農業振興費のところ、やはり一般財源から国庫補助金のほうへ4,500万円を交付金として移動させております。これは、農家の農業支援金として、農業を守る5,000万円のうちの4,500万円を今回の交付金事業で見ているということでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。

6款の農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、補正額650万円の増額です。説明欄ですが、治山事業として650万円、これは、のり面保護と設計委託を含めて650万円を見ております。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、これについては、補正額としてはございませんが、先ほど言いました一般財源から1億3,959万8,000円を国庫補助のほうへ財源を移動させております。これについては、観光を守る商品券とか、宿泊を守る支援金ですとか、その他観光関係の予算を振り替えております。

18ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、4目の給食センター運営事業、補正額400万円、これについては、説明欄ですが、給食センター運営事業として、エアコンの設置工事を400万円見ております。

19ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額1,395万円の増額です。説明欄ですが、小学校管理事業として、小学校の工事費、ネットワークの工事と測量の委託を、測量委託については旧東小の測量だそうです、それを見ております。

それから、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額501万円です。説明欄ですが、中学校の管理事業として、嬭恋中学校の工事費450万円、それから、嬭恋中学校の管理事業、これは学校の事務事業を31万円見ております。

20ページをお願いいたします。

同じく10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額305万9,000円の増額でございます。説明欄ですが、幼稚園運営事業として、東部こども園の工事費として220万円を見ております。

同じく10款の教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、これについては、同じく21ページの6項保健体育費について、各イベント等の中止による諸費用を減額したものとなっております。

22ページをお願いいたします。

22ページ、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、補正額1億200万円の増額でございます。説明欄ですが、これについては、農地災害復旧工事費として1億円、それから、小規模農村整備事業の農林水産業施設工事費として200万円を見ております。

続いて、11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、1目社会教育施設災害復旧費、補正額4,700万円の増額です。これについては、説明欄ですが、災害復旧工事として、同じく4,700万円を見ております。

以上、簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 議案第58号 令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 議案第58号 令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に200万8,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,821万4,000円とするものでございます。

それでは、3ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

各款の補正額の説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございますが、第1款国民健康保険税、補正額3,672万9,000円の減額、税率の変更により減額となるものです。

第4款県支出金、200万円の増額、保険事業に対する県からの交付金の限度額が変更になったことに伴い増額するものです。

第7款繰越金、3,673万7,000円の増額、令和元年度からの繰越金です。

次に、歳出ですが、4ページをご覧ください。

第6款保険事業費、200万8,000円の増額、歳入のところでも説明させていただきましたけれども、保険事業に対する県からの交付金が増額になることに伴いまして、保険事業の内容の充実を図るものです。

以上、令和2年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 議案第59号 令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第59号 令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,587万5,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条、地方債の変更は、3ページ、第2表地方債補正により、簡易水道事業債の限度額を7,700万円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費、第1節簡易水道事業債、1,300万円の増額ですが、簡易水道施設工事費に伴う増額補正でございます。

7ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費、第14節簡易水道施設工事費、1,300万円の増額ですが、中原・山梨簡易水道導水管の緊急工事に伴う工事費の増額をお願いするものです。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 議案第60号 令和2年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第60号 令和2年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,981万9,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条、地方債の変更は、3ページ、第2表地方債補正により、公共下水道事業債の限度額を2,700万円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第9款村債、第1項村債、第4目災害復旧事業債、1,400万円の増額ですが、災害復旧事業に伴う増額でございます。

7ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第2款災害復旧費、第1項災害復旧費、第1目災害復旧費、第14節災害復旧工事費、1,400万円の増額ですが、昨年の台風19号災害関連工事に伴う工事費の増額をお願いするものです。よろしくお願いたします。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第23、議案第61号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 工事名、令和元年度（仮称）ふれあいマルシェ新築工事につきまして、契約金額の変更がございます。本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本

案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導いただき、ご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（松本 幸君） 日程第24、請願書・陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（松本 幸君） 日程第25、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際お諮りいたします。決定された議員派遣について、変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（松本 幸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、6日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから6日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 幸君） 本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 2時07分

令和 2 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和2年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和2年9月7日(月)午前9時58分開議

- 日程第 1 答申第 1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見(答申)について
- 日程第 2 認定第 1号 令和元年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和元年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和元年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和元年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和元年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第56号 群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第57号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第12 議案第58号 令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第59号 令和2年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第60号 令和2年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第61号 工事請負契約の変更について
- 日程第16 議案第62号 物品購入について(第2分団消防自動車)
- 日程第17 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第65号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	加藤康治君
教育長	地田功一君	総務課長	黒岩崇明君
総合政策課長	佐藤幸光君	税務課長	滝沢文彦君
住民福祉課長	熊川真津美君	建設課長	滝沢勇司君
農林振興課長	横沢貴博君	観光商工課長	地田繁君
上下水道課長	宮崎忠君	教育委員会 事務局 地域交流推進 室	熊川武彦君
会計管理者	宮崎由美子君		宮崎貴君

事務局職員出席者

議会事務局長 土屋和久 書記 宮崎剛

開議 午前 9時58分

◎開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第6回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎答申第1号について

○議長（松本 幸君） 日程第1、答申第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）についてを議題といたします。

本案については、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、答申第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）については、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第2から日程第9まで、令和元年度各会計歳入歳出決算認定について一括議題とし、これより審議をいたします。

本案については、本定例会第1日に既に当局の説明が終わり、それぞれ議案の調査を願っておりましたので、ただいまから質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計歳入歳出決算認定から順次行います。

最初に一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 総括質疑でお願いしたんですけれども、村長よりはっきりとした答弁がなかったので、1点お聞きしたいと思うんですけれども、例えばですけれども、建物の維持管理で教育施設、学校なんかは何年に何回とか、役場とか何年に何回とかというのが、それが決算の資料の中にどのように示されているか、この令和元年度予算で具体的に上がっているところがあったら、教えていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 質問の趣旨が、ちょっと意味がよく分からない部分があるんですが、公共施設につきましては、公共施設の再編計画を現在つくって、議会のほうにも提出をしておるところでございます。それに従いまして、しっかりと土地及び建物、特に建物につきましては、110あったのが今現在は108ですか、しっかりと管理運営をしまいたい、こう思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は再編計画のことを聞いているのではなくて、維持管理するのに、例えばですけれども、マンションとかは鉄筋だったらこうとか、何か建築技法によって、何年に1回はこういうふうメンテするというのも決めてやっているようなんですけれども、公共施設はどのようにやっているかというので、それが令和元年度の中に、どこかにうたわれていたら、教えていただきたいという質問だったんですけれども。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在は、令和元年度の決算ということでお願いをしております。当初予算はご承認をいただいて成立し、また、必要に応じて補正予算を編成し、その補正予算もその都度、議会の承認を得て、予算を執行してきたということでございます。

したがいまして、まだ令和3年の話は、これから予算編成に入るということでございます

ので、今決算の話でございますので、決算につきましては、全員の決算の特別委員会で説明してきたとおりでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、令和3年度とか一言も言っておりません。ただ、建物の維持管理について、この令和元年度の決算の中にうたっているとしたら、決算の中に示されているとしたら、例えば役場のここをこう直したとか、そういうことがあるかどうか、私が見た限り見当たらないけれども、そうすると、令和元年度には、そういった建物の維持管理のことはなかったということで捉えていいということではないんですね。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ただいまの伊藤議員のご質問でございますが、令和元年度においては、細かい修繕等がございますが、大きな改修等はいたしておりません。

それで、令和2年度になりまして、孺恋村の公共施設の総合管理計画というのを現在策定しようとして、今、委託業務をして行っておるところでございます。今後、その辺のことも踏まえまして、また議員の皆様にはしっかりご説明をしていきたい、こんなふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 後期高齢者保険の中で、収入未済額とかも出ていたわけですがけれども、いつも心配するのが、それによって医療を受けられなくなる方がいないことを願っているんですけども、いつもお願いしているんですけども、そういうふうに個々に対応して、そういった医療にかかるときに不都合が生じたという方がいないかどうか、その辺についてをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えします。

後期高齢につきまして、今、人数は把握しておりませんが、未納者につきましては、納付をお願いする等のことをしておりますので、医療にかかれない方はいないと承知しております。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、上水道事業会計決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

次に、各会計決算認定について、一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 私は、一般会計について、賛成の立場で討論させていただきます。

私は何年も、ただ残すのでは駄目だと、そうじゃなくて、先行投資をして種をまいて、観光振興、雇用拡大にやったらどうかということを何年も言い続けてきました。

今回も、監査委員も私と同じようなことを言っております。今後は財政改革を急ぐだけでなく、村内の経済対策や将来に向けての投資も必要と考えると、私と同じようなことを言っています。

今回、私は賛成というのは、コロナの感染防止の面から見て、婦恋村の基金を7億1,630万円崩したという報道がございました。そんな中で、いずれにしても、ない袖は振れないということで、お金をためることも大切かなという思いから、今回は賛成といたします。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、一般会計に反対で、ほかの会計に賛成ということで、決算に賛成ということで討論を行います。

なぜ一般会計に反対かといいますと、まず総括質疑の中で、村長に何点か質問したわけですが、それに対して、本当に誠心誠意ある答弁とは言えない、再質問があるなんて思ってもいなかったという言葉まで出て、私は、本当にこれが議会なのかということで思いをめぐらせたところです。

それとあとは、一般会計、いろいろ工夫されているとは思いましたが、今のように、私は、今後、公共施設の再編は、これから確かに108ある施設を検討してやっていくというのは考えているんですけども、考えているのは分かるんですけども、これまでの、例えばこれは令和元年度の決算ですけれども、これまでの維持管理ではどうだったのかというのを聞きしても、そういったことに、本当にこれまでやってきたことへの思いと、今後に生かすというのの誠実ある答弁ではなかったと私は思っております。

それと、令和元年度は、決算の質疑でも言いましたが、台風とかがあって、それに対する対応では一生懸命やって、村民もよかったということでありましたけれども、その後の

コロナに対することでも、一生懸命やっているというのを感じたんですけれども、ただ予算の使い方として、これはちょっと補正とも関わるから関係なくなっちゃうけれども、やっぱりもっとコロナ対策は、新たな施策をもっと創意工夫する必要があるというので、それがやっぱり決算を経て、次年度予算に生かすという決算審議の大きな目的にも反すると思いますので、私としては反対です。

国保会計と後期高齢者保険は、予算では私は反対の立場を取りましたけれども、決算審議の中で、例えば国保においては、資格証明書の対象者も減ってきている、短期保険証の方にもいろいろ対応して、医療にかかれなくなるようなことはないということをお聞きしましたので、この1年間でいろいろな取組をされたのかなということで、賛成としたいと思います。

今後、やっぱり私たちは、村民の暮らしと命と、それから商業を守ったり、事業を守ることを中心に一生懸命やることを要望して、討論いたします。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

認定第1号 令和元年度孺恋村一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 令和元年度孺恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 令和元年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号 令和元年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 令和元年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

村長。

○村長（熊川 栄君） 決算認定、ありがとうございました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第10、議案第56号 群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） もしかしたら記憶がなくなって、再質問になっていたら申し訳ないんですけども、もし嬭恋村で、そういった公平委員会に申入れしたいということが起こったときの手順を教えていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 嬭恋村でそういう事例が起こった場合でございますが、今回、群馬県で共同設置ということになっておりますので、群馬県の公平委員会のほうへ申立てをしていくということで、そういう事務手続になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） そうしますと、直接というと、私がこれはやったことがないので分からないんですけども、何か申請書類とか申込書類とかが村のどこか窓口においてあって、群馬県のほうに提出するようになるということなんですか。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） その辺の手順につきましても、しっかり総務課のほうで対応させていただきまして、詳細に分かるようなことでご相談いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第11、議案第57号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、一般会計補正予算に反対の立場で討論するとともに、予算の組

替えを要望したいと考えております。

というのは、予算の内容を見ますと、これまで予算化していたもの、例えば学校給食費の返還金、それから晴レルヤの予算のこととか、キャベツの予算でも、令和2年度の予算に組み込まれていたものを、コロナ関連要望の交付金の申請項目の中に全て入っているということは、これまで予算化したものがコロナ予算の交付金のほうに入れているということは、簡単に考えれば、その分の予算は、村が組んだ分を使わないで、また繰越しになってしまう。

それよりも、私としては、村民の思い、村民は本当に感染を恐れている、そうした中で、もし自分のうちで出たらどうしようとか、そのときの事業の継続はどうしようとか、PCR検査を本当に行ってみたいけれども、お金もたくさんかかるしとか、そういった不安があるし、もしくは、本当に生活が苦しいから、国がやった給付金のように新たにまた組んでくれると助かるとか、そんな要望がたくさんあります。

そうしたところへの予算にすることのほうが、本当に補正予算を組む意味、新型コロナ感染予防の交付金を活用するというふうに私は思っているので、組替えをして、全協の資料で示された新型コロナ対策感染予防の交付金の活用計画を、本当に、今回新しく来た2億2,000万円分、それでこれまでの7,600万円を合わせたのが、新型コロナのための予算になるように組み替えてお願いしたい。

あとは抗体検査も、できるとしても9月30日で終わりということでは、その後はまた自己負担になってしまうわけですから、やはり今後もっともっと感染が広がるかもしれないという不安の中にいる村民の要望に応えるような予算に、私は組み替えてほしいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第12、議案第58号 令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第13、議案第59号 令和2年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第14、議案第60号 令和2年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 7ページの災害復旧費1,400万円の箇所づけはどこになるのでしょうか。教えてください。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 公共下水道事業で災害復旧事業を3か所発注しております。その中で、芦生田の1号水管橋というところで、当初の仮設計画等でできない部分がありまして、その部分の工事費の増額をお願いしたところであります。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第15、議案第61号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第16、議案第62号 物品購入について（第2分団消防自動車）を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第62号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第3条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につき、担当課長より説明させますので、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第62号 物品購入（第2分団消防自動車）の案件について、詳細説明をさせていただきます。

取得する動産品名及び数量でございますが、消防自動車、これは可搬の搭載車両だということでございます。数量については1台。

契約金額でございますが、2,024万円。

契約の相手方、温井自動車工業株式会社、住所は群馬県高崎市矢中町821。

次のページをご覧ください。

次のページに、入札経過が示してございますので、参考にしていただければと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

大久保守議員。

○10番（大久保 守君） 今度、第2分団、消防車が入るわけですが、田代、干俣も購入した際に、消防小屋を新設するということで出ておるわけですが、第2分団のほうはどうなるのでしょうか。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 大久保議員のご質問でございますが、現在、詰所の関係については、田代地区と、現在、干俣地区を計画をしております。次の計画については、今、各分団等、区長さん等を通じて、今、調整をしておりますが、今のところ、大笹と鎌原が有力かなと思っております。

また、ちょっとその辺も含めて、いろいろ調整をさせて、予算のほうに反映していきたい、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

土屋議員。

○ 番（土屋 君） 婦恋村はこれから、この可搬型ポンプが、婦恋村の全区に同じポンプで導入、これからしていくという方向で進めているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ただいまの土屋議員のご質問でございますが、現在の運転者のことなのでございますが、以前は4トン車、我々の時代は4トン車未満までは運転できたんですけども、現在の若い人が、幾つか段階があるそうなんですけれども、現在のですと、2トン未満じゃないと運転ができないと、普通免許では運転できないということですので、それを考慮すると、現在、今回ご提案されている可搬式の搭載車両の消防自動車は、今、若い人が、運転免許を持っている方が運転できる消防自動車ということでございますので、今後はそういう形で進めていければと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 土屋議員。

○ 番（土屋 君） 今まではやっぱり、今、総務課長が説明のあったとおり、免許証で、団員は来ても免許がないから消防が出動できないというような、いろんなそういう不具合があったと思うんですけども、これからはこういうことだと、みんな出動が、4人か5人集まればすぐに出動できるということで、本当にいいことだと思いますので、お願ひします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど可決した補正予算に、消防自動車を、何というんでしょう、売るのに、ネットで何かしたということがありましたけれども、私の記憶ではちょっと、そうい

うの初めて予算に載ったかなと思ったんですけれども、今後もそういう形をして、少しでも村の収入になるようにしていく考えなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 消防自動車につきましては、今年もそうなんですけれども、不用になったというか、使わなくなった消防自動車を廃車することではなく、ネット公売、オークション形式なんですけど、そこに出して、できれば村の収入というんですかね、そこにつなげていくためにも、ネットオークションで今後も販売できればしていきたいと、こんなふうな思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第17、議案第63号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第63号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

担当課長より詳細説明をさせます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） それでは、議案第63号 工事請負契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。

工事名は、嬭恋村運動公園災害復旧工事。

契約金額は2億5,025万円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は2,275万円。

工事場所は、嬭恋村大字大笹地内。

契約の相手方、佐田建設株式会社、住所は群馬県前橋市元総社町1-1-7。

本工事につきましては、令和元年の台風19号によります災害の復旧工事となります。

なお、工期につきましては、3月25日を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第18、議案第64号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第64号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

担当課長より説明をさせます。ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 議案第64号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。

工事名、令和2年度 村道大前細原線（大前橋）旧橋撤去・護岸工事。

契約金額4,823万5,000円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額438万5,000円。

工事場所、嬭恋村大字大前地内。

契約の相手方、渡辺建設株式会社。群馬県吾妻郡嬭恋村大字三原875番地。

裏面をご覧ください。

入札の経過が記されておりますので、ご確認ください。

それと、議決の金額の関係なんですけれども、一応予定額が5,000万円以上ということで、今回議案として提出させていただきました。よろしくお願います。

工事の内容についてなんです、旧橋の撤去工が一式です。それと、護岸工ということで、右岸、左岸、両岸で護岸工を施行します。

工期については3月19日を予定しております。よろしくお願います。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第19、議案第65号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上坂建司君の退場を求めます。

〔4番 上坂建司君退場〕

○議長（松本 幸君） 本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第65号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年孺恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

担当課長より説明をさせます。ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 議案第65号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。

工事名、令和2年度村道芦生田向原線法面補修工事。

契約金額6,435万円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額585万円。

工事場所、嬭恋村大字芦生田地内。

契約の相手方、上坂建設株式会社、群馬県吾妻郡嬭恋村大字芦生田410-2です。

裏面をご覧ください。

入札経過が書かれております。ご確認ください。

工事の内容についてですが、のり面の吹きつけ工を予定しております。10センチのコンクリートのモルタルを吹きつけるんですが、1,016.5平米という形で予定をしております。

完成期日は3月19日を予定しております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） この工事は、台風とは関係なく、通常の維持管理というか、そういったほうの工事なんですか。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 直接、災害復旧事業という枠で予算を取られているものではありませんが、のり面の既設に吹かれたコンクリートの吹きつけが浮き上がって、今の現道へ崩落しているような状態なので、早急に復旧を図りたいということで、今回出させていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

上坂建司君の入場をお願いします。

〔4番 上坂建司君入場〕

◎休会について

○議長（松本 幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、10日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから10日まで休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松本 幸君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時44分

令和 2 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和2年第6回孺恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和2年9月11日(金) 午前10時01分開議

日程第 1 議案第66号 物品購入について

日程第 2 発議第 1号 「愛郷ぐんまプロジェクト 泊まって! 応援キャンペーン」の
再実施を求める意見書(案)について

日程第 3 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 4 一般質問

日程第 5 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程第5まで同じ

発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財
源の確保を求める意見書(案)について

出席議員(12名)

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
総合政策課長	佐 藤 幸 光 君	税 務 課 長	滝 沢 文 彦 君
住民福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	観光商工課長	地 田 繁 君
上下水道課長	宮 崎 忠 君	教育委員会 事務局 会長	熊 川 武 彦 君
会計管理者	宮 崎 由美子 君	地域交流推進 室 長	宮 崎 貴 君

事務局職員出席者

議会事務局長	土 屋 和 久	書 記	宮 崎 剛
--------	---------	-----	-------

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第6回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第1、議案第66号 物品購入についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第66号 物品購入についての提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第3条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

担当局長より詳細説明をさせます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 議案第66号 物品購入について説明させていただきます。

1、取得する動産品名及び規格、数量、G I G Aスクール用パソコン626台。

契約金額2,816万3,740円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額256万340円。

契約の相手方、株式会社ナブアシスト、群馬県前橋市元総社町521-8。

裏面をご覧ください。

入札経過がございます。

本品の場合は、4か町村の共同調達で実施させていただきました。

入札経過の1番目と2番目の株式会社ナブアシストと株式会社ソッキテックが同額ですが、これにつきましては、共同調達のため、他町村で他のものが調達品目に入っていて、そちらのほうの価格がナブアシストが安かったために、ナブアシストと決定させていただきました。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） これは、吾妻郡6か町村あるわけですけれども、共同電算をされていて、4か町村というのは、どこどこの町村か教えていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

嬭恋村、草津町、長野原町、中之条町でございます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 一応、626台で共同購入ということですが、嬭恋分は何台になるんでしょう。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 大久保議員のご質問にお答えいたします。

626台が全て嬭恋分となります。小学生、中学生及び教職員の分も含めてということになります。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今、嬭恋分が626台ということですが、小学校、中学校、教職員の数を教えていただきたいのと、生徒数とか児童数に増減があると思うんですが、

その辺も何年か分を見込んでやっていたらいいのか。それと、開始時期というか、これはいつ頃から本当に開始になるのでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

このパソコンにつきましては、中学校の生徒分211台、東部小学校が182台、西部小学校が196台、教師分が中学校が8台、東部小学校は8台、西武小学校は12台、なお、予備として各学校に3台ずつで626台を予定しております。

また、これが見えるようになるのは、学校の配線設備が整わないとできないものですから、そちらの工期は3月25日となっておりますので、3月25日までには見えるようになるものとして現在取り組んでおります。

○議長（松本 幸君） ほかにご質問ありませんか。

土屋議員。

○6番（土屋幸雄君） これ、パソコンを導入するというございですが、学校の先生がこういう対応というのは、すぐできる体制になっているのか。そして、これ、パソコンを今度600台買えば、今度は、いずれ3年か4年にはパソコンを更新しなくちゃならない。そういうときは大金が、また一遍に金がかかると思うんだけど、その辺のことの対応について質問をいたします。どうするか。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 土屋議員のご質問にお答えいたします。

先ほど土屋議員ご指摘のとおり、先生もこれにつきましては、文部科学省のほうから5年計画で行われていたものが、前倒しで、昨年度の末の補正予算で突如として、今年度中に整備するということが決まったものですから、当初は吾妻郡においても、モデル校を設定して、そちらのほうで授業の構成とか、研究した後に導入していくはずだったんですが、コロナの関係で前倒しされておりますので、一度に導入ということになっております。

ですから、先生方にも聞いてはいるんですけども、なかなか対応は難しいんですが、その辺のところは研修等を通じてやるということと、今後、県から一斉に同一のソフトが提案される予定ですので、そちらの使い方も含めて、全県一斉になるんじゃないかと思いますが、研修をしたりするようになると思います。

また、今後、更新ということが、当然パソコンが古くなると起こるんですけれども、その都度購入になるかと思いますが、その辺については、今のところ、国の補助がどうなるかとかというのは全く示されておりませんので、今後の検討課題になるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 本議案につきまして、数名の議員の皆さんからお話、質疑がございました。ご存じのようにGIGAスクールにつきましては、昨年の秋、政府のほうで、学校教育におけるオンライン教育をしますということで、オンラインを、予算化を国のほうもしてきたという経緯がございます。

その中で、指定校で最初やろうということでございましたが、ご存じのようにコロナのパンデミックが生じた以降、諸外国においては、オンライン教育は当たり前になっております。それを踏まえて、孺恋のほうも、また国のほうも、群馬県の教育長をはじめ群馬県の教育委員会のほうも、全ての学校にオンライン教育をしますということになって、政府のほうも急遽また補正を組んだということでもあります。

国の政策で、国の補助金を使って、全生徒が公平・平等にオンライン教育ができる体制づくりということで、現在取り組んでおります。

また、5年後どうするんだという話でございますが、国が積極的に進めてきた経緯ということもありますし、先進国の中で日本の教育は、オンライン教育は遅れているということもありますので、今後も政府の政策をしっかりと確認しながら、また政府が推進する事業につきまして、また交付金なり補助金なりをしっかりと確認しながら、しっかりと子供たちのオンライン教育を果たしてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

全部村の金ではございません。補助率は、ちょっと確認、まだちょっと詳細はしていませんが、国のほうの事業、中心の事業ということで、国のお金を当てに今はしておりますけれども、今後もしっかりと取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、要望を添えて、今の世の中なので、これはやむを得ないかなという思いで賛成としますけれども、今、村長のほうから、国が進める事業だから、国のほうの交付金とか、そういうものを考えながら、要望もしながらというところでは、それはぜひ、やっぱりやっていくべきだと思いますし、それから、先ほど土屋議員からありましたように、教師の体制のほうも、教職員に負担が生じないように、やはり県とかにそういった点も要望しながら進めていかなければ、今でも忙しい教師なので、その辺は村としても万全の体制を取ることを要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第2、発議第1号 「愛郷ぐんまプロジェクト 泊まって！ 応援キャンペーン」の再実施を求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

大野克美君。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可をいただきまして、発議の説明を行いたいと思います。

これは議員発議でありまして、いわゆる議員のほうから山本知事のほうに意見書を出すと

いう、そういう種類のものでございます。内容としましては、ここにあるように、愛郷ぐんまキャンペーン、よく出ていますけれども、特に今年の6月、7月ぐらいから、群馬県が愛郷キャンペーン、ここに書いてありますように、泊まって！ 応援キャンペーンの実施を行いました。

これが、特に7月ぐらいまで非常によく機能しまして、大変助かりました。提出の理由の中にも、8月から国によるG o T oキャンペーンが始動したものの、今は8月から、今は国でも最近始まりましたけれども、G o T oキャンペーンが始まりましたけれども、愛郷キャンペーンのほうが非常に、なかなかうまく機能していないという点もあります。

そして、7月ぐらいまで、群馬の愛郷キャンペーンで非常によかったんですけども、特に8月のお盆過ぎて、また、9月からずっとまた、かなり落ち込みが続いております。そして、宿にとって敷居の高さもあり、宿泊需要の大きな落ち込みを補完する形には、今のところ、G o T oキャンペーンはまだいっていないような状況であります。

そこで、7月までに実施されたぐんまプロジェクト 泊まって！ 応援キャンペーンは、非常に宿泊施設には、宿泊当たり1,000円の負担をする必要があったものの、仕組みが非常に簡単で分かりやすいんですね。また、県内移動のみという形になっている安定感も手伝って、特に7月の売上げをカバーするのに非常に大きな力となっております。

宿泊業界において、再実施を求める意見が数多く出されておりますけれども、数多くの現状から、嬭恋村議会においても、県に対してキャンペーン再実施を要望するものを別紙のとおり行いたいと、こういう意見書であります。

その内容は、裏に書いてありまして、これは先日の産建とか、あるいは地方創生のほうでもやったやつですね。それですので、裏のほうは今回特に読みません。

ぜひこれをよろしく願います。どうもありがとうございます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は提案のとおり可決されました。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（松本 幸君） 日程第3、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に、陳情書1件、要望書1件を所管の委員会に付託し、調査願っておりましたが、審査が終了しましたので、陳情第2号 旧鎌原小学校附帯設備水泳プールの再利用について、要望第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について一括報告をしていただき、案件ごとに質疑、討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） それでは、総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会では、陳情1件、要望1件について、当委員会への付託を受け、9月7日午前11時から委員6名、議長、当局から村長、副村長、教育長、関係課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査しましたので、その結果について報告をさせていただきます。

最初に、孺恋村老人クラブ連合会長、孺恋村ゲートボール協会会長から提出された陳情第2号 旧鎌原小学校附帯設備水泳プールの再利用についてを審査いたしました。

陳情の趣旨は、学校統合によって利用がされなくなった旧鎌原小学校の屋内プールを改修していただき、通年利用可能なゲートボール場として、高齢化率が高まる中、高齢者の健康増進に活用を行いたいとするものです。

委員会では、ゲートボールのコート幅が確保できることや、耐震や必要な設備が確保できるのかなどの調査をし、利用するよう進めるべきとの意見があり、全会一致で採択と決しました。

次に、群馬県町村議会議長会長から提出がありました要望第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての要望書について審査をいたしました。

要望の趣旨は、新型コロナウイルス感染症の影響により予想される地方税・地方交付税の大幅な減少等により、地方財政の逼迫が懸念されるため、国に対して地方交付税の損額を確保することや、固定資産税の制度の見直しについて行わないことなどを要望するものです。

議長より、群馬県の町村議会議長会において、意見書の提出について要望があったことと、村長からは、群馬県町村会において、既に同様の意見書を提出したことの報告がありました。委員からも賛同する意見で統一をされ、全会一致で、意見書の提出をしていくことで採択と決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 陳情第2号 旧鎌原小学校附帯設備水泳プールの再利用について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 委員会の中では、この工事をいつ頃やるとか、そういう審議というか、討議をされたんでしょうか。今、9月ですので、なるべく早くやってあげられたら、冬に向けて助かるんじゃないかなと思うんですけども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） 期日のお話までは出ませんでした。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 本件につきまして、当局といたしましては、陳情が全員一致で採択されましたので、本会議で採択をご承認いただくという状況が発生すれば、最大限期間を短縮して、要望に応えるべくしっかりと対応してまいります。こう考えております。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第2号 旧鎌原小学校附帯設備水泳プール再利用について、総務文教常任委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおりといたしました。

続いて、要望第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書の提出について、総務文教常任委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

◎日程の追加について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。ただいま、総務文教常任委員長から発委第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） それでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について、提案理由の説明をさせていただきます。

本委員会に付託された要望第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件について審査した結果、採択と決したため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものです。

次のページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の概容説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなって

おります。地方自治体の財政は、福祉・医療、教育・子育てなど、多くの喫緊の課題に加え、長期化する感染症対策に、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、下記のとおり、5つのことについて強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を内閣総理大臣ほか関係大臣宛てに提出するものです。

以上で提案説明とさせていただきます。

○議長（松本 幸君） 本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は提案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（松本 幸君） 日程第4、一般質問を行います。

土屋幸雄君外5名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（松本 幸君） 初めに、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

〔6番 土屋幸雄君登壇〕

○6番（土屋幸雄君） 議長の許可をいただきましたので、孺恋村観光関連事業者救済について、一般質問をさせていただきます。

孺恋村の観光商工経済は、昨年の台風19号の直撃と年度初めからの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、破壊的な被害を被りました。

特に新型コロナウイルスでは、今年1月15日に国内初の感染症患者発生以来、8月31日現在では、全国で6万9,147人の感染者が発生し、1,313人が亡くなっています。その間、孺恋村でも学校の休校や、いろいろなイベントや行事が中止となり、村民の生活に多大な影響が出ております。

孺恋村の経済においても、政府の緊急事態宣言を受け、休業や営業自粛などを余儀なくされ、さらに、観光客や飲食店などの外食産業を利用する人の今までにない減少に、倒産・閉店の危機に見舞われている村内事業者も存在しております。

このような状況の中、国や県、また孺恋村でも早々に、給付金や無利子の融資などのいろいろな対策を取っていただき、ようやく息を吹き返しつつありますが、さらなる支援が必要と思われまます。

孺恋村の観光商工業復活のために、次の3点について質問をいたします。

まずは、第1問として、前回質問をいたしました対応について質問させていただきます。

前回、テークアウトなどの新しい事業形態に取り組み、衛生面での安全・安心のための感染防止策や誘客対策に取り組む飲食店や宿泊業者に対して、村として支援や提案ができるという対策を検討していただきたいとの質問をしましたが、調査するとの回答をいただきましたが、その後、どのような対策や提案がなされたのかお伺いいたします。

2番目、泊まって！ 応援キャンペーンについて。

6月5日から7月31日まで実施された、県内宿泊施設に泊まった県民に1人1泊5,000円を補助した愛郷ぐんまプロジェクト 泊まって！ 応援キャンペーンについては、県の発表では、期間中の利用者が延べ32万7,000人だったそうです。そして、孺恋村では、1万8,975人の観光客がこのキャンペーンを利用し、村観光業の復活に大いに役立ったとお聞きしております。

しかしながら、この期間内に休館していた宿泊施設もありました。休館をしていなければ、もっと大勢の皆さんが孺恋村に訪れたと思います。

群馬県では、予想30万人を超えた分については、予備費で対応する予定だそうですが、嬭恋村では、このキャンペーンの施設負担分1,000円を補助し、当初1,000万円の予算でしたが、1万8,975人だと1,897万5,000円であり、897万5,000円が不足いたします。

観光業の復活のため、県同様に不足分を補正して対応する考えはあるのか、お伺いいたします。不足分を宿泊業者が負担するのは、疲弊した経営状態では不可能だと思われます。

3番目、G o T o トラベルキャンペーンについては、泊まって！ 応援キャンペーンは成果を上げましたが、壊滅的状态にある観光業は、いまだに瀕死の状态にあります。

私の調査によりますと、昨年、村内宿泊施設の食材ほか総仕入れ額は30億円近くに上り、そのうちの3分の1である10億円近くが地元商工業者よりの仕入れとなっております。その10億円の納入額が、本年度は3分の1の3億円以下になってしまう予想であります。

観光業は、それ以外にも、多くの村民の雇用など、嬭恋村にとっては極めて裾野が広く、影響の大きい重要な産業だと考えられます。ここは、宿泊業者にさらなる支援を実施しないと、村内宿泊関連商工業者が倒産、廃業、従業員の解雇等の憂き目を見るのは明らかです。

泊まって！ 応援キャンペーン同様、G o T o トラベルキャンペーンに合わせて、村内の産業を広く支援するためのさらなる宿泊補助をしていただけないか、お伺いします。

また、嬭恋村独自の視点で、観光関連事業者が生き残っていけるような何らかの施策を考えているのかも併せて伺います。

以上、明快な答弁をお願いします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

嬭恋村観光関連事業者救済についてという大きなタイトルでございました。その点、質問事項については3点ございましたが、3点につきまして、順次ご回答をさせていただきたいと思っております。

まず、最初の案件でございますが、前回の質問、テークアウトなどの新しい事業形態に取り組み、衛生面での安心・安全のための感染防止策や誘客対策に取り組む飲食店や宿泊業者に対して、村として支援や提案ができる対策を検討してほしいとの質問に対しまして、調査をすると回答しました。その後、どのような対策や提案がなされたかということでございますが、近隣町村に対しまして、感染防止策や誘客対策に取り組む飲食店や宿泊業者に対して

の支援策等を確認させていただきました。具体的には支援策がない状況でもありました。また、感染防止策に対する補助金に関しまして、県へも確認をいたしました。対応できる補助金もない状況でございます。

村といたしましては、既存の売上げアップ補助金の内容も含め、商工会と連携をしながら検討してまいりたいと思います。

続いて、第2点目のご質問でございますが、愛郷ぐんまプロジェクト 泊まって！ 応援キャンペーンにつきまして、群馬県発表では、期間中の利用者延べ32万7,000人、群馬県は30万人を超えた分について予備費で対応、嬭恋村では、このキャンペーンの施設負担分1,000円を補助し、当初1,000万円の予算でしたが、村の期間中の利用者1万8,975人、つまり1,897万5,000円となりますが、オーバー分の897万5,000円が不足となりますが、不足分を補正して対応する考えはというご質問でございました。

不足分に関しましては、同じ項目にある新型コロナウイルス感染症対策事業費を活用させていただきながら、全額補助できるよう検討させていただきたいと思います。

続きまして、G o T o トラベルキャンペーンについてでございますが、泊まって！ 応援キャンペーン同様、G o T o トラベルキャンペーンに合わせて、村内の産業を広く支援するためのさらなる宿泊補助をしていただけないか。また、嬭恋村独自の視点で、観光関連事業者が生き残っていけるような何らかの施策を考えているのかということでございますが、今後の状況に応じて、何ができるのかを観光関係者と協議をし、ご意見をいただき、村ができる限りのことをしてまいりたいと考えております。

群馬県の愛郷キャンペーンは、今、議会のほうでは、意見書を知事宛てに提出するということが決議されました。ぜひとも、それとも連動しながら、当局のほうでも県のほうにはしっかりと、群馬県の愛郷キャンペーンに続く、6月、7月に続く新たな施策をお願いしてまいりたいと思っております。

なお、国が施行しておりますG o T o トラベルキャンペーンでございますが、8月1日からは東京都を除いたG o T o キャンペーンが始まっております。東京都の人口は1,400万人おりますので、東京都が落ちるということは、全国的には非常に効果が薄いということでございます。新聞報道等、マスコミ報道等でもご存じのように、国は東京都の1,400万人に対しても、G o T o 東京ということで、規制を緩和し、経済活動の活性化に向かってかじを切る方向で、現在動いておるところでございます。

我が村におきましても、G o T o トラベル、国のやる施策に対して、それに従って何らか、

今予算確保してある部分を含めて、サポートできる部分につきましては、連携したサポートをしっかりと考えてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） テークアウトは補助金の対象がないという答弁でございました。

だけれども、嬭恋村は補助金がなければ、いい発想ができないのかね。こういうこと、いろいろなことに対して。

私は、例えば、今、コロナウイルスで、テークアウトで弁当とか、いろんなものを飲食店が作っていると思う。そういうものを利用して、何かイベントとか、何とかグルメとか、そういうものを募集して、できる方法は嬭恋村だって、金かけなくてもできる方法はあると思うんだけど、ただ補助金がないということで終わるとするのは納得できないんだけど、その辺の回答をちょっとお願いします。何かあれば。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 土屋議員の質問にお答えさせていただきます。

テークアウト等のお店に対しての補助金ということもありますけれども、何かできないかということでございます。

今現在、群馬県が募集をしているストップコロナ対策認定制度ということで、群馬県が認定をして、各業界団体が作成した感染対策ガイドラインに基づいた感染症対策を実施する店舗を今現在募集しております。

この認定を受けた店舗に関しましては、その中で3社以上の対象事業者が行う場合に、ニューノーマル創出支援事業費補助金というものが創設をされました。こういった、上限100万円ということで、4分の3の中での上限100万円というものが創設されましたので、こういったものも併せて、今後、テークアウトイベント等、開催を行っていただくと、そんなふうに思っています。

今後におきましては、そういった形で、商工会さんなり観光協会と共に、そういった、何が一番いいのかというものを探りながら行っていきたくと、そんなふうに思っております。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 館林市では、新型コロナの影響で大きな打撃を受けた飲食業界を盛り

上げようと、家でも店でも楽しめるグルメ総選挙というのを始めるそうです。婦恋村だって、こういうことを発想していけば、いろんなことが、飲食店のためになる、小さなことだっていいから、今コロナの上で、みんな支援している、本当に、そういうことを身近なことから、コロナがあることは位置づけて、長引くことを位置づけて、していかなければならないと思うんだけど。

ただ補助金だとか、そういうやつだけじゃなくて、自分たちの婦恋村でも、ある程度の発想は考えていかなきゃならないときに来ているんじゃないかと私は思うんですけども、こういう発想に対しての、どうですか、村は、こういう何かをする気持ちはあるのか。助けてくれる気持ちがあるのか、そういうことをちょっとお聞きします。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 土屋議員の質問にお答えをさせていただきます。

以前にもお話をさせていただいたかと思いますが、婦恋村の職員等も、お昼等に関してテークアウト、そういったものを利用させていただく、また会議等におきましても、そういったテークアウトを使用させていただくというようなことを行わせて、使わせていただいております状況でございますけれども。

あとは、おうちで婦恋をとというようなことで、観光協会のほうのホームページ等でも紹介をしてきてはおりますけれども、今後またさらに、テークアウトのお店、そういった飲食店の方々の、もっと宣伝等もしていく考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） なかなか村の姿勢が見えてこないんだけど、やっぱりこういうのは、飲食店を支援するためには、やっぱりいろんなことを対策をして、それで、村民にもいろいろこういう、飲食店の総選挙とか何かとって選んでもらって、そうすれば婦恋村の、これからのまた一つの商品の、グルメというか、そういうのが見いだしてくると思う。

新しい生活環境ということで、今いろいろ移動が制限されておりますけれども、こういうこともやっぱりしていけば、村の飲食店も活性化とか、ちょっとはお助けになると思うんですけども、これも商工会とか観光協会とか、いろいろそういうのをして、もし投票した人にも何かの特典を与えて、こういうことをやるとか、こういうことが俺は必要だと思うんですけども。ぜひともやってもらいたいんですけども、こういうことはどうですか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 昨年の台風以降、忘年会をほとんどやりませんでした。また、区長会等の会合等も行いませんでした。新しい新年を迎えてから、ほとんどの新年会も中止でした。1月のコロナが始まって以降、併せて対策本部を立ち上げて以降も、3月の送別会、あるいは4月の歓送迎会等も、ほとんど行われておりません。

そういう中で、飲食業、宿泊業については、大変な危機的な状況だと私も思っております。そんな中でございますが、議員の皆様方にもお願いをして、そして、各世帯に1万円、4,000万円、子供を育てるために、食事券等も含めて村内で使える1,000万円、5,000万円の議会のご承認もいただいて制度を立ち上げております。

現在、具体的な数字、数字はいつでも答えられますが、今ここにちょっと資料はございませんが、ざっくりですけれども、来年の3月末までに使えます、ぜひともこの商品券を使って食事をしてください、村内のレストランを使ってください。村内に宿泊していただける方がおりましたら宿泊していただきたいと、こういうことで制度をまとめまして、現在ざっくり2,500万円、分かりやすく説明しますと、5,000万円のうち2,500万円が現在使われておるという状況でございます。まだまだ2,500万円残っておりますので、議員の皆様方も、ぜひとも有効に活用して、まずいただきたいと、こう思っております。

それと、今、観光商工課長からもお答えさせていただきましたが、役場内ではできることからということで、テークアウトの話については、できる限り村内の飲食店等から、実数はちょっと把握しておりませんが、昼食の弁当を注文を取ったりしております。少しずつですけれども、まず自分たちができることからやろうということで、職員の皆さんも、村内のどのところの昼食を注文をまとめて取って、順次昼食を取ってというような状況もございます。

いずれにいたしましても、本当に土屋議員のご指摘のとおり、非常に厳しいのは議員の皆さんも分かっておるかと思っておりますので、今後、村でできること、また予算の、商工業の発展のための予算もまだ残りがございますので、そういうものも含めて、有効に迅速に活用していただきながら、また、行政としてサポートできるものはしっかり確認しながら、迅速に対応してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

館林のイベントの話がございましたが、ちょっと中身を確認してございませんけれども、いいものであれば、採用できる可能性があるのであれば、確認をさせてもらいたいと思っております。

先進事例は全国に多数ございます。その中で、できるものはケーススタディーをさせてい

ただいて、できるものは採用させてもらって対応してまいりたい、こう思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） テークアウトをやっている店は、いろいろリストでできていると思うんだけど、やっぱりこういうことは、もしするとすれば、全戸に配布したり、いろんなホテルだとか宿泊者の、観光協会とかそういう場にも置いて周知して、ぜひともこういうことは、嬭恋独自でやっても何でもいいんですけども、やってもらうことをお願いをしたいと思えます。

次に、2番目の泊まって！ G o T oは、不足分は嬭恋村が、またコロナ対策で全額補填をするということでございますので、これは本当にありがとうございます。

続きまして、G o T oキャンペーンですかね、それについても、今、村の答弁は、国と連携して、それに沿ってやっていきたいという答弁でございましたけれども、嬭恋村もいろいろ観光協会とか、そういうのいろいろあるんですけども、感染症防止対策というのは、嬭恋村は一律に取れて、G o T oキャンペーンのこの10月、今日のテレビ見ていたら、10月1日から東京都が入る予定だということでございますので、必ずこういうこともやっぱり利用していかなくちゃならない。それには、嬭恋村が宿泊者が安心・安全で来られるような、いろんな施策を取って、統一した行動、観光業界、飲食業界でも何でも、みんな観光関連の人たちは、嬭恋村はこういうことでやっていますということは何で村外に発信ができないのか。しているとすれば、それは発信することを望みたいと思うんですけども、その辺の考えはどうですか。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 土屋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

安心・安全というような、そういったアピールということで、群馬県が行いました愛郷キャンペーン、こちらに参加をされた施設に関しましては、施設登録の折に宣誓書を結んでおります。ですので、愛郷キャンペーンを実施をしていた最中は、はっきりとそういった宣誓書、裏づけがございましたので、愛郷キャンペーンで参加をしている施設に関しましては、観光協会のホームページ等を通じて、安心・安全を訴えさせていただきました。

また、現在、先ほどもお話をさせていただきましたストップコロナということで、群馬県が安心・安全を打ち出し、登録をする制度、こちらに関しましても、実際のところ、そうい

った宣誓書もつけて、登録をさせていただいていくということでもありますので、やはり群馬県下統一した、そういった認定というものを、施設の方々にも、ぜひその申請をいただきながら、それをもって、また嬭恋村は、安心・安全であるこの施設にぜひ泊まってくださいというようなことで宣伝をしていきたいということで進めてまいりたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） いい答弁じゃないんですけども、やっぱり嬭恋村の観光協会、商工会という頭があります。こういう観光のことは、やっぱり観光協会だと思っただけでも、こういうことがやっぱりまとまって、観光協会の役目は、そういうことを前端的に押し出して、皆さんが来てもらって、安心して来てもらえるような、そういう対策を取っていくのが必要じゃないかと私は思うんですけども。

今のところ、観光協会の動きは、いろいろなところが、キャベツのあれは出てきたけれども、そういうみんなに対しての協会と一致した、そういう安全対策は、こういうことをしているということを発信し、もしその感染症対策をしているところがあれば、それに一律に決めていただいて、それが見える化というか、私たちはここに、嬭恋村一丸になってやっていますということをぜひとも発信してもらいたいんですけども、その意気込みはありますか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今までもコロナウイルスについて、対策をいろいろ取ってまいりました。第1次産業を守るための5,000万円、あるいは、先ほど申しました商品券の形ですけども、1世帯に3月末までの4,000万円及び子供のための1,000万円と、これで1億というようなことで、その都度その都度対応を取ってまいりました。

今は、Go Toトラベルにつきましては、先ほど申しましたように、国のほうも東京都も入れるという規制を緩めてきておりまして、経済活動の再開に向けて進んでおります。

また、群馬県のほうでも、先ほども申しましたが、社会活動再編のために規制を緩和して、もう一度議会のほうも、先ほど意見書を県のほうに出しましたが、我が村でも県のほうの認証制度等は、先ほど担当課長が答弁したように、愛郷キャンペーンのときもそれなりに、何件かはちょっと数字は分かりませんが、対策を取ってきた経緯もありますので、さらに県のほうは、県の応じた3密を守る、あるいは手洗いをする、そういう活動も、周知徹底は観光協会を通してしておると思いますが、さらに県のほうの認証制度も確認しながら、やはり群馬県の施策及び国の施策、これとも連動しながら、しっかり対応してまいりたいと思

っております。

孀恋村も、今までもしっかりやってきたつもりでございますけれども、単独で今からまた補正を組む必要が生じれば、効果のある事業があれば、議会のご承認をいただきながら、しっかり進めてまいりたいと、こういう決意だけはございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 徹底した安全対策をするということをするという答弁をいただけませんでした。

けれども、このG o T oキャンペーンは、必ず孀恋村だって、観光業者とか宿泊業者が取り組んで、人に来てもらわなきゃ本当に、自分たちは本当に潰れてしまう。それって、観光・宿泊業者とかいろいろには、いろんな仕入れ先もある、そういう業者もいっぱいいるわけ。そういうところにも配慮は、何かしていることはあるのかね、そういう納入業者とか。

本当に観光業者が、宿泊業者が潰れてしまえば、孀恋村のそういった事業者が本当にどうにかなってしまう。先が見えない、今の状態じゃあね。そういう対策なんかも考えているのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議会の行政報告、冒頭でもお話をさせていただきましたが、現在、第1次産業を、キャベツを中心とした第1次産業につきましては、まあまあ水準で実績を残しつつあると思っております。

それから、第2次産業で土建業業界については、本当に仕事が、災害復旧で、本当にご理解をいただいて、相当な無理な工事をお願いもしつつ、復旧事業に取り組んでいただいて、また、一部の宿泊施設・旅館では、下請といたしますか、お願いをしておる働く方々たちで混んでいる宿泊旅館もございます。そういうことで、2次産業で、一部は物すごく忙しい、また、お願いもしておるといふ業界もあります。

しかしながら、先ほども申しましたように、忘年会、新年会、あるいは歓送迎会、こういうものが一切ないと。それから、議員の皆さんの方々の会合、夜の会合というのが、ほとんどない状況が続いていますので、飲食業並びに宿泊業の危機的な状況は現在続いております。

国・県の制度的な融資制度、無利子融資等についても、件数が相当数に上っております。

さらに、国のほうも県のほうも施策に限界があると思っております。何度も金を発行して、ばらまけるという状況じゃない状況もあるわけがございますので、財政にも限りがあります。

国のほうでは、102兆円のところに対して32兆円も補正を組んだと。群馬県のほうも、何回も言いますけれども、7,540億円に対して394億円の補正を組んだと。こんな補正は前例がございません。金は幾らでも、国でも知事さんでも発行してどんどん何とか施策ができると、こういうものでもございませんので。財政、それも税金で最終的には行うということで、そうから、税収が上がらなければできないという現実もあるわけがございます。

そういう中でも、感染対策、あるいは、それをもし発生した場合の医療体制を確立し、さらに、来年オリンピックに向かって、何とか規制緩和をし、経済活動を再開しようという動きが今現実に動いてきておると私は認識しております。

イベント等についても、プロ野球、今、5,000人が今度は2万人になるかどうかというような、あるいはサッカーについても2万人に規制緩和しようとか、あるいは、東京都はG o T oトラベルには入っておりませんでした、東京都も今度は1,400万人、1億2,600万人のうちの1,400万人、1割以上が東京都にいる。その東京都がG o T oキャンペーンに入らなければ、何ら効果はないという現実があるわけでありますが、国のほうもG o T oトラベル、東京に行くのもよし、東京から出るのもよし、これを始めるという方向で、現在動いておるということでございます。

併せて、G o T oトラベルじゃなくて、農林水産省、水産庁のほうでは、G o T oイート、これもやりますという方向で動いています。土屋議員のご指摘のとおり、本当に私も、特に飲食業、食堂、それから宿泊業、これについては、本当に危機的な状況に村内はあると思っておりますので、商工会あるいは観光協会、あるいは金融機関とも連携しながら、最大限の施策は取れるものは今後取ってまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 草津町ではもう、9月8日の上毛新聞に出ていたんだけど、コロナウイルスの感染を防ごうということで、ホテルや旅館に、新型コロナがもし発生した場合は100万円補助をする。そして、いろんな感染対策を取っている事業所に、消毒液だとか、密を防ぐためのつい立てとか、そういうのを自分たちで調達して対策をしている。そういうことに対しても、10万円を限度に、4分の3を補助するとか、そういう対策を草津町は取っている。

だから、嬭恋村もこういったこと、独自のそういうことが、何でいろいろできてこないの、自分たちで。ただ補助金とかあるけれども、国とかそういうのあるけれども、嬭恋村の独自の何かだあってあると思うんだけれども、その辺の考えはどうか。

草津町は観光で生きているんだから、これは本当にあれだと思っただけけれども、嬭恋だっ
て観光で生きているんだから、何かを考えていかなきゃ駄目だと思っただけけれども、お願い
します。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ホテル、旅館につきましては、詳細までは分かりませんが、ウ
ィズコロナ対応で、うがいをする、手を洗う、3密対策等の周知徹底は、住民福祉のほうで
やっているのか、観光商工でもやっているのか、やっておると思っております。

それと、さっきの認証制度については、今までもやってきておりますが、引き続き、村が
やるべき、何回も申していますが、やる必要性のあるものについては、できる限り今後も努
力してまいりたいと思っております。

具体的な策で何かないかということでございますが、アンテナを高く上げて、国・県の動
向もしっかり確認しながら、また村で本当にできることについては、しっかり対応してまい
りたい。全くゼロじゃなくて、何回も申しますが、既に商品券も5,000万円ある。それもぜ
ひとも使ってもらいたいし、そういう広報活動もしっかり、まだ2,500万円残っております
ので、特に飲食店については、しっかり対応、当面みんなで力を合わせて飲食店を守る必要
があると、こう思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） ぜひ前向きな、いろんなことをぜひともこれから、すぐにでも考えて
いただいて、皆さんに企画から実行に移してもらうことをぜひとも要望したいと思います。

続きまして、嬭恋村ならではの観光、生き残るための施策ということで、今、感染症で、
現状は本当に、旅は遠方へ行くとか、海外へ行くとか、本当に出ていけません。そこを逆手
に取って、マイクロツーリズムというのがあると思う。近隣を旅行する、これが今の嬭恋村
の施策に一番合っているんじゃないか。

嬭恋村は今、ジオパーク、長野原町と計画をいろいろしています。そういうのを今度は実
行するのが、観光協会とか商工課とか、そういうところが企画して、ぜひともお客さんを呼
べるような、いろんな観光巡り、今度八ッ場ダムもできた、1時間半以内なら嬭恋と長野原

巡りとか。いろんな旅行の企画をぜひしてもらって、それで孺恋村の食堂でお昼を食べて、それで孺恋に泊ってもらう、そういう企画をぜひともやってもらいたい。

今回これ質問したけれども、村は何の対応もできなかったけれども、私はこれ提案しますよ。孺恋村をもう一度見直せば、いろんなところ、今、天明の浅間噴火巡りだとか、いろんな企画のコースができると思うんです。ぜひともそういうことも進めてもらいたいんだけど、どう思いますか。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 土屋議員の質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおり、いろいろ今、まさにマイクロツーリズムということが叫ばれている状況がございます。村でもジオパークの関係で、ジオの案内をしてくださる養成、そういった人材の育成ということも現在行われておりますので、実際には、そういった方々をお願いをして、今現在も案内を依頼をしてということで、小さな形の、大々的な旅行企画ということではなっておりませんが、そういった方をお願いしながら、お客さんを迎えているようなこともしてきております。

今後におきましては、やはり観光協会、そして、そういったジオ、そういった、また山等ですね、百名山も我々の孺恋にはありますので、そういった登山の関係等も含めて、インタプリテーションできる方々等も組みさせていただきながら、そういった企画をつくっていくことを考えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） これはだって、基がいろいろできているわけだから、いろんな企画をすぐ組んで発表しなきゃ駄目、ただジオパークでしてるだけじゃ分からない。村内の皆さん、県内の皆さんに発信して、企画をつくって提案して進めていかなければ、一步も前に、孺恋村に人は呼び込めない。だから、こういうことはどんどん、やっぱり早急に進めていく必要があるんじゃないかね、緊急性があると思うので、飲食店を助けたり、宿泊業者のためにもなるわけ。そういうことはどうですか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 企画は、立てられるプランはあるのかなという気は私もしております。また、担当課長のほうでも、いろんな話を聞いてやっているのではないかと考えております。

また、ジオパークについては、説明者、ガイドが延べで、今90人ぐらいになるというふう
に伺っております。また、資料館についても、国の溶岩樹型については今も調査をしており
ますが、これらもガイドの皆さんも、資料館のほうにも30名ぐらいおるといふふう
に伺っております。

観光資源の素材につきましては、嬭恋村は百名山もあります。また、美しい星もあります。
星だけでも観光、特にホテルでは、1年に3,000人、5,000人、宿泊者が星を見に来てお
るという実績もあります。観光の素材についてはたくさんあるんですけども、全日本で、や
はり国内中が人の移動の禁止、物の移動の禁止というような状況が続いておりますので、何
とか社会経済活動の規制を少し緩めながら、Go To トラベルに応じながら企画をつくって、
またPRをしていく。

観光協会も補助金も増やしてきておりますし、人材も手当てしてきたつもりでありますの
で、また観光協会、また役員の皆さんとも早急にまた協議を進めながら、議員のご指摘のよ
うなプランも練ってみたい。また、併せてジオパークのほうも、相当な素材がありますので、
しっかりとプランニングをさせてみたい、こう思っております。

いずれにいたしましても、人、物、情報、情報についてはどんどん、今オンラインで進ん
でおりますから、情報発信については、今庁内でも、観光協会のホームページ、あるいはジ
オパークのホームページ、役場のホームページ、あるいは各々の観光施設のホームページ、
農協のホームページ、商工会のホームページありますので、一体的なPR戦略ということで、
庁内の検討会議も立ち上げておりますので、しっかりとPR関係、これについては対応して
まいりたい。

いずれにいたしましても、観光はリーディング産業であるというふうに今後は思っており
ますので、しっかりその対応については取り組んでまいりたいと思っております。よろしく
お願いします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） はっきりした企画とか、そういうのがまだ、するとは言いませんけれ
ども、みどり市では、個人旅行の誘客強化対策として、チカバケーションということをして
いるそうです。みんなどこもいろんなことを、近場とかそういうことをいろいろ考えている
わけ、どうしたらお客さんが来るとか。そういう発想をぜひ、嬭恋村も新しい発想で、ぜひ
提案していただきたいと思うんですけども。

やっぱりこういう企画をいろいろつくるには、村内の観光事業者や宿泊施設、飲食業など、

観光業の皆さんと色々な話をして、嬭恋村には本当に、いろんなコースをつくる気なら、いろんなコースができるよう提案して、嬭恋村にもバス会社があります。そういうところに何人かチャーターして回るとか、そういう提案をしなければ、ただジオパークで来た人に説明しているだけじゃなくて、やっぱり行動に移して観光に活かしていく、そういう政策が必要じゃないかと私は思うんだけど。その辺、村長はどう考えていますか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今までも、第1次産業は基幹産業キャベツ、観光はやっぱりリーディング産業だと思っております。先ほどから何回も申しておりますが、やはり人の移動が制限されており、また物の移動も制限されており、サプライチェーンもほとんどストップしたような経済状況があるという現実もあります。

しかしながら、近場の旅行、あるいは県内の移動、こういうことで各県も、長野県もやっていますし、いろんな近場だけの旅行ということで、特に愛郷キャンペーンの6月、7月については、一つの成功例だと思っております。そういう意味で、できることはやらなくちゃならんということでございます。

近場のものについても、それなりに観光関係は考えておると思っておりますが、私からもまたしっかり指示をして、近場のトラベル、これも考えてみたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 最後になります。

いろんな答弁をいただきましたけれども、嬭恋ならではの体験をテーマにして作成していただいて、嬭恋独自のコロナ対策のコースとして、ぜひとも、これは1つや2つ、絶対に発信をしてもらって、これがもし成功していけば、コロナが終わっても、こういうコースがまた定着するかもしれない。いい発想を願っております。

村の意気込みを最後に伺いまして、私の答弁を終わらせていただきます。意気込みをお願いします。やるかやらないか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今までもやってきているつもりですが、ぜひとも、関係する団体ともしっかり協議をしながら、観光の振興にしっかり努めてまいる決意でございます。よろしく

お願いします。

○議長（松本 幸君） 以上で、土屋幸雄君の一般質問を終わります。

◇ 佐藤鈴江君

○議長（松本 幸君） 続いて、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

[5番 佐藤鈴江君登壇]

○5番（佐藤鈴江君） 議長より一般質問の許可を受けましたので、大きく3点にわたり質問させていただきます。

新型コロナウイルス、また、これから台風シーズンを迎える中、医療現場や介護現場等で頑張っている皆様に心より感謝を申し上げたいと思います。

毎日のマスコミ報道で、日々増加する感染者を聞くたびに、一日も早く終息してほしいという思いと、ワクチンの確保が待たれます。

新型コロナウイルス対策は、刻々と変化する状況を捉え、的確に対応する必要があります。幸いにも孺恋村では感染者が出ておりませんが、今回の新型コロナウイルスは、感染しても症状の出ない不顕性感染も多く、対策が難しくなっていると聞きます。感染者が感染に気づかず他の人に接触して、ウイルスをまき散らしてしまう可能性があり、私たちも感染する可能性も、感染させる側に立つということだと思えます。

マスコミ報道等では、感染者や医療従事者への差別や偏見が後を絶たない現状であり、このウイルスは誰もが感染する可能性があり、感染しても心おきなく治療に向かえるような温かみのある村でなくてはなりません。もし孺恋村で感染者が出た場合でも、感染者が差別や偏見を受けてしまう事態は避けなければなりません。村長のリーダーシップで、温かな安全で安心して生活できる、住んでいてよかったと言える村づくりをお願いしたいと思えます。

コロナ時代の社会の在り方や新しい生活様式で、どう社会活動・経済活動を伸ばし、経済再生を果たしていくのかという観点が重要と考えます。今後、季節性インフルエンザと同時に流行した場合、検査や医療需要の急増が予想されます。

そのような観点から、大きく次の点への見解を伺います。

1点目は、子供たちの命と安全性を確保し、クラスターを防ぐことから、幼稚園・保育

所・小学校・中学校の水道の蛇口等、自動蛇口への改修を提案したいと思います。

次に、2点目は、今現在、抗体検査が予算化をされておりますが、その後の取組をお聞きしたいと思います。

3番目に、避難所のクラスターに備え、介護や障害者のことも踏まえ、整備方針がどうされているのか、お伺いしたいと思います。

4点目に、観光における村としての安心・安全への支援はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

次に、命と健康を守るがん対策についてであります。

9月は、がん征圧月間です。2006年にがん対策基本法が制定され、日本のがん対策は本格化しました。村としても、がんの早期発見・早期治療につなげるため、各種がん検診の受診率向上の推進に努力されていることに敬意を表するものです。

女性特有のがん検診の無料クーポンの配付も実現していますが、健診の対象者に受診を勧め、未受診者にも再度手紙や電話で受診を呼びかけるコール・リコールにより、どの程度受診率が上昇していますか。

また、健診時に合わせ、乳がん自己検診用グローブの導入を提案したいと思います。

また、がん教育の普及も、文部科学省が行った2018年の調査では、国公立の小・中学校、高校のうち6割以上でがん教育が実施され、今後は、がんの専門医やがん経験者らが学校に出向き、出前講座を孺恋としても実施し、子供世代から生活習慣病の予防に取り組んでいくことが重要と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、特産品の販路拡大の取組についてであります。

孺恋村では、愛妻ダーをはじめ、幾つかなの特産品がありますが、なかなか多くの人々が欲しいと思っても、身近に手に入らない状況です。今後は販路拡大が、現在の価格設定よりも低コストで提供できる環境もつくれるのではないかと思います。村長の見解をお伺いいたします。

以上の点について、ご回答よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でしたが、新型コロナ対策と今後の取組という大きなテーマで

ございます。そのうちの①の点でございましたが、そこからお答えをさせていただきたいと思
います。

子供たちの命と安全を確保し、クラスターを防ぐことから、幼稚園・保育所・小学校・中
学校の水道の蛇口を自動蛇口への提案でございました。

先日テレビを見ておりましたら、NHKで、手で回して蛇口を開く方法、手で上からぼん
と押して水を出す方法、手をこういうふうに蛇口に出す方法と、3つの方法があるというこ
とで、NHKテレビで、3日前だったと思う、4日前かな、ありました。それを見て、ああ、
これは最終的には、手を出したら水が出るという蛇口に替えるべきだと私も思ったところ
でございます。

最新の学校における新型コロナウイルス感染症の現状と分析によりますと、7月、8月に
かけて国内の感染者数が増加したことに伴い、学校関係者の感染者も増加しているとの分析
結果が出ております。学校が本格的に再開し始めた6月1日から8月31日までの間、児童・
生徒1,166人、教職員194人、幼稚園関係者83人の報告となっており、そのうち、学校内感
染は全体で180人と報告されております。

また、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルによりますと、
感染経路を絶つために飛沫感染や接触感染を防ぐこととされ、特に手洗いの励行を進めてい
て、蛇口ハンドルなど複数人が触れた場所を消毒するよう求めております。

この蛇口につきましては、様々な方式による水洗があり、現在、嬭恋村の小・中学校の幼
稚園・こども園では、ハンドルを回す方式が多く、議員ご指摘の自動水洗とすることが感染
防止には有効と考えております。

嬭恋村は冬期間、寒さが厳しく、水道が凍結する箇所もありますので、そのようなことも
考慮し、手動水洗の自動水洗化をするように検討したい、前向きに取り組みたい、こう思い
ますので、よろしく願いをいたします。

2点目でございます。

コロナ時代の社会の在り方や新しい生活様式で、どう社会活動・経済活動を伸ばし、経済
再生を果たしていくのか。今後、季節性インフルエンザと同時に流行した場合、検査や医療
需要の急増が予想される。また、併せて抗体検査のその後の取組の②という質問でございま
した。

季節性インフルエンザで、前年は約1万人の方が日本国内でお亡くなりになっておると伺
っております。厚生労働省、テレビでも見ておる、マスコミで見ておるとおり、もうあと1

か月でインフルエンザが始まるということでもあります。

発熱患者を、新型コロナの患者なのか、インフルエンザの患者なのかと全く分からないということで、厚生労働省も危機感を持って、また群馬県の健康福祉部も危機感を持って、今その対応に取り組んでおると。タイムリーに、それに関する質問ということでございました。お答えをさせていただきたいと思います。

まず、コロナウイルスに対して、抗体検査についてのお答えをまずさせていただきたいと思います。

既にご承知のことと存じますが、村では長野原町、草津町と一緒に、新型コロナウイルス感染症の抗体検査を希望者に実施し、住民の皆様の不安解消に努めてきたところでございます。9月7日現在の申込者は、医療・介護関係者72名、希望する村民の方32名、合計104名の申込みがあり、実施された方は43名となっております。また、3か町村では、8月末現在で合計551名の申込みがありました。

抗体検査につきましては、様々なご意見がありましたが、抗体検査の体制ができたことにより、西吾妻地域にも地域外来センターができ、現在では、PCR検査、抗原検査を共に身近に実施できる体制が整ってきたところでございます。また、PCR検査も当初2週間だったものが、平日は月曜から金曜日まで毎日検査できるようになりました。より多くの方の検査に対応できることとなりました。

なお、抗原検査を最初にさせて、発熱者については、お医者さんのご紹介があれば、最初に抗原検査をすると、抗原検査は早ければ30分で分かると。抗原検査で陽性が出た場合は、併せてPCR検査をするという方向で、西吾妻地域においては、発熱でお医者さんのところに行けば、迅速な対応で検査できる体制に整っておるという状況でございます。

季節性のインフルエンザの流行の関係、先ほどお話ちょっとさせてもらいましたが、この部分については、住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

続いて、新型コロナ対策と今後の取組ということでございますが、コロナ時代の社会の在り方、避難所対策の件でございますが、現在、各避難所におけるコロナ対策用品を箱に入れて、持ち出しができるように用意してございます。

新型コロナウイルスの感染が心配されている中での避難所開設ですので、過日関係職員で、田代コミュニティーセンター、大前活性化センター、婦恋会館に行って、広さの確認、動線の確認を行い、発熱者が発生した場合のシミュレーションを行っておるところであります。その中で出た課題については、現在検討中と伺っております。

また、田代・大前地区の避難所と役場の備蓄用の倉庫を設置いたしました。避難所で使用する段ボールベッド、毛布、仕切り用の紙壁や非常食を備蓄しております。

また、住民向けには、村が開設している避難所ではなく、危険の少ない親戚の家ですとか知人宅に行くということも避難方法の一つであること、あるいは、避難所に行く場合、コロナ対策として、マスクの着用、体温計、手洗い石けんなど持参するよう周知させておるところでございます。

昨年の台風19号のときの経験から、嬭恋村社会福祉協議会と社会福祉法人のどかさんと協定を結び、福祉避難所の対応をお願いしております。それぞれの事業所には、避難所の開設時期や運営について協議を行わせております。

また、各地区の自主防災組織、中心は区長さんでございますが、併せて、民生委員さんを含め、要支援者名簿の整備も完了したところでございます。在宅における要介護者の避難につきましても、村内のケアマネさんをお願いし、個々の状況を確認するとともに、避難時の対応について、村を含めて対応を協議していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、災害はいつ発生するか分かりませんので、日頃から職員間の情報共有、準備など重ねていきたいと考えております。

続いて、観光における村としての安心・安全の支援はの件でございます。

観光における村としての安心・安全の支援はとのご質問でございますが、群馬県が行いました愛郷ぐんまプロジェクト 泊まって！ 応援キャンペーン期間中には、嬭恋村観光協会ホームページ内に、愛郷ぐんまプロジェクト特設ページで、対象施設に対して、登録申請時にガイドラインを徹底する宣誓書を取り交わしていることから、安心・安全な施設であることを周知することによりまして、支援をさせていただきました。

現在、群馬県がストップコロナ対策認定制度を受け付けております。施設からの申請となりますが、感染症対策を適切に行っている施設に対し、群馬県が認定する制度となります。この認定制度もご利用いただきながら、安心・安全の支援に努めてまいりたいと思います。

また、コロナ対策に対するための支援としては、既存の売上げアップ補助金の内容も含め、商工会、観光協会とも連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） それでは、先ほど村長のほうから、季節性インフルエンザ

の流行の関係で、担当課長からということですので、お答えさせていただきます。

佐藤議員ご指摘のとおり、今後は季節性インフルエンザの流行も懸念される中、発熱症状が出た場合の検査体制が大きな課題となっております。このような中、国では9月4日付で、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備についてというものを発出しておりまして、地域において適切に相談・診療・検査ができるよう、各都道府県に対し体制整備を求めているようです。

これによりまして、現在の発熱時の相談方法でありますとか受診方法が変更になるような方向で検討しているようですけれども、これにつきましては、まだ具体的なものは示されておりませんので、今後示された場合には、住民の方に対しまして、正確で分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと思っております。

郡内の状況ですと、郡の医師会では、群馬県と集合契約を行うことによりまして、医師会所属のクリニックなどでもPCR検査ができるような体制を整備しているというふうなお話も伺っております。

村では、嬭恋村国保診療所の伊瀬知先生からのご指摘でありますとか、こちらのほうからの相談をさせていただきまして、やはり発熱患者さんに対する対応につきまして検討させていただきましたところ、今回の補正予算で、発熱患者に対する診療用のプレハブの設置工事を提案させていただきまして、可決いただいたところです。それにつきましては、現在、発注に向けて準備をしているところです。

また、新聞報道でご承知のこととは思いますが、群馬県では、新型コロナウイルス感染に心配されている妊婦さんに対しましてもPCR検査が受けられるような体制を整備しておりまして、周知、産科のほうで検査ができるような体制を整えているということです。

今後につきましても、国や県の動向に注意を払いながら、適切な情報発信に努めるとともに、住民の皆様には感染をしないよう、手洗い、うがい、3密を避けるなど、新しい生活様式にご協力いただくよう、今後もお願ひしていきたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） まず、1点目の各幼稚園・学校等の自動蛇口への改修の提案なんですけれども、これについて、もし私の質問を通告して以来、予算等の検討をされているようであれば、どのぐらい嬭恋村で改修した場合かかるのか、分かっていたら、教育委員会として

お分かりであれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

今現在、東部こども園、西部幼稚園、小学校、中学校合わせまして、恐らく670を超える蛇口があるかと思えます。その中で、先ほど言いましたように、例えば校庭で常に出しておかなくてはならないような水道、もしくは理科室で実験に使うような水道等、自動ではないほうが便利なところ等を除きますと、およそ300か所程度の水洗を自動化が必要かと考えております。

あるもので調べたところ、簡易なものと1個1万円程度ということであれば、300万円程度の予算が必要かと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、ウィズコロナ時代において、非接触の生活様式が求められているわけでありますが、教育現場であると同時に、1日の大半を子供たちが学校で過ごすということ、また、健康面、生活面からも早急な改善が必要だと思えます。

また、地域においても、災害時の避難場所や生涯学習、地域交流の場として、改修が望まれると思えます。村長も改修の方向で検討したいということではありますが、大きく村長のリーダーシップで、この点についてはご決断いただきたいというふうに思います。

次に、抗体検査の取組ですが、これに関しては、今回、新型コロナウイルスは2月、3月に武漢に関するウイルスと、また、その以降のウイルスというのは変化してきているということではありますが、今現在問題であるのは、無症状病原体保有者等による新型コロナウイルス感染症のアウトブレイクを疑う事例がたくさん報告をされている、このことが問題であるということでもあります。

抗体検査をただけでは、そのあれが陽性にならないという保証はないわけでありまして、そういった点では、今までと同時に、新生活様式を求めていくことが大事であるということと、やはり検査体制をしっかりと、村長のほうから先ほど答弁で、PCR検査までできるということ、また住民福祉課長より、診療所での発熱者の寄れるプレハブの設置等、本当に村としては努力をされていると思えますが、今後はこういった無症状の方をどうしていくのか。また、抗体検査というのは、受けて陽性であれば、それぞれの施設に収容すればいいわけですけれども、この中で、今後大事なのは、スクリーニング検査ってご存じでしょうか。

これは、無症状であっても、ウイルスの感染をされているということが短時間で分かる、それで、そういった検査を民間の施設で検討していただけるかどうかをお聞きしたいと思いません。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけれども、大変勉強不足で申し訳ありません、その検査については、ちょっと承知していないところもありますので、今後、ちょっと勉強させていただきながら、検討させていただきたいと思しますので、よろしく願いします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） ぜひ検討していただいて、やはり抗体検査だけでは不十分だと思いますので、その点、やはり保健所、そういったところともしっかりと連携をしながら、こういった検査で、住民の方たちが安心して治療、もしなった場合でも、安心して取り組める体制づくりをしていっていただきたいと思します。

次に、避難所のクラスターに備え、ご質問させていただきます。

季節性インフルエンザより5倍以上の死亡率が高いと、新潟大学医学部であり避難所・避難生活学会理事長であります榛沢和彦先生は、コロナウイルスは血管内で血栓ができやすいこと、免疫反応を過剰に引き起こすこと、コロナ禍の避難所運営は分散避難が求められており、車中での避難もあり得ることを想定し、東日本大震災でもエコノミー症候群で亡くなっている方が多かったことを承知しております。

簡易ベッドに加え、弾性ストッキング等の準備もしてはいかがでしょうか。この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご提案であります弾性ストッキングにつきまして、車中での避難ということに対しましては、ご指摘のとおり、エコノミー症候群が心配されるというような報告も多々あります。その中で、弾性ストッキングを準備することということなんですけれども、それも一つの案だとは思します。

しかしながら、十分な水分摂取でありますとか、定期的に車外に出て運動する、雨の中大変かもしれませんが、体を動かすことによる防ぎ方の周知を、車中で過ごす方にはお

知らせするということと、また、弾性ストッキングにつきましては、効果につきまして実証されているんですけれども、医療事故の報告もあるので、お医者さんの指示の下の着用であればいいのでしょうかけれども、村が配布したときに、また二次災害的なものがあるというような、ちょっと後ろ向きな心配もしておるところですので、慎重に対応していきたいと考えております。その有効性につきましては、避難をする住民の方にも、当然のことながら周知はさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） あと1個、村長にお聞きしたいと思いますが、この間、過日、避難所等の訓練を行ったということですが、その中に女性の視点、避難所には女性の視点も大変必要だというふうに思いますが。そういったところに、女性の参加は何人ぐらいあったでしょうか。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 先ほどの回答の中で、お答えの中で、田代コミュニティーセンター、大前の活性化センター、孀恋会館に行ったときには、総務課の防災担当と、住民福祉課の保健師と、老人福祉の関係の担当者もいましたので、女性が4人、男性が3人の割合で行って、動線の確認などをさせていただいたところです。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 避難所に関しては、やはり今後、自主防災組織もあるということですので、そういったところの避難訓練、そういったときに、やはり、ぜひ女性の視点を入れた、女性ならではの、分からないこともあると思いますので、そういったところに女性の参画をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次に、観光における村としての安心・安全への支援なんですけど、先ほど、るる土屋議員のほうからご質問があつて、ご回答いただいたところではありますが、やはりここに関しては、安心・安全であるということのPRが必要だというふうに思います。

先ほど、草津町の事例が発表されましたけれども、それに対しても、各感染対策をした事業所に対して、やはり最高限度額100万円を出すという、そういうことでもあります。それには、消毒の徹底、3密を避ける、そしてあと、密集を避ける、換気をする、そういった事業所がきちんと、そういうふうを守られたものに関して、もしコロナ患者が発生した場合につ

いては、その事業所を救済するために、今回9月で500万円の補正を組んだそうです。5件を想定しているということで、まだ感染者が出たわけではありませんが、そのような対策を取っているということでもあります。

そういった観点から、やはりG o T oキャンペーンのときに、県の感染対策というのをチェックしてクリアできたところがG o T oキャンペーンに参加できたということでもあります。そういったものの参加事業者数と同時に、その参加するときのシールとかポスターみたいなものが、実際に嬭恋村にも手元に来ているのかどうかというのをまず教えていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

愛郷キャンペーンのときに関しましては、特にステッカーだとか、そういったものはございませんでした。ストップコロナ、今現在の対策認定制度に関しましては、群馬県が募集をし、各業界団体が作成した感染症対策ガイドラインに基づいた感染症対策を実施する店舗として、認定後には、県の定める認定のステッカー、またポスターの配付があるということで、そちらを掲示をして、その取組が見えるということでの信頼性の確保にもつなげていただくということで、実際に認定をされたところに関して、事務局からダイレクトに送られていくということでもございました。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） じゃ、村内で、その事業所は何事業所あるんでしょうか、認定を受けました。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 今現在、実際のところ、確認ができているのが、まだ2件程度ぐらいになります。商工会、観光協会から、その募集、その認定をぜひ受けていただきたいということで、お知らせはしているところでございます。

また、この仕組みといたしましては、実際、県の商工会の関係が事務局としてやっておりますので、そちらのほうに申請が上がった後に、嬭恋村の商工会さんから現地調査に入ります。チェック項目が決められておまして、そのチェック項目をクリアができないと、現実、そこで登録は望めないという、そういったシステムになっておりますので、非常にそういっ

た裏づけがある認定制度でございますので、ぜひ孺恋村の施設、また飲食店関係の皆様、この登録はぜひ行っていただきたいと、そんなふうに思っており、また推奨もしていくということで考えております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 確かに今、G o T oトラベルとか、そういったキャンペーンにおいて、経済活動を再生するために、あらゆる手段を国も県も村も行っているところではありますが、実際にそれを使用するというときに、なかなかその手続が煩雑である、また今回、県に要望書を出した際も、G o T oトラベルの手続が煩雑でよく分からない。また、その点については、私も確認をしたところ、9月時点で国もある程度、簡便な手続で済むような形で改修をしているということでもあります。

その点について、そういった情報をしっかりと村民の各事業所に発信ができる、また、そういったコロナに対する村としての窓口が、観光商工課だけではなくて、村でコロナ対策に関係することに関しては、窓口を一本化していくというような考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員がコロナについて、観光関係は観光商工、あるいは、医療保険関係については住民福祉、ここが主に、今現在は中心的な部署だと思っています。

それから、防災を含めた避難所については、特に区長さん関係、あるいは民生委員さん関係があつて、総務課も住民福祉も、その避難所については関わりがあるというような状況であります。教育委員会につきましても、学校関係、当然、幼稚園も含めてあるということで、担当課がおのおの、自分の所属する部隊のウイルスあるわけで、対策本部を随時開きながら、お互いが情報共有しながらやっている状況が現在の状況でございます。

ここに来て、国のほう、県のほうも状況が変わってきて、社会経済重視の方向に、ちょっとギアが変わってきているなという感じも受けていますので、情報をしっかりキャッチしながら、今ある対策本部の中で、各課長、情報を共有しながら、特に自分のポジションの部分については、やっぱり専門部署は専門部署が一番知っていますので、ただし情報を共有する必要があると、こう思っておりますので、佐藤議員ご指摘の担当部署というより、対策本部の会議を綿密に開いて情報共有すると。

それと、さらに細かい打合せ会議等、避難所なら避難所、医療なら医療、あるいは介護な

ら介護という必要に応じて、それはそれで、しっかりと関係する人が集まって、しっかり会議をしながら、情報共有する体制はしっかり取り組んでまいりたいと思っています。

特別に何人か人を充てて担当部署というのは、ちょっと今は、当面考えていないんですが、対策本部はありますので、そこを中心に、各課と情報を共有しながら、しっかり取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 先ほど、村長のほうから、G o T o イートキャンペーンも10月から始まるわけですがけれども、これには多分、群馬県はまだ指定をされていないとか、名乗りを上げていないとか、そういう現状であります。それに関して、やはりG o T o イート、やはり野菜生産者までカバーできるような形だと思いますので、共通クーポン券とか、地域共通クーポン券とかの問題もあると思いますが、その辺について、どうなんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） G o T o トラベル、トラベルは観光なので観光庁、G o T o イートは農林水産省、第1次産業と、水産庁もあるわけでございます。政府のほうで、G o T o キャンペーンについては、各省庁いろいろ考えている中の、G o T o イートキャンペーンということであります。

まだ詳細が、私ももちろん分からないんですが、ニュースのアウトラインといいますか、そこしか分かっておりませんが、しっかり情報を確認しながら、食べるものを通じて、人が移動して、そしてまたそれが、お金が回るようなことを望んで、私もおりますので、しっかり対応してまいりたい、情報収集に努めたい、また、担当ともしっかり協議しながら努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 確かに情報が命だと思います。いかに情報を把握し、スピーディーに対応できるのかと、そこが住民のために、また村民の幸せにもつながっていくと思います。

また、全員協議会等の今回の定例議会の中でも、情報発信を一本化していくというお話があります。スマートシティという構想もあるということですが、これに関しては、今村長の答弁の中にも、観光商工課、村、また農協、それぞれのホームページがあるということですが、やはり村として、そういったホームページ、孀恋村にアクセスしたら、そういうところにもつながっていけるような取組というのは、今後重要になってくるというふ

うに思います。

草津町は既に、観光協会、また旅館組合等が、草津のホームページからアクセスすることができるような取組をしておりますので、そういったところもスマートシティとして発信をする際に、しっかりとその辺の検討もしていただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 婦恋村のホームページ、今ご指摘にあったところの農協、観光協会、あるいはジオも含めて、主な組織については、全部リンクを貼ってございます。まだもう少し見やすくする、あるいは、即リンクを貼れるところを少し大きくすれば、あるいは見やすくすればよろしいのかなと思っておりますが、言っている趣旨はよく分かりますので、婦恋村のホームページを見れば、観光も農業もみんな分かるリンクを貼ってありますよという体制はつくらせて、より一層徹底してやっていきたいと思っております。

それから、観光協会、ちょっと僕、今、最近見ていませんけれども、婦恋村観光協会のホームページを見れば宿泊施設も全て分かる、こういうことにはなっておると思っておりますけれども、その辺ももう一度全部確認して、198あるのかな、会員が。それが全てリンク貼ってあると思っておりますので、その辺ももう一度確認を取りながら、リンクは貼ってありますので。

ただ、いかに草津みたいにぴゅっと、今言う旅館組合及び観光協会と役場ということで、草津の場合、3つぐらいで済みますけれども、うちのほうは農協もありますので、ちょっとリンクが多いのかなと思っておりますが、しっかり対応してまいりたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） その点に関しては、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、命と健康を守るがん対策についてですが、これに関しては答弁いただかなかったような気がするんですが。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の答弁漏れの部分でございますが、お答えさせていただきます。

婦恋村では平成28年より、コール・リコールを実施しているところでございますが、がん検診の平均受診率は、残念なことに横ばい傾向で、上昇まで至っておりません。今後も受診

率向上に向け、コール・リコールの内容や勸奨資材を検証するとともに、厚生労働省が提示する受診率向上施策ハンドブックを参考にしながら、効果的な受診勸奨に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご提案いただきました乳がん自己検診用のグローブの導入については、ブレストセルフチェッカーの導入を検討しております。乳がんにかかる人のピークは40代後半から50代であることから、乳がん検診の初回対象となる40歳代の方により多く受診していただけるよう、30代後半の年齢層にブレストセルフチェッカーを配付し、自己検診による意識づけを行い、初回受診及び継続受診につながるよう啓発に努めていくよう現在検討しております。

また、がん教育につきましては、嬭恋村では2017年より教育委員会と連携し、小学校において、がんの専門医やがん経験者による講演会や出前講座に取り組んでいます。今年度からは対象を中学生にも拡大し、がん教育を進める予定です。

ご指摘のとおり、子供世代から生活習慣病予防に取り組んでいくことは重要であるため、今後もこの事業を継続して実施していきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○5番（佐藤鈴江君） もう1点、特産品のこともあるんですが。

○村長（熊川 栄君） 続きまして、嬭恋村では愛妻ダーをはじめ、幾つかなの特産品があります。多くの方が欲しいと思っても、身近に手に入らない状況であり、今後は販路拡大による低コストで提供できる環境もつくれるのではないかとのご質問でございますが、議員が言われるように、身近に手に入れられるようにするには、村内を含めて販路拡大は、今後も重要な課題であると考えております。また、低コストで提供できる環境ということに関しましては、需要が増えることにより可能であろうと思います。

また、通年営業であります直売所あさまのいぶきにおきましても、積極的に取扱いをいただけるようお願いをしております。

そのほかにも、既に嬭恋村観光協会におきましてネット販売もしておりますし、直売所におきましても今後行っていくようですので、今後、ネット販売の拡充を図り、また商工会と連携をしながら販路拡大に取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） すみません、それでは、コール・リコールによって、どの程度受診率が上がったのか教えていただきたいと思いますが、住民福祉課長、お分かりであれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご質問ですけれども、実数のほうはつかんでおりませんで、横ばいであるというような保健室からの回答でした。

婦恋村におきましては、平成28年から30年度に、胃がん、大腸がん、肺がんの申込みのあった方が未受診の場合には、再勧告通知を個別郵送しております。令和元年度につきましては、台風の影響により、残念ながらできなかったという結果です。

群馬県内の町村のコール・リコールの実施率は10%未満だと聞いております。この中で、婦恋村、実施はしているんですけれども、今後ますます受診率が上がるような方策を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 新型コロナウイルス感染拡大が始まって、がん対策に対しても影響があるということで、病院がコロナ禍においては、そういった重症患者が手術できなかつたりとかということもあったというふうにお聞きしております。

そういった中で、婦恋村でも健診が春から秋に変更したわけですが、それについては、秋の健診に関しては順調に行われているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 令和2年度のがん検診につきましては、7月、8月、9月、11月に分けて実施するというようになっております。7月、8月、9月につきましては、今年度は農村環境改善センター1か所に、密を防ぐために予約制ですので、時間を区切りながらの受診を、健診をさせていただきまして、申し込んでいただいた方につきましては、順調に行われているということです。

残りは、あと11月に胃がん検診と乳がん、子宮がん検診があります。この中でも乳がん、子宮がん検診につきましては、託児所を設けるなど、若い世代のお母さんたちも利用できるような方策を取っております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） がん検診においては、早期発見の遅れに関して、がんは早期発見できれば9割が完治をされると言われております。検診で発見できる1センチ大のがんになるまで

に、乳がんに関しては、2センチになるのに2年ぐらいしかかからないということでもあります。それに関して、今、先ほど村長の答弁では、導入をしていくということでもありますので、ぜひ導入をしていただいて、若い世代のお母さんたちや、また女性が、家族の中で中心的存在でもあると思いますので、そういった取組をしっかりとやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、もう1点、教育長にお聞きしたいと思いますが、今、出前講座をやっているということですが、今年度に関しては実施したのかどうか。また今後、コロナ禍において今年度は実施できないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えしたいと思います。

30年度から、今、住民福祉課のほうでも話がありましたが、出前講座ということで、小学校2校においてお願ひをしているところであります。具体的には、乳がん認定看護師さん、あるいは、がん化学療法認定看護師さん等々、専門の方をお願ひしてということで続けてきてまいりましたが、おっしゃるとおり、現在コロナの関係で、予定はしています、計画はしているんですが、現在のところは、まだ実施がされていません。

ただ、中学校において新学習指導要領、来年度から始まりますが、この中にがん教育が重点化されましたので、当然これを重視しなくてはならないというふうに考えております。

コロナの関係で、なかなか難しいという背景はありますが、積極的に今後、どのような形で実施できるか検討して、前向きに考えていきたいというふうに思っています。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 最後の質問になりますけれども、特産品の販路拡大についてであります。直売所等にも置いてくださるということですが、この問題については、やはり特産品、いろいろ工夫をされて開発してくださるということも、やはり販路が拡大されないことには、やはり低価格での供給ができないということでもありますので。

また、テレビ等でも愛妻ダーの放映がされて、私のところにも、どうやったら愛妻ダーを買うことができるんだいというような問合せもありました。

そういう点においては、やはりインターネットだけではなくて、婦恋村に来たら、あそこに行けば、観光協会、またはあさまのいぶきで買えるということですが、旅館とかそういうところでも販路拡大をしていく、また置いていただくというようなところ、また婦

恋村だけではなくて、近隣のお土産店等にも販路拡大をしていく必要があるのではないかというふうに思いますが、その点について、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まさしく、いろんな場所で見えるということが、嬭恋村の特産品の販売に関しましては魅力になっていくと思われま。

実際、販路拡大に関しまして、現在、ホテル関係等も、実際置いていただいているところもございます。ですが、そういった嬭恋村の特産品と呼ばれている食品物づくりが、約30事業者の方がおまして、その中で約8商品的なものが、言われました愛妻ダーを含めて、ドライ野菜、地ビール等ございます。こういったものを、実際、商工会員さんの事業所や観光協会の施設、そういったところで、今後置いていただける場所を、また拡大ができればと考えております。

また、既に一部では、一部の商品でございますけれども、東京のぐんまちゃん家に置かせていただいて、近隣の公共、それぞれの町村で持っている公共施設等も、今後行政のほうから、お互いそういった販路拡大できるように、ちょっとその辺は話を、協議を近隣にしていきたいなど、そんなふうに思いますので、販路拡大に関しましては、今まで現在よりも、なるべく多く取扱いができるところを増やせるように努力してまいりたいと思います。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 先日、新聞の折り込みの中に、群馬広報というのが入っていました。その中に、今行きたい場所、八ッ場を巡るというところで、八ッ場の近隣関係の観光地が載っていたわけですが、そこには残念ながら嬭恋は載っていませんでした。そういったところに載せて、やっぱり上毛新聞というのは、各家庭で多く取られている方も多いと思いますので、そういうところの掲載も含めて、様々な面で観光をアピールしていくということが必要だと思いますので、そういったことをスピーディーにお願いをしたいというふうに思います。

そのことをもってお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 以上で、佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午後 零時 10分

再開 午後 1時 16分

○議長（松本 幸君） 再開します。

◇ 黒 岩 忠 雄 君

○議長（松本 幸君） 続いて、黒岩忠雄君の一般質問を許可します。

黒岩忠雄君。

〔8番 黒岩忠雄君登壇〕

○8番（黒岩忠雄君） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、1点目としまして、村道大笹・北山線の崩落事故修復について、国道144号線から北山に向かう村道崩落箇所について質問をいたします。

国道から1.5キロほど北山に向かって進んでいきますと、右側上部に崩落場所がございます。今にも岩が剥がれて落下しそうな岩がたくさん見えます。私は上田方面に行くときに、村道大笹・北山線を通りいたしますが、必ず崩落場所の手前で一時停止をして、目視確認してから通行するようにしております。それほど危機感を持っております。

今年の5月、現場の写真を撮り、村長室へ伺い、村長に村道大笹・北山線の崖の修復を強く要望いたしました。その際、村長より、分かりましたと心強い返事をいただきました。それから月日がたちましたが、いまだ何も変わりません。もし岩が剥がれ落ち、走行中の車両を直撃したら、死亡事故にもつながりかねない大惨事となります。そのようなことになる前に、安全対策を取っていただきますよう、落下防止の金網のネットなどを張るような措置をしていただきたいと思います。村長の管理下にある村道ですので、真摯な答弁をよろしくお願いをいたします。

次に、2点目、学校トイレ感染防止自動水栓化について質問いたします。

新型コロナ禍の中、感染者は増大の一途を突き進んでいる状況でございます。世界全体では9月8日、ついに2,712万人の大台を突破いたしました。9月11日時点での感染者は、日

本で7万3,947人、群馬県で505人となり、猛威を振るっております。

学校においても他人事ではございません。児童・生徒の感染防止はトイレの蛇口からと言うように、学校のトイレにある手洗い場の蛇口の水栓について、校舎の新築や改修を予定している自治体の74%が、ハンドルを手でひねるなどしなくてもよい非接触型の自動水栓を導入したいと考えていることが、TOTOなどのトイレ関連企業でつくる学校のトイレ研究会の調査で分かり、30日までに結果を公表したという次第です。

そこで、本村の幼稚園2園、こども園、小学校2校、中学校にも、ぜひとも設置していただきたいと要望いたします。冬の冷たい蛇口から子供たちの手を守り、なおかつ、国もトイレ等の設備に補助金を出しているとのことでございます。コロナ感染防止やインフルエンザ予防のため、大いに活用していただきたいと考えております。教育長の真摯なる答弁をよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩忠雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

第1点目は、村道大笹・北軽井沢線の崩落事故修復についてでございます。これについて、私のほうから、第2点目の学校トイレ感染防止自動水栓化について、これにつきましては、先ほどの佐藤議員からの質問と全く内容が同じでございますけれども、大局的な話を教育長からお答えをさせていただきます。

それでは、まず、第1点目の件につきましてお答えをさせていただきます。

村道大横川・北山線は、国道144号長井川原地区と北山地区を結ぶ2級村道であり、村民の生活や農産物の輸送道路として、また、昨年度の台風19号災害の際には、国道の寸断により孤立いたしました長井川原地区の唯一の連絡道路としても、両地区を結ぶ重要路線であると認識しておるところでございます。

当路線の大半の部分は、昭和45年度から昭和53年度にわたる孺恋西部土地改良事業の北山幹線道路として、国有地を借り受け整備された道路であります。国道144号から圃場までの約2キロの区間は、道路勾配が急で、大横川と平行して流れ、V字型地形の谷間にある道路条件の厳しい箇所を設置されております。

道路が建設され40年以上が経過しており、定期的に舗装面の補修や、のり面の落石防止柵

や落石防止ネット等の維持工事を実施しております。今回、のり面の崩落が発生いたしました箇所は、国道より約1キロの箇所です。今年5月の集中豪雨により土砂の崩落があり、早急に土砂撤去を行い、仮設工として大型土のうを設置して落石等の防止を図り、通行規制の解除を行いました。6月には、破損した落石防護柵の復旧として工事の発注を行いました。のり面のほうの復旧工事につきましては未実施であるため、土砂崩落や落石等の心配を残した状態となっております。

これらののり面の恒久的な復旧方法として検討を行っておりますが、崩落箇所は国有地のため、大前森林管理署、吾妻森林管理署と協議を行い、復旧について強く要望を行うとともに、嬭恋村が事業主体となり、事業出資も検討しながら、工事規模などから国の交付金事業の活用も考慮して、村全体の道路整備計画に位置づけ、各地区の要望等を踏まえて、大横川・北山線につきましても安全・安心に通行ができますよう事業を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

私のほうからは、第1問、答弁以上でございます。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 忠雄議員の学校トイレ感染防止自動水栓化について、お答えいたします。

忠雄議員のご質問ですが、佐藤議員のご質問と回答が重複いたしますので、重複部分を省略し回答させていただきます。

今、学校では、学校の新しい生活様式を積極的に取り入れ、学校生活の充実を図っているところであります。学校での基本的な感染症対策としては、1、感染源を絶つこと、2、感染経路を絶つこと、3、抵抗力をつけること、この3つのポイントを踏まえ、取り組んでいるところです。そして、特に2つ目の感染経路を絶つこと、このことについては、学校の施設、生活環境に関係するところが大変大きく、そのよりよい環境づくりには、行政の担うところが大きいと考えます。

非接触型の自動水栓の導入についてですが、議員のご指摘のとおり、児童・生徒が直接水道栓に触れないことが、何よりも新型コロナウイルスへの感染予防となります。それなので、自動水栓化を進めるよう検討したいと思っております。

また、トイレの蛇口ということでのご質問でしたが、各学校、各階の手洗い場などを含め、自動水栓化をしたほうがよいと、より効果的であると考えられる場所を選定したいというふ

うに考えています。

なお、トイレにつきましても、多くが老朽化し、また、そのほとんどが和式の便器となっていますので、現在策定中の長寿命化計画により、計画的に改修したいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） 村長にお伺いをいたします。

村長は、一生懸命やるというお話でございました。しかし、何をやるのか、ちょっとその辺が分かりません。ぜひ、私が言ったように、金網の落下防止を張るような対策をしていただくようであれば、そのような答弁をいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩議員の再質問にお答えをさせていただきます。

国有地が上にございまして、現在、国有地の治山事業につきましては、林野庁長官のほうにも昨年来、陳情しております。その中で、JR吾妻線につきましては2か所、既に業者も決定し、発注作業が進んでおります。これは直轄治山事業ということであります。

国有地につきましては、ご存じのように、鹿沢休暇村の入口の反対側のところ、右側でございますが、あそこのり面が、あそこから国有地になっておりまして、あそこの作業を現在進めております。それから、万座の水道の道路、第一ポンプに下りていく道路は、以前から整備をしてきたとおりでございますけれども、今年の台風で道路の下が一部そっくり流れて、上だけ残ったという状態のものがありまして、これは直轄で国有地でございますから、吾妻森林管理署等が処理を今、していただいております。

それから、残す北山の道路の件でございますが、先ほど説明しましたように、あその上は国有地でございます。したがって、吾妻森林管理署及び大前の出先機関とも、よく担当が協議をし、しっかりとお願いは現在しております。

なお、村道の部分の維持保全管理につきましては、私の責任でございますので、緊急に、当時道路はストップしましたが、早急に道路通行できるように片側通行にし、その後、建設課のほうでのり面に、ご存じのように一応壁を造らせていただきました。現在見える石の大きさ等も考慮して、あの石がもし落ちたとしても、あのり面で現状は保つであろうという状況と確認しております。したがって、残されたものにつきましては、ぜひとも国の国

有地でございますので、治山事業として対応していただくべく、現在、吾妻の署長のほうともお願いをしております。

しかしながら、国のほうも、金が無尽蔵に出てくるわけではございませんので、計画的に行うという方向で現在検討していただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。必ず安全な道にしていきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） どうも、ただいま村長の心強い答弁をいただきました。村長のお話ですと、必ずやってくれるというふうな、安全・安心をまず第一に考えた答弁だと私は思います。大変ありがとうございます。この件は、村長がよろしく願いいたします。

以上です。

それで、もう1点、学校の水栓化について。

私は昨日、西部小学校へ行って、つないである水道の施設を3か所視察をしてきました。そして、校長先生ともよくお話をしてきました。校長先生も大変喜んでおりました。それで、箇所とすれば、学校は相当あるというようなお話で、私とすれば、10個並んだ手洗い場所が3か所あるので、それを重点的にというお話をしました。そうしたら、校長先生も、できれば、家庭科の教室もありますから、そういう生徒が多く集まるところも、できたら水栓化にしていきたいというお話をされておりました。

そういうことなので、その辺はぜひ、教育委員会とよく相談をして話を進めていただきたいということはお話はしてきました。それなので、私は今、教育長の答弁も、大変いい答弁をいただきまして、敬意と感謝を申し上げます。

それと同時に、いつ頃していただけるのか。そして、補助金はどのぐらいもらえるのかということをお聞きしたいんですけれども、それだけ、できたらお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほど、佐藤議員のときもお話しさせてもらったとおり、3日前のNHKの番組でも3つの方法があると。公知の事実で、全国にも知れ渡った案件でもありました。

教育委員会事務局長、教育長とも話をして、今、当面必要な蛇口については、回すのでもなく、手を出せば自動で洗えるもの、これをやると、1か所について1万円、300万円で全部できるだろうという話を聞いております。この分については早急に対応します。

それから、教育長が答弁したとおり、トイレそのものが、まだ和式のトイレがほとんどということでもあります。その辺につきましても、実態調査をスムーズにさせて、そして、必要なものは早急に対応いたします。

以上です。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） 先ほど佐藤議員の質問に当たり、300か所という答えがございました。これは要するに、中学校が1校、小学校が2校、幼稚園が2校と、まだこども園がありますが、全て合わせて300でよろしいということでございますか。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） ただいまの黒岩議員のご質問ですが、現在本当に、ざっと言うと失礼なんですけれども、大まかに、東部こども園、西部幼稚園、東部小学校、西部小学校、孺恋中学校の水栓の数を数えたところ、およそ670を超えている程度ぐらいの蛇口がついているのが確認できまして、その中で自動水栓化したほうがよいのではないかと、いうふうに、一般質問を受けてから、質問状を受けてから検討したものが、およそ300程度ですので、この数が確定ではなくて、今後、先ほど黒岩議員がおっしゃられたように、各学校とも協議しまして、どこが必要なのか、ここは大丈夫なのかというのを確認をした後に取らかりたいと思いますので、これはあくまでも暫定の数字というふうに考えていただければ結構ですが、そんなに数が大幅に100も200も狂うようなことはないとは思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） それで、この補助金のあれほどのぐらい、このお金に対して補助できるということでございますか。もし分かったら教えていただきたいと思います。例えば半分とか、3分の1とか、いろいろあると思いますが。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩議員、さすが、いい質問していただいたと思っております。孺恋は原則、物事を決める事業を執行するときには、補助金や交付金があるのかどうなのか、あるいは起債でやるのか、起債は起債でも学校の起債をやるのか、あるいは過疎債を使うべきなのか。最も有利な方法、財政規律を守った一番いい方法でやるというのが原則です。

今、教育委員会事務局長から話がありましたとおり、ざっくりで300万円、上下はあるかもしれませんがけれども、今まで質問が出た後、調べて対応しようというのは、大体そのぐらいのことは早急にやろうという方向で進んでおります。

トイレのことも含めて、それから起債をするのか、あるいは補助事業ももちろん確認しながら対応してまいりたい。その財源については、最悪の場合は村の単独のお金でやりますけれども、やると言った以上やりますが、それについては、補助事業があるのか、交付金事業があるのか、あるいはコロナに関連づけた、国のほうの創生交付金がまた来るという想定もありますので、財源内訳についてはしっかりと検討しながら、最も有利な財政のことを考えて事業を執行したいと、こう思っております。よろしくお祈りいたします。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄君。

○8番（黒岩忠雄君） 村長、教育長、大変真摯な答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ、できるだけ早く完成するようによろしくお祈りいたします。

以上です。

○議長（松本 幸君） 以上で、黒岩忠雄君の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（松本 幸君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

9月議会は毎年、前年度の決算認定を主な議題として審議します。今議会は、新型コロナ関連による補正予算も大事な議案として審議したところです。

先日9月7日に、どちらの議案も賛成多数により採択されました。決算認定の審議は、前年度の予算の執行の状況を年度当初に挙げた目的など多方面から、そして村民目線で評価し、その結果を次年度の行政に生かすようにすることだと考えております。私は、この意義をいつでも堅持するように努めるとともに、税金の使い方をより多くの村民の幸せのためになるよう、村民が主人公の立場で質問をさせていただきます。

まず初めに、村の財産管理についてです。

先日の決算審査において、村長より、村道、林道については今後も長期計画を立て、管理を進めるという説明がありましたので、今後、その計画について報告がされるものと期待しているところです。

よって、総括質疑において明確な答弁のなかった2点について質問します。

1つ目として、指定管理施設の管理に対する考え方です。

指定管理は、公の施設の扱い方を示す条例に基づいています。いずれも、村民の財産をより有効に使うために行うものです。

最近では、食事処水車、8月1日、鎌原にオープンした農産物等直売所が指定されています。どちらも莫大な経費をかけて建築・改築しています。村民は、村の活性化とともに、村にも収入があり、経費の一部に充てられたらいいという思いでいます。まさに指定管理制度は、民間の力を借りて、この2つの目的を実現するために行うものだと考えます。村長は、村の指定管理施設はこの2つの目的に沿っていると思うかどうか、考えをお聞かせください。

2つ目、教育施設、その他の施設の維持管理についてです。

役場の建物、改善センターをはじめ、各地区にある公民館など、破損しているところを見ることがあります。どんな施設でも、定期的なメンテナンスをし、大事に使っていると長持ちします。村は教育施設、公共施設の定期的な維持管理計画を立てているのか、そうだとしたら、予算決算にどのような形で示されているのか、お聞かせください。

次の質問に移ります。

J R 吾妻線を守る取組についてです。

現在、J R 吾妻線は、通学・通院、そして観光客の足として、大事な役割を果たしています。村長も、孺恋高校を守る、吾妻線を守るという思いから、総合計画に重点項目として挙げていたと記憶しています。

そして、村長は、村民が毎日1人利用すれば年間9,500人の利用になるという考えから、まず職員が出張時に利用することなど取組を示しました。その成果は、どのくらいになっているのでしょうか。データがあるようでしたらお示しください。

私は、駅の壁に貼り出されている「みんなの利用で 未来に残そう J R 吾妻線」の標語を具体的な施策にすることを提案します。例えば、この標語を広報つまごいに毎回載せて啓蒙するとか、吾妻線利用者に補助金または感謝券を出すなどです。

また、現在の乗客数を知らせるとともに、村としての乗客数の目標を知らせて、村民と一緒に目標達成に努めること、もう一つは、大前または万座・鹿沢口駅発着の時刻に合わせて

福祉バスやスクールバスを運行すること、以上の提案に対し、村長の考えをお聞かせください。

3つ目の質問に移ります。

新型コロナ感染対応についてです。

先日、村長の報告では、西吾妻地域でもPCR検査ができる体制になったということでした。新型コロナ感染では、多くの村民が不安を持っています。初めは少なかった群馬県も、感染者が500人を超えました。吾妻では2人ですが、いつ嬭恋村で感染者が出るのか心配でたまりません。

そこで、新型コロナ感染の対応についてお聞きします。

1つ、新型コロナは感染を拡大させないことが大事です。そのためにも、体調の悪い方だけでなく、PCR検査を希望する方、介護職場、子供と関わる仕事の方々の検査を公費負担で行うことを求めます。

2つ、新型コロナ感染により、ウェブでの授業を展開するためとしてGIGAスクールの導入が進められています。一方で、これを進めるのに、不公平も生まれているということを目にします。

嬭恋村内では、インターネット環境が整備されていない家庭もあると思いますが、そうした実態調査などされているのでしょうか。整備されていないまま実施するのでは不公平になると思いますが、どのように進めていくのか、方針をお聞かせください。

以上3点について、明快な答弁を求めて終わりにします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目は、指定管理の施設の管理に関する考え方についてのご質問でございました。

伊藤議員もご承知のことと存じますが、指定管理制度においては、指定管理者が施設の管理運営を行うための経費を賄う方法は、次の3つと言われております。1つ目は、経費の全てを利用料金で賄う、2つ目は、経費の全てを施設の設置者である村からの指定管理料で賄う、3つ目は、経費の一部を村からの指定管理料で賄い、残りを利用料金で賄うでございます。これらのことを踏まえた上で申し上げます。

なお、指定管理者制度についての考え方は、本年6月定例会において、上坂議員からの質問の際にも述べさせていただいたように記憶しておりますが、改めて述べさせていただきます。

本村ではこれまで、嬭恋スキー場をはじめとした施設において、指定管理制度を活用した運営を行ってまいりましたが、湖畔の湯の運営におきましては、指定管理者側が村へ納付すべき施設の使用料が足かせとなり、運営がままならず、指定管理者が撤退、施設の返還という負の連鎖を引き起こし、結果として、村での直営による運営を余儀なくされているところでございます。

本来、指定管理料とは、施設の設置者である村が公共の利益のために、多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的に設置された施設の管理運営に対して、指定管理者に支払うべき料金でございますが、これまでのように公金の投入による指定管理制度の活用は極力すべきではないとの判断から、今回、指定管理料を払わずに管理をしていただいております。

また、伊藤議員ご指摘の、村にも収入があり、経費の一部に充てられたらいいという思いでございますについても、嬭恋村農産物等直売所指定管理に関する協定書に、利益を生じた場合は利益の一部を村へ納付するものとするとの規定により担保されていると存じます。ご理解のほどをよろしく願いをいたします。

次に、第2点目でございますが、村の財産管理についてでございますが、教育施設におきましては、教育施設の再編事業により、まず施設の改修等の工事が終了し、令和元年度につきましては、西部小学校の校庭や照明等の整備を実施いたしました。今年度、各教育施設の長寿命化計画を策定しており、今後につきましては、この計画により整備を進めてまいります。

運動公園につきましては、管理委託契約を締結し、維持管理に努めており、昨年の台風19号によります被害につきましては、文部科学省の災害査定を受け、災害復旧工事に取り組んでおります。総合グラウンドにつきましては、施設が簡易なため、社会教育係にて確認をしながら、維持管理に努めておるところでございます。

そのほかには、建築基準法12条に基づく建築物及び建築設備の定期調査を、建築物に関しましてはおおむね3年に一度、建築設備に関しましては毎年実施しております。令和元年度につきましては、西部幼稚園と嬭恋会館が建築物の定期調査を実施し、決算書の190ページ、13節に西部幼稚園、198ページ、13節に嬭恋会館の建築基準法に基づく調査委託料として掲

載しております。

建築設備につきましては、例えば小学校管理事業が、176ページから、13節に保守管理委託が記載してありますので、ご覧をいただきたいと思えます。

続きまして、定期的な維持管理計画を立てているかというご質問でございますが、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、今後40年間の目標として、建物系施設の30%を縮減することを掲げられました。本年度策定中の嬭恋村公共施設個別施設計画では、限られた財源の中で、どの施設をどうするのか、どのように修繕及び更新すれば村全体の最適化となるのかを十分検討し、計画を立てることが必要であると考えております。今後においても十分に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、JR吾妻線を守る取組についてお答えさせていただきます。

今年の3月の全員協議会において、吾妻線活性化プロジェクトということで提案させていただきました経緯がございます。職員20名から69件の提案があり、すぐに実現できるものから取り組むという考え方で進めております。

その中で、4月から、職員が前橋方面に出張する際には、吾妻線を利用して新前橋駅まで行き、駐車場に止めてある公用車に乗り換えるという計画でありましたが、新型コロナウイルス感染症対策に伴いまして、しばらく出張がありませんでした。6月下旬から、ようやく利用できるようになった状況でございます。これまでの利用者数は28名で、新人職員の研修としても利用いたしました。今後は漸次増えていくものと考えております。

また、嬭恋高校の利用状況につきましては、引き続き総合政策課からお答えをさせていただきます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対応についてのご質問でしたが、まず、PCR検査を希望する方や介護職場、子供に関わる仕事に従事されている方に公費でPCR検査を行うようにとのことですが、現段階で検査を実施してくださる医療機関の選定や医療従事者への感染のリスク、検査をしてくださる検査機関の選定、医療保険の対象でない場合の費用、インターネットなどで検索しますと、1件4万円前後のようでございますが、様々な課題があるように思います。

感染拡大防止と住民の皆様の不安を解消することを考えますと、実施することも一つの考えではありますが、新型コロナウイルス感染症が心配され始めました頃よりは、PCR検査を受けられるハードルも低くなってまいりましたので、近隣町村や群馬県の動向を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

質問の家庭におけるインターネット環境の整備状況についてでございますが、この件につきましては、教育長よりお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） それでは、私のほうから、J R 吾妻線の関係につきましてお答えさせていただきます。

婦恋高校生の利用状況でございますけれども、昨年度は40名の利用があったんですが、今年度は24名の生徒が吾妻線を利用して通学をしております。今後とも、婦恋高校の存続と併せ、重要施策として取り組んでいきたいと考えております。

今年度は、大前駅周辺整備として、案内看板やイルミネーションの設置を計画しております。鉄道マニアをはじめ、多くの観光客に来ていただくことを目指しております。

それから、万座・鹿沢口駅の発着に合わせて、福祉バスやスクールバスを運行したらどうかのご提案でございますが、現行のバスでは、運転手の労働時間等の関係で調整が難しい状況ですけれども、万座・鹿沢口を拠点として各地域を結ぶことが最善と考えておりますので、駅からの交通手段について、引き続き検討してまいりたいと思います。

吾妻線の利用者数につきましては、J R 東日本のホームページで公開をされておりますけれども、昨年度の長野原草津口駅から大前駅までの利用人数は1日平均320名であります。バブル期の32年前の数値は791名ということで、半数以下に減少しているのが現実でございます。

J R 東日本のご努力により、台風19号の大災害から復旧をしていただきました。その中で、村としては、新型コロナウイルス感染症が終息した段階において、村独自に宿泊客が吾妻線を利用した際の補助制度を計画したところですが、その後の国・県による宿泊費補助の先行により、実行には至っておりません。

いずれにしても、住民や観光客の交通手段として、吾妻線は存続させなければならないと考えております。新たな利用促進策や周知の徹底に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） インターネット環境が整備されていない家庭への対応ということに

ついてお答えいたします。

G I G Aスクール構想は、教育の I C T化に向けた環境整備 5 年計画により、平成30年度より、端末、3クラスに1クラス分の整備、配備を計画してスタートいたしました。昨年度末の補正予算にて、G I G Aスクール構想の実現としまして、1人1台の端末整備とし、校内L A N整備が始められ、そして、今年度中に、校内L A N整備と全ての児童・生徒1人1台の端末整備を行うこととなったわけであります。また、今後、群馬県から標準的な学習ソフトの提示も同時進行にて行われる予定となっております。

なお、その使い方等につきましては、村内小・中学校の先生方と協議や連絡調整を随時行いながら進めていきたいというふうに思っています。

今後、休校となった場合は、端末の家庭への持ち帰りによる使用が想定されますので、現在、家庭の通信環境や意見等を児童・生徒全員へのアンケートにより確認したところであります。その結果、現在までの集計の結果につきましては、家庭における通信環境のない児童は少ない結果となっております。

ただ単にW i - F i ルーター等の整備でよいのか、他の要件は大丈夫なのか等、細部にわたり個々に確認しながら事業を進める予定であります。端末を全員一斉で使用することはもちろんですが、家庭へ持ち帰っての使用も初めてですので、試行錯誤の繰り返しになると思いますが、進めていきたいというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 再質問は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 村長より細かく説明がありましたけれども、大きく捉えてにしたいと思うんですけれども、例えば指定管理は、ここにも書きましたように、村民の福祉とか、いろいろそういうものを進めるために、村民の税金で造っているわけですが、先ほど述べたように、スキー場はそういう形であったり、湖畔の湯はそうなったんですけれども、最近では水車とあれなんですけれども、それでは1点お聞きしますけれども、例えば水車の使用料金は、条例の中では30万円となっていました、協定書案で。それで、決算の結果を見ると1万8,088円で、条例には確かに協議することになっているというふうにもなっていますけれども、それでは、その協議をやったのを議会に報告しなくてはいけないんじゃないかと思ったんですよね。というのは、条例で決めているものだから、やっぱり議会に報告があつてしかるべきだと思うんですよね。

その水車について、まず1点お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問でございますが、議会に説明がなかったということでもありますかね。

一応、条例に書いてありますとおり、報告書が提出されまして、それについて、私どものほうは、通常の決裁業務を行わせていただいておりますし、また、昨年度の台風の関係、それから営業期間が短かった関係、また今年になってのコロナの関係等につきまして、協議という話の中での減免のお願いが出てきたものですから、あのような形になったということで認識しております。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 私も少しは、台風によるものというので、でも、台風によるというのはそれ以前ですよ。去年、水車は8月1日にオープンするというので、7月に臨時議会を持って、慌ててやったわけけれども、台風前からも全然やっていなくて、それで、そのうち、1月からコロナになったわけですけども、でも、それだからといって、じゃ、30万円が1万8,088円になるのを議会にも報告しないで、協議してやるというふうに条例には確かにうたわれています。でも、そもそもの指定管理条例とか公共施設の管理に対しての村長の責任としては、そういうところでは私は欠けていると思うんですよ。

説明責任を果たすというところでは、どうなんだろうというふうに思いましたので、これは村長に、ひとつお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 指定管理制度ができたのは、平成でいいますと、平成18年、19年、20年頃であります。第三セクターを国のほうからは、バブルにおける第三セクターはもう整理しなさいと。それから、官がやってきた、婦恋でいえば鹿沢のいこいの広場、あるいは鹿沢温泉観光協会のやっておりました体育館と鹿沢資料館、あるいは創作実習館、あるいはスキー場、あるいは観光協会もそうですね、観光協会の建物と、あとは温泉センターですね。こういうバブル期のものについて、いつまでも、財政的に厳しい状況に来ておるので、民間のノウハウのあるところに指定管理をしましょうと、これは全国的に行われてきたわけでございます。

第三セクターについては、全国的にほぼ整理が終わり、また群馬県においても、あちらこ

さらに指定管理制度、全部で70ぐらいあったと思いますが、孺恋村においても、それを指定管理制度を活用させていただいて民間に委託する方法を取ってきたと。その延長に、今回、昨年の水車、あるいは今回の鎌原の直売所というようなことで、指定管理制度を活用させてもらってきたという経緯がございます。

その中で、水車につきましては、お貸しするのについて、料金を年間30万円というお約束をいただいていたというふうに承知をしております。また、指定管理を受けたほうの団体につきましては、必ず経営の報告書を出しましょうということになっておりまして、その経営報告書を我々は確認して、中をよく精査して、使用料として30万円頂くという約束になっておりますが、果たしてこれが正しいのかという判断をした、ジャッジをした結果が、1万8,000円という数字になっておるということであります。

担当課長がお話を申し上げましたとおり、私も延べ10回ぐらいは、あそこを活用して、また会議もあそこで開こうということで、打合せをあそこで持って、食事をしながら、食事をしなければ意味がありませんので、私自身もあそこを活用させてもらって、食べたりしながら、延べ10回ぐらい行っていますかね、1回でも2回でも行かなきゃ悪いなと思っておる気持ちからもありますので、行っておりますが、実態は、経営状態は、なかなか芳しくない状況かなと思っております。特に、コロナがあったということになってから、さらに追い打ちをかけたような状況でございます。

ぜひとも伊藤議員さんも、ああいうところを積極的に活用させていただいて、また村民の皆様にも、ぜひとも水車を活用させていただいて、1人でも2人でも多くの方が行けるように、議員の皆様方にもお願いとしたいと思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、水車につきましては、担当が申したように、経営状況は非常に厳しいという状況であります。あの施設について、いろんな方がいろんなことを言う、これは自由でございますけれども、いずれにせよ、村の施設を指定管理としてお願いをしておる以上、みんなで村の村民の建物であるわけでございますので、議員の皆様も積極的にあそこを活用して、少しでもお客さんが増えるように、またうまくPRもご指導いただきながら、しっかりと努めてまいりたい、こう思っております。ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今、村長が水車のことでは、自分も食べに行かなくちゃということで行ったということで、10回も利用したということですけども、議会も昨年の12月議会の

後、みんなで行って来ました。そういうときに村長としては、収支報告を見たりいろいろして、営業努力のこととかそういったこと、私は担当課長に感じたこととか言いました。でも、そのときに、いや、お願いしているからには、あまりそういうことも言いにくいとかというふうに言われたんですけれども、そこでお聞きしたいんですけれども、今回、農産物直売所に対しては運営協議会が発足しました。その運営協議会の意味なんですけれども、住民の声、いろいろ住民の声が、水車に対しても、それから直売所に対しても聞こえてきますけれども、それをやっぱり反映させて、より盛り上げたいという気持ちを、私はより強く持っていると思っていますんですよね。せっかく莫大な1億2,000万円の土地購入費、それで、水車のほうも4,000万円近くのお金をかけた、それから直売所は1億円かけてやる、そうした村民の財産を使ったら、何とか盛り上げたいと思うのが、誰だって同じだと思うんですよね。

その声を言える方法を、どうしたらいいかなというのでいうと、スキー場のときもそうでしたけれども、管理を頼んでいるとなかなか言えない。それじゃ、指定管理条例の公共の施設の244条の公の施設の目的に反するんですよね。244条では、村長は指示もできるとうたわれているんですよ。だから、そこは言っていないと、また鎌原周辺がスキー場と同じようになっていったらいけないと思うから、私の思いはそれなんですけれども、それでは、そういった村民からの声とか自分が利用してみて感じたこと、こうしたらいいんじゃないかというのは、どこでどういうふうにして吸い上げてもらえるのかを説明していただきたいと思っています。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問にお答えします。

伊藤議員は、度々私のところへお訪ねいただきまして、いろんなこととお聞きいただいております。興味を持っていただきまして、また、今おっしゃるように盛り上げていただきたいという、そのご意思は通じておりますし、前回の水車のときもそうですが、私が伝えないわけではなく、こういう意見もありますよということは当然伝えさせていただいておるところでございます。

しかしながら、まずは、我々にできない民間の活力というふうなことを活用してやりたいというようなことは、伊藤議員もご承知のとおりでありますけれども、そういう問題もありますし、伊藤議員が考えられる盛り上がる方法というのが全てではないというふうに私は感じておりまして、こういうご意見もありますよということはお伝えしますが、それを

強要するようなことはできかねるというふうなことを申し上げたつもりでございます。

今後において、そういうことも含めて、運営協議会というものがあつたほうがいいということで、直売所のところには設置をさせていただいたところでございますし、運営協議会の委員さんというのは、いろんな方がなつていらっしゃるから、委員さんを通じてそんな意見を吸い上げるというふうなことが適当ではないかと、そんなふうにご考えておるところでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、確認ですけれども、私たち一般の村民とか、それから、思ったことは運営協議会の方に言えば伝わるということで、ただそれが、例えば私が言っても、強要はできないというところで、それは運営する人の気持ちもあるから理解できるんですけども、でもこんなふうに、本当にどこ収入がなくなったら、それじゃ使用料がまたおまけされてしまっちゃうのか。そういうのに対して、私は今回の1万8,088円に対して言ったら、やっぱり村民の人から、じゃ、俺んちももうかっていないから固定資産税まけてもらおうかなとかまで言われたりしたんですけども、やはりそこは指定管理条例、公共の施設を指定管理するのは、先ほど村長も課長も言っているように、民間の活力を活用して盛り上げるというのが狙いなんですよね。その目標に沿わないときは、村長も指示ができるというのが244条にうたわれているわけです。そこが、村民の財産を大事に使うとしたら、村長が指示してやって、もっとこういうふうにやってほしいとか、やっぱりきちんとっていかないと、村民に私としては説明がつかないので、村長に答えていただきたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 水車も直売所も、村で議会の承認を得て造つてまいりました。また、指定管理につきましては、確実にもうかるものなら、たくさん手を挙げる人がおるでしょうけれども、公共的なもので、みんなの地域の皆さんとも協力しながら、ぜひともこれを受けていただいて、また、しっかり経営ができるようにということでございます。そういうのがこの制度の趣旨でありまして、なおかつ、一応経営状況の報告を、1年間終われば必ずしていただいて、またしっかり協議をしようということに制度上なつております。

また、今回の直売所につきましても、やつと多くの人々の理解を得て、そしてやつと、失われた25年ほどになります。土地につきましてもご購入をさせていただいて、地域の皆さんも、よしやろうということで、またここに来て、いろんな意見はありますが、出品をする

方々も増えてきておる、みんなで頑張ろうという時期になっております。

しかしながら、経営上の問題につきましては、ここ議会のほうでもいろいろ、昨年来議論がありましたが、しっかりとした運営協議会というものをつくって、そしてまた、利益が出た場合には、それ相応の基金的なものに維持管理費用も含めて、管理者のほうも支払ってもらいたいというお約束もいただいて、現在運営していただいておりますという状況でございます。

365日、直売所的なものを孺恋村内でやるというのは大変なことだと、伊藤議員もご存じだと思いますが、そういうのが実態かと思えます。それを、やっぱり冬場は売るものがない、夏場なら誰がやってももうかるという状況の施設だと思っております。そういう意味で、民間のノウハウのあるところに受けていただいて、しっかりと経営状態も管理運営、協議会のほうで審議しながら、みんなで盛り上げようと。また、地元地域の皆様方も含めて、さらには東部農業の皆さんも含めて、さらには、今まで補助金でやってきましたエゴマの問題、施設、エゴマとかそういうものについても、あそこをうまく活用しながら、しっかりあそこを中心に活動を展開していけたらと、こんなふうに思っております。

そういう意味で、まだスタートしたばかりでございますので、ぜひとも前向きにご理解をいただいて、また地域の皆さんの意見もしっかり確認しながら、しっかりとみんなでスクラムを組んで、いい施設、そして、いい運営をしていただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

特に、鎌原地区の皆さんの意見、総合的に判断しますと、区長さんをはじめ、関係するお米の会の皆様方、あるいはおにぎりの会の皆様方、あるいはイベント等もやっている方々、あるいはジオパークを通じて、地域の皆さんも文化施設、鎌原城を含めた周辺計画等もできてきておりますので、そういうものを総合的に、みんなで協力しながら、またあの施設を、新しくできた施設ですから、中核的な施設として、地域全体が盛り上がるように、関連する鎌原資料館もございまして、いろんな施設があそこにあります、集約されてきておりますので、ぜひともご理解をいただいて、まだスタートしたばかりでございますけれども、いい方向に進むよう、皆様のご理解とご協力を切にお願いを申し上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、例えば、今回の農産物等直売所のことですけれども、運営協議会に宛てて、そこに意見を言え上げられていくということでありましたので、これから私も1人の村民として、きちんと意見を上げていきたいと思っておりますけれども、もう1点お

聞きしたいのが、状況報告とか収支報告を6月には出すようになっているんですけども、当局側から積極的に、そういったものを見せてもらうことができないんですけども、議会には示していただけるんでしょうか。その1点、この件でお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問でございますが、特別にそれを示す機会をつくることは難しいかと思っておりますので、決算のときでありますとか、そういうときを見計らって示させていただければと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 6月に状況報告と収支報告を当局に示すようになっているので、やっぱりそのときに議会にも示していただきたいという思いがあるんですけども、それによって、やっぱり議員の皆さんも、村民の財産に責任を持って、いろんな意見を言えると思っておりますので、決算時期とかだと遅くなっちゃうと思っておりますので、答えていただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） それでは、6月の議会の開催時に合わせまして、間に合うように計りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） じゃ、①の指定管理施設の管理に対しては、今後多くの村民の声も上げられていくように、いろいろな場を利用して声を上げさせていただくということで、②の教育施設その他の施設の維持管理について、村長よりありましたけれども、私が維持管理にこだわるのは、やっぱり施設を大事に使うということでこだわっているんですけども、議員になりたての頃に西小学校に行ったときに、卒業式に招かれて行ったときに、廊下に7つのバケツがあって雨漏りしていて、とてもショックを受けたのが、私の建物の維持管理にこだわる理由なんですけれども、先ほど村長が言いましたように、私もこの維持管理について、いろいろ調べましたら、建築基準法にうたわれているということですので、それに沿って今後やっていって、維持管理を大切に、村民の財産で造ったものだと意識してやっていただくことを要望して、大きな1番目の質問は終わります。

次に、JR吾妻線を守る取組なんですけれども、先ほど総合政策課長から説明があったように、新型コロナ感染のことで、あれは業者支援で、宿泊とセットしてJR吾妻線に乗った

方に1,000円の補助というのがあったので、私はあるお客さんに、領収書か何か持ってくれば1,000円の補助になると思うからというので言ったんですけども、それがいつの間にか愛郷ぐんまの支援のほうに回っていたので、先日全員協議会でも言いましたけれども、きちんと説明されていなかったもので、私の頭にはまだJRの1,000円が残っていました。

だから、これはとてもいい取組だと思うので、今後、GoToトラベルなんかを含めて、やっぱりJRを使った人に対する、何か観光客にいいものをセットしたらいいんじゃないかというので、それで、その一つとして、何か領収書を持っていったら、観光協会に必ず寄って、1,000円補助なり何なりというのと、観光協会へ寄る方も増えるので、利用者が増えるんじゃないかと思えますので、そういう施策を展開して行ってほしいなと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 伊藤議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

1,000円の問題に関しましては、6月の全協の中で、コロナ対策という全体の中で資料をお配りして、当初の内容を変更した内容をお伝えさせてもらっております。

また、JRを使って来てくださったお客様に対しての何らかのという部分に関しましては、先ほど総合政策課長が述べたように、今後そういった取組も前向きに考えて行っていけると、そんなふうに思いますので、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） よく村長は、村民と協働の村づくりということもお話ししますので、私は、「みんなの利用で 未来に残そう JR 吾妻線」の標語、いい標語を書いてくれたなど思っているんですけども、それをやはり村として、どう実践していくかと思うんですよ。冒頭に述べたように、村長は1人の村民が毎日利用すれば9,500人の利用者になる。やっぱりそういった目標をどう村民とつくり上げていくかというのは、村長としてはどう考えているかお答えください。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 質問の趣旨がちょっと分からなかったんですけども、JRさんにつきましては、昨年の台風19号がございました。誰もがいつまでたっても手をつけないという現実が、10月12日に被災された以降、一月ぐらい続いておったような状況でございまして、我々も当時、庁内もばたばたしておりましたが、何とかJRにもしっかりとお願いをしなくち

やならんということでした。

誰もが、このまま吾妻線は、間違いなく赤字路線であると、黒字路線ではないと。特に、長野原から嬭恋間と、こういう認識を企業側でも持っておったと思いますし、我々も何とかしなくちゃならんという強い意志を持っておったのが、それが現実であります。

しかしながら、何としても嬭恋高校とJR吾妻線万座・鹿沢口、大前駅までは存続させるという強い村民の意志でもありますし、私の決断でもあります。JRには本当にお願いをして、あれだけの何億円とかかる事業を2月21日までに完成をしていただきました。議長共々、本社まで行ってお願いをしてまいりました。本社に行った翌日には、袋倉に30人の工事人が入ってもらいました。本当に涙の出るような気持ちでございます。

そして、JR木村法雄支社長さんについては、JR東日本株式会社執行役員でございます。昨日もじきじきに、大前駅の前の大前橋の開通についてはお越しをいただきました。ぜひとも嬭恋とは、いろんないい関係を今後も継続していきたいというお言葉もいただき、役場のほうにも部下3名と合計4名でお寄りいただきました。

今後においても、JR東日本とは、我々も恩返しのつもりで、村民1人1年間に1回乗れば9,500人と。今は1日、本当に片道160人ぐらいしか乗っていない、往復で320人という数字であります。ぜひとも我々何とかして、職員ももちろんでございます。そういうことで、3月、4月以降、本年度の中では、新前橋に総合政策課の公用車を1台置き、そして、今現在は28名しか職員が使っておりませんが、今後、前橋まで行く、あるいは中之条まで行く、こういうときには、職員も積極的にJR吾妻線を活用して、そして出張、会議等に出るという方向で、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

いずれにいたしましても、JR吾妻線、JR東日本としっかり連携をしながら、我々が維持管理をするわけじゃございませんけれども、あれだけのことをしてもらった御礼をしなければならんという強い意志も持っておりますので、ぜひとも村民の皆様方にもご理解をいただいて、なおかつ嬭恋高校、利用してもらおうようにしっかり取り組んで、連携した事業だと、いつも申しておるとおりでございます。

また、最終駅につきましては、職員全員に吾妻線の活用方法ということで提案を求めましたら、69名から案が出ました。それを集大成した中に、大前駅にいろんな形の施設を造って考えていこう、周辺を歩けるように造ろうというような案も出てきて、議会のほうにも説明をさせていただいて、本年度予算にも取り組んでいく方向で予算化されておるところもあります。

コロナに打ち勝つために、早く通常の日常が取り戻せるように、経済活動ができるように、しっかりと国・県と連携をしながら、吾妻線の活性化、大前駅の活性化、また、連携して万座・鹿沢口駅の活性化、ひいては婦恋高校の存続のためにも、しっかりまた取り組んでまいりたいと思いますし、議会の皆様、また村民の皆様にも、ご理解とご協力を切にお願いを申し上げまするところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） ちょっと長い答弁でしたけれども、同じことも言ったりして時間もつたないんですけども、先ほど私が冒頭に質問した中で、今村長は、村民と共にという、それを具体化するために、それでは今28人の利用を1日30人にしよう、35人にしようというそれを示して、村民と一緒に増やす取組をする考えはあるかどうかお聞きしたわけですけども、それに対して、一言でお答えいただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ぜひとも伊藤洋子さんにも利活用していただいて、部下にはしっかりとまた指示をします。1人でも2人でも多くの人間がJR吾妻線に乗っていただけるようお願いをしてみたい、こう思います。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 職員とか議員ではなくて、私は村民と共にというので、村長が協働の村づくりを時々言うわけですよ。やっぱりみんなで使おうというの、1日1人というのを言ったのを、それを村民にも示して、みんなで吾妻線を守ろうということをやってほしいというのは、先ほどの総合政策課長が今後取り組むという中に含まれていると理解していいのでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） そのとおりでございます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 私は昨日、大前橋の開通式に行って、JRの方も来て、これからJRの線路も伏せ替えをするということを知っていて、大前駅まで守ることができそうだなというので、本当にうれしい気持ちになったんですけども、先ほど村長が答弁で言ったように、やっぱりJRへのそういう感謝の思いを、私たち村民が一体となって返す努力をしていかない

と守ることができない。これは絶対、自治体の取り組む姿勢がJRに伝われば、なくならないと思うので、今後とも引き続き強い施策で進んでいただきたいというのを申し述べて、2番目の質問は終わります。

3番目の質問は、ほかの議員からも出ましたけれども、やっぱり実際に、私も観光業ですけども、お客様には来ていただきたいけれども、コロナにかかったらというのがすごい心配としてあるわけですので、群馬県の医師会の方も、やっぱりPCR検査をやることが一番感染を防ぐことになるというので、群馬医師会も話ししていますし、全国知事会も国のほうに、そういう行政による、国の補助によるPCR検査をとるのを要望して、今のままでは5,000億円の予算が足りないということでもありますので、ぜひPCR検査の拡充は村の中でもやってほしいと思います。

それで、嬭恋村には今のところ、コロナ対策の補正予算は2億9,000万円来ているわけですよね。それを私は、本当に村民のために使ってほしい。先ほど出た学校の水栓、トイレの手洗いが自動的になるとか、そういうのも含めて、感染を防ぐ対策にきちんと使ってほしいと思います。それをぜひ村長として、一言述べていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） PCR検査をしてもらいたいという一つのご意見でございました。こちらについて、お答えをさせていただきます。

PCR検査、現在、病院名は私の口からは言えないということですが、西吾妻地域におきましては、発熱が38度以上とか38.5とかある場合、特に嬭恋村におきましては、国保診療所あるいは桜井クリニックさんのほうで、先生のご紹介状があれば、いつでもPCR検査は受けられます。そういう体制になっております。

なお、現在、抗原検査も受けられる状況になりました。これは議会でも、前に全員協議会でも報告をさせていただいたとおりでございます。

なお、それにつきましても、2つの先生にご紹介状があればということで条件がついておりますが、しっかりと、病院名は私からは言えませんが、検査体制はできております。また、以前から抗体検査もやっておるところでございます。

それから、PCR検査を、先ほどどなたかの答弁でもありましたが、1人自分が手を挙げて、俺は受けたいんだと、こういった場合には、一般の方がやる場合には4万円かかるということでもあります。それを全部、4万円で受けるという方が村内に果たしてどれだけいるか。

私、外国へ行くのでPCR検査を受けたいんだという人が、全部受けたいという人がたくさんいるのであれば、検討する必要もあるのかなと思いますが、今現状で、発熱があった場合には、そういう体制が現在、抗原検査及び抗体検査ができます。なおかつ抗原検査は、おおむね30分から1時間で結果が出るということでもあります。

まず抗原検査をし、そして、陽性が出た場合には、PCR検査を併せてやるという制度になっております。それから、医療体制につきましては、群馬県は現在10地区の保健所管轄がありまして、各医療機関で群馬県医師会と連携した形で、各医師会の支部とも連携しながら、どこにどういう症状の方を入れるかという体制は組んであります。

医療の宿泊施設については、群馬県下、全部で460か所ございます。そういう意味で、検査体制及びその先の受け入れる場所、なおかつ、若くてまだ元気で症状が重くない方というのはご自宅に待機、あるいはホテルのここの指定のところに待機と、場所は言えませんが、公表できませんけれども、という制度になっておりますので、検査体制及びその後の医療体制は、医師会等の情報も得ますと、しっかりとした体制ができつつあるという状況だと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 時間がありませんので、最後に要望しておきます。

村長が先ほどから言っている抗体検査とかは、9月30日で一応、一旦中止になるわけですので、これを引き続き行うのと、それからPCR検査も、例えば半額補助とかそういうのも、受ける方がいるときに安心すると思しますので、その点を考えていただきたいと思します。

それから、先ほどのGIGAスクールですけれども、やっぱりそういう整備ができていない家庭が少しあるというけれども、私はそういう少しの家庭にも、いろいろな対策を取って、後れを取らないで公平な教育体制になるように村が取り組むことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 以上で、伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

◇ 土 屋 圭 吾 君

○議長（松本 幸君） 続いて、土屋圭吾君の一般質問を許可します。

土屋圭吾君。

〔2番 土屋圭吾君登壇〕

○2番（土屋圭吾君） 議長より許可をいただきましたので、有害鳥獣による農産物被害対策の観点から、私の一般質問をさせていただきます。

今年も村内各所において、ツキノワグマや猿、鹿、イノシシ等による農産物被害の声が多く聞こえていますが、農産物被害対策に係る対応方針について、村長のお考えを伺いたと思います。

本議会の全員協議会開催中にも、役場駐車場裏手において、ロケット花火と轟音玉による猿の追い払いが行われたことは、皆様ご承知のとおりであると思います。このことに象徴されるとおり、近年においては有害鳥獣の出没が著しく、その傍若無人ぶりは、なすすべもありません。

高原キャベツを代表とした第1次産業の専業農家の経済的損失はもちろん、お年寄りが趣味とフレイル予防にもつながる健康維持を兼ねていると思います。その栽培した農作物を一瞬のうちに食い尽くされ、落胆された姿は見るに堪えません。原因として、地球温暖化の影響によるものか否か、はっきりとは分かりませんが、相当数の有害鳥獣が出没することは確かであると思います。

私も少ないながら、自宅の前栽畑において農作物を栽培し、収穫した作物を親戚や友人に送ったり、近隣の方にお裾分けするなど、収穫とともに収穫物を分かち合う喜びを感じているところでもあります。しかし、その喜びを奪う有害鳥獣の振る舞いは許し難く、解決に向けたアクションを起こそうと考えております。

そこで、農産物の被害対策に係る対応方針について、次の4点について、村長のお考えをお聞かせください。

まず、1点目です。決算審査においても質問がなされましたが、対策に係る予算は十分であるとお考えでしょうか。また、県が策定しております群馬県ニホンザル適正管理計画の進捗状況についてもお伺いしたいと思います。

2点目、猿の被害防止に係る追い払いを実施していただいておりますが、被害防止に関わる職員の増員を図り、パトロールのさらなる強化をしていただきたいのですが、可能でしょうか。

3点目、追い払いの方法等について、具体的な方法、方策はございますでしょうか。

最後に4点目、嬭恋村における有害鳥獣の駆除に対しては、猟友会に頼まなければならない

いと思います。その猟友会員の人数、また会員の増強施策があれば伺いたいと思います。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 土屋圭吾君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋圭吾議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

有害鳥獣による農作物被害の対策につきましては、事務事業評価において、展開方針を重点化として取り組むべき課題であり、継続して被害軽減に努めてまいり強い決意を持っておるところであります。

有害鳥獣による被害の防止に係る対策は、私が村長に就任以来、一貫して取り組んでまいりました最重要課題の一つであります。ライフワークと言っても過言ではございません。そんな中、本村における農作物の被害状況は、その額がピークであった平成23年度、被害額が3億6,000万円、被害面積で69.3ヘクタールでございました。国や県のご協力の下、様々な施策を講じる中、平成30年度における被害の額は1億3,000万円、面積にして27.05ヘクタールまで減少したところでございます。

しかしながら、昨年度から金額並びに面積が若干プラス傾向に転じており、本年にあっては、土屋議員ご指摘のとおり、村内各所において農作物被害が多発しておるとともに、多くの目撃情報が寄せられているところでございます。中でもツキノワグマの被害及び目撃情報が多く寄せられ、9月7日現在において、31頭の熊の捕獲をしたところでございます。通常の3倍の熊が出ている実態でございます。

他方、猿につきましては、群れを形成し神出鬼没し、食害を繰り返すため、会計年度任用職員2名による村内パトロールを現在していただいております。監視・追い払い体制を強化しておりますが、ロケット花火、轟音玉による追い払いに対して、一旦は畑から離れるものの、職員が車に乗り込めば畑に侵入し、食害を繰り返す状況が確認され、いたちごっこが続いている状況でございます。

特に大前につきましては、駆除隊を編成していただき、被害があれば携帯電話による連絡網体制もできており、猿が出たということになると、既に連絡網ですぐ5人、10人に連絡ができて追い払う体制もできておるといふふうに伺っております。大変ご苦労なことだと思っております。

被害対策に係る対策方針につきまして、村長の考えを伺いたいとのことでございますが、

村といたしましても、猟友会との有害鳥獣捕獲業務委託契約をはじめ、有害鳥獣対策協議会の設置による国や県の交付金事業を活用した恒久柵、電気柵の設置事業に取り組むほか、追い払い用ロケット花火、轟音玉などの各区への配布並びに有害鳥獣対策資材購入費補助などの助成措置を講じておるところでございます。

また、出没する鳥獣の生態を解明し、効果的な捕獲方法の確立に向け、センサーカメラの設置による状況調査を委託するなど、新たな捕獲方法についても調査研究を実施しておるところでございます。先ほど述べましたとおり、本件については重点施策として継続して取り組んでまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

第1問の質問、対策の予算についてでございますが、さきに述べましたとおり、広範な予算配分による一応の成果が上がっておりと存じますが、根本的な解決には至っておりませんが、引き続き重点課題として手厚い予算の配分を行ってまいりたい、こう考えております。被害の削減につながるよう対応させていただき所存でございます。

また、群馬県ニホンザル適正管理計画の進捗状況でございますが、計画に対する進捗の評価が難しく、一概に何々%進んでおりますなどという回答はできませんけれども、群馬県に確認したところ、ニホンザル加害レベルチェックシートによる指標によれば、加害レベルは4から3あるいは2への改善が見られている状況でございます。

ちなみに、昨年度における群馬県全体の猿による被害額は1,456万8,000円で、前年比98%との報告でございます。

2つ目の質問、被害防止対策に関わる職員の増員を図り、パトロールのさらなる強化をしていただきたいが可能かということでございましたが、現在では2名の会計年度任用職員の方による実施をしていただいておりますが、本年のような有害鳥獣の出没状況によれば、7月、8月はほぼ毎日捕獲処理に携わり、本来のパトロール業務に支障を来す状況が発生しております。また、任に就いておられる会計年度任用職員にあっても、非常に厳しい勤務体系が続いておるやに聞いておりますので、今後におきましては、パトロール体制の強化をするべく、会計年度任用職員の増員を視野に入れまして、関係部署において検討させていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3つ目の質問、追い払い方法等について、具体的な方法を示せるかにつきましては、担当課長から説明をさせます。

4つ目、最後の質問でございますが、猟友会員の数、会員数増員の施策はでございますが、現在、嬭恋村猟友会の会員は41名でございます。往時に比べれば減少しておりますが、それ

にも増して会員の高齢化が進んでおりまして、若年層会員の入会が望まれるところでございます。

村といたしましても、猟友会への入会を前提とした猟銃の所持許可に係る費用の一部助成をはじめ、有害鳥獣対策協議会によるわな免許取得に係る助成などを実施しております。会員数の増加に向けて取り組んでおるところでございます。今後においても、近隣市町村の先進的な取組などを参考に、さらなる会員数増加に向けた施策を進めてまいり所存でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

農林振興課長から補足の部分の説明を答弁させます。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 土屋議員の質問に対しまして具体的な方法ということで、全てではございませんけれども、私が聞いたところのお話をさせていただきたいと思っております。

これは熊の防除ということでお聞きしましたけれども、熊などを寄せつけないためには、日没後において、例えば午後7時から1時間置きに8時、9時と3回ぐらいにわたりましてロケット花火を打ち上げることによりまして、火薬の臭いでありまして、相当大きな音がるものですから、それによって、ある程度の追い払い効果が担保できるとのをお聞きしております。

そういうロケット花火や轟音玉については、現在村と協議会のほうで購入しまして、各区の区長さんを通じまして、必要な方には配布させていただいておりますので、ご活用いただければと、そんなふうにお慮しておるところでございます。

また、今申し上げました轟音玉の使用については、日本煙火協会による講習の受講が必要でございますので、これを受けていただかなければならないんですけれども、その受講に係る費用の半額を村のほうで補助させていただいておりますので、そちらのほうのご利用もいただきたく存じしております。

以上でございます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） 1点目なんですけれども、村長から、手厚い予算の配分をこれからはしていただけるということがありましたし、管理計画の進捗状況をお伺いすると、数値的に難しいというのは承知の上ですけれども、策定当時、聞くところによると、非常に高い5ぐ

らのレベルから、今聞けば3から2と下がっているということですので、これに対する再質問はございません。

2番目、ここも増員を考えていただけるということですから、聞くところによると、結構残業があったり、イレギュラーに今年、熊の出没が多かったりで、なかなかご苦勞が絶えないみたいですから、早急に可能であれば1名の増員を図っていただきたいというお願いで終わらせていただきます。

3点目、追い払い方法等の具体的な方策についてですけれども、今伺えば、ロケット花火や轟音玉が非常に有効だということがあります。それに対して、轟音玉を持っていらっしゃる方というのはどれぐらいいらっしゃるか、お分かりでしょうか。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 今、轟音玉の講習の方の人数なんですけれども、ちょっと正確な数字は今手元にございませんで、三、四十名かと思いましたが、そんなことご理解いただければと思います。

○議長（松本 幸君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） その轟音玉なんですけれども、過日、区の役員会等でも、やっぱり役員も率先して、大前区内でも、村長おっしゃられました猿ネットワークというのがございませけれども、ここもやっぱり多分に漏れず高齢化等ございませるので、役員が率先して、村が半額ということで、残りの半額を区で補助を出してでもやろうということは言っていますので、そこはやっぱり自衛策も必要かということで、我々も努力はしようと思っています。

もう1点なんですけれども、猟友会さんにお伺いしますと、耕作放棄地や荒れた森林ですか、その緩衝帯をつくることも、猿に対しては有効じゃないかというお話を伺いまして、現在大前においては、県民基金等の補助金を活用して、耕作放棄地や緩衝帯づくりを行っているんですけれども、森林整備をするとしても同じような補助金等がありましたら、教えていただきたいんですけれども。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 土屋議員のご質問にお答えいたします。

大前区の皆様にあつては、森林基金、ぐんま緑の県民基金の事業を市町村型提案型事業ということで毎年お世話になっておりますことを、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

ます。

議員の今ご質問のとおり、ぐんま緑の県民税による事業にあって、市町村型提案事業と、これもそちらになるんですけれども、その中で村が事業主体となって、最初の大きいことをやれるというような事業がございまして、今議員がおっしゃるような緩衝帯の整備とかいうものは当然対象となりますので、可能ではないかと、そんなふうに思っておりますので、ご活用いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今、担当課長が申したとおりで、みどりの県民税で町村型というのは、予算で約2億6,000万円ございます。ぜひともこれを有効に活用して、緩衝地帯については、既に田代のほうでは何回か使ってきております。ぜひともそれを駆除するのに、森林組合を使うという手法もあるかと思っておりますので、重点地区を絞って2億6,000万円、町村提案型の緩衝地帯設置、みどりの県民税を有効に活用したいと思っておりますので、大前区なら大前区の、この地区をお願いしたいということをまたご指示いただければ、前向きに取り組みたいと思っておりますので、またご指導、ご指摘をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） みどりの県民基金等が有効に活用、使えるということですので、ぜひ区長会等でもその辺をよく説明していただきまして、有効な活用をしていただければ、東部農業とか大前から下辺り、猿に困ったりとかしているところも有効かと思っておりますので、ぜひ提案していただければと思います。

もう1点なんですけれども、大前区には、やっぱり補助金を使わせていただきまして、村内全域に電気柵を設置しております。そこの緩衝帯とかは草刈りもしておるんですけれども、この補助金の有効期限が来年度切れる、今年度いっぱい切れるということで、区民の間ではこれを恒久柵にできないかという意見がありまして、有効な施策がありましたら、ご指示というか、教えていただきたいんですけれども。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 恒久柵につきましては、まず田代地区におきまして、北ルートについて12キロ、南側のルートについて28キロ、合計40キロにわたって、2メートルの恒久柵を造ってきたところであります。これにつきましては、地元負担がありまして、総額で9億円

の事業で、田代区の皆さんとも農水省まで陳情に行って、バスで陳情に何回も行って、お願いしてきた経緯がございます。

それで、田代区については、1ケース1円と、キャベツ農家をお願いをしたようでございます。700万ケースで、年間に700万円で、7年間で4,900万円をキャベツの出荷農家が負担してきているという受益者負担で、9億円の事業を掛けてきたということでもあります。

干俣区につきましては、現在ある人が組織をつくって、もちろん地域で相談をしていただいて、現在作業に入っております。本年度からでございますが、これも同じ農村活性化事業、農山漁村活性化対策事業交付金か、を活用させてもらって、農水省でございますから、これも地元負担金、受益者負担金がございます。これについても、干俣区と、牧野組合さんも話をしたのかと思いますけれども、負担額を応分の負担をするということで現在取り組んでおります。

同じく、もし同じ形でやるんでありますと、農村振興地域の面積がどのくらいかというような課題もありますが、地元負担もあるということ踏まえて、よく検討を加えて、補助事業で対象になるか否かを検討を加えたらと思っております。

それと、3人以上の方の農家の生産者が手を組んだ場合には、今、資材を補給する事業があります。例えばですけれども、鎌原地区では21人が手を挙げて、一緒にやって、21キロか、全部恒久柵をつなげたという事業もやってきております。これについても、総事業費で、既に村内では相当数やっておりますので、大前区でも一部やっているかと思いますが、そういう手法もございますので、ぜひとも補助事業を有効に活用しながら取り組んでいただけたらと思っております。

ただ、恒久柵については、意外とハードル高いのかなという気がしております。面積的な問題もあつたりでございますが、慎重にしっかりと迅速に、検討を加えるところは加えてみたいと思いますので、またよろしくをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） 今、村長から答弁いただきましたけれども、大前地区に限っては、農振地区ではないということなので、そこが何かいい策があればと思って、お教え願いたいと思ってやったんですけれども、いずれにしても、何かありましたら、区長を通じてお教え願いたいと思います。ほかの地区でも、こういうのがあるよというのは、先ほどと重複しますが、区長会等を通じてお教え願えれば、非常に助かると思いますので、よろしくお願いいいたします。

最後、4点目なんですけれども、猟友会の数は41名ということで、高齢化ということなんですけれども、捕獲に対しての報奨金とかはございますかね。あるとすれば、また増額して、猟友会員さんたちにやる気を出していただくとかというものがあれば、お教え願いたいんですけれども。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 奨励金につきましては、獣種によりまして種々ありまして、たしか熊ですと1頭1万円ですかね、そんなふうになっております。

この辺も、役員会、昨日も猟友会の役員会があったんでありますけれども、事あるごとにそういうところで、その辺のことを会員の皆さんはどうお考えなのか、聞いてはおるんですけれども、ちょっと足りないから増やしてくれというような意見はありませんので、その辺も含めて、ただ単に奨励金を上げれば取るのが増えて、全体の獣害が減るというふうなことではないと思いますので、その辺も含めて検討させていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） 報奨金というのは、私たちが考えるのと違って、実際、猟友会員の方はあまり望まれていないということで、次、もう1点お伺いしたいんですけれども、会員を増やす施策として、村のホームページや広報に載せたり、女性会員の勧誘、あとは集落支援員さん等にもお願いしていただいて、移住・定住者の中に実際に狩猟免許をお持ちの方とか、興味があるような方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） まず、猟友会に入って狩猟免許、要するにライフルを持つ、鉄砲を持つ、これについては、非常に厳しい制限があるのはご存じだと思います。しかるべく研修を受けて、警察の最終的な許可も必要でございます。届出も当然必要でございます。できるだけ若い方が、こういうふうには狩猟免許を取っていただいて、村の最重要課題に対して対応できるようにということで、現在役場内では、2名の者がライフル免許を取得、1名は取得中かな、もうじき取ると思いますが、合計2名になると思っております。

また、若い人で、干俣の方が現在駆除隊に参加していただいておりますが、今ご指摘のあ

りました女性会員、あるいは地域おこし協力隊、こういうものについても、しっかりちょっと検討を加えてみたいなどは思っております。

それから、あまり高齢化しておるのが激しくて、どうしてもということで、今、民間企業で、あるいは警備保障会社等が、赤城山のほうの一部の区間を駆除すると、法人が駆除するというような話もございます。県ともよく協議しながら、嬭恋村においても、自衛隊と協議したらどうかという意見もあったり、いろんな意見がありますので、何とか猟友会員が高齢化したこと、また会員数が少ないこと、被害状況が多いこと、これらについては、今後も引き続き検討を加えたいなと思っております。

土屋議員さんは、結論的には、早く1名増やせというご質問でございました。指摘でございましたので、早急にちょっと対応を考えてと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） 最後にもう1点だけ伺いたいんですけれども、現在、原子力災害特措法の影響で、捕獲後の食肉が、群馬県では販売が非常に難しいとは思いますが、しかしながら、解除後に備えまして、いわゆるジビエの研究などを先進地視察とか、例えば移動式の解体処理車なんかも長野では導入されていて、それなりの実績を上げているようです。たまたま直売所も開かれましたし、地元の飲食店やホテルでも、マガギ料理から始まってフレンチ、イタリアンで、まさしくジビエ、ここで流通するというのも一つ、いいんじゃないかと思うんですけれども、その辺の点について、お考えを伺いたいんですけれども。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の再々質問、一問一答にお答えをさせていただきます。

放射能の関係でございますけれども、イノシシについては、原子力の50ベクレル以上出たはいかんということで、まだ利根川水系、白沢川水系、あと吾妻川の四万川水系で、どうしてもカニをイノシシは食べたりするので、集約、底にたまったものを、水の中にたまったものをカニは食べるというようなことで、イノシシからは50ベクレル超えているものが、吾妻郡内、出ているという状況がございます。

嬭恋では、そういう状況、現在ほとんどない、超えているものはないわけですが、市場に群馬県内という枠で捉えられますので、今言った利根あるいは吾妻の東部のほうで50ベクレル超えているものがあると、群馬県中のイノシシは食べられませんということになります。

それに比例して、長野県のサイドでは、ジビエ料理、農林水産省の補助金をもらって、いろんな地区でいろんな展開をしておるのも聞いております。非常に不合理だなと思っております。そういうことで、農産物、キャベツの事例でも、群馬県という枠でキャベツ、意外と外国のほうから受け入れないという状況がございます。

長野県の川上村のレタスはオーケーだよという状況になっておりますが、そういう意味で、原子力のベクレルの問題、50を超えちゃいけないよということで、一部超えているところがあると、群馬県の野菜まで輸出ができない状況になっている実態もあります。これもジビエの関係では、農林水産省の積極的にいろんなプログラムもありますので、補助事業をやりたいなと私も考えておりました。

また、鎌原の今度できた水車小屋でも、猟友会の限られた、1頭イノシシが捕れたら、こういうふうにやって冷凍しておいて、こういう料理をできるといいねという話もいろいろ、猟友会とも話をした経緯がございますが、現状ではそういう意味で、群馬県内のイノシシ、ジビエ料理はなかなか難しいという現状がございます。

しかしながら、勉強はしたいというご指摘でございますので、引き続き猟友会の皆さんも、料理のうまい方、プロフェッショナルもおられますので、引き続き検討は加えてまいりたい。もし可能であれば、早急に試験的なものを料理をして食べてもらうことも考えたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 土屋圭吾君。

○2番（土屋圭吾君） 今、村長からご回答いただきました。この有害鳥獣、ピンチをチャンスに変えるではないですけれども、そんなもの、地産地消を兼ねても、ぜひいろいろ検討していただければと思います。

いずれにしましても、村長から前向きなご意見をいただきました。ぜひ有害鳥獣に対して、これからもよろしく願いをしまして、私の一般質問とさせていただきます。終わります。

○議長（松本 幸君） 以上で、土屋圭吾君の一般質問を終わります。

◇ 上 坂 建 司 君

○議長（松本 幸君） 続いて、上坂建司君の一般質問を許可します。

上坂建司君。

[4番 上坂建司君登壇]

○4番（上坂建司君） 議長の許可をもらったので、二、三質問いたします。

1点目、直売所の運営を問う。手数料の2分の1を村から負担でよいのか。

2番、農協オアシスに納めている生産者の負担も出すのか。だとしたら、農家のキャベツの生産の手数料も考えられるのではないか。村民の税金の使途は公平・公正であるのが根本であり、納税者の納得できる施策といえるのだろうか。と同時に、個々の直売所の経営者との競争や妨害にならないように最大の努力が不可欠ではないだろうか。

2点目、観光協会の運営は。観光客案内のマイクロバス購入の効果は、その後どうしたのか。観光案内所の前にある自転車は一体何なのか。

村からの補助金を拡大して、必要不可欠以外の投資は控えるべきと考える。そもそも観光開発の基本的な問題を研究すべきであろう。今一番根本的なことは、万座・鹿沢口駅からの村営バスの運営、もしくは村からの全額負担で営業権のある浅間観光か浅白観光に委託して、万座温泉、鹿沢温泉等に路線バスを復活させるべきで、それにより万座・鹿沢口駅まで特急をJRに陳情すべきではないだろうか。小手先の観光事業ではなく、将来に向けて根本的な村開発の事業は図れないのだろうか。

国道迂回路は。

3、本格的な夏秋キャベツの運搬トラックやバスの運行、観光客、バイク等パノラマラインを中心とした運行、通行量が増えている。もちろん農業トラクターもあり、3月議会で指摘した道路中央線、側道線のラインの実施されていない部分がある。特にカーブが見通しの悪いところで事故が多発している。早急に実施しないと、道路管理者の損害賠償が問われるので、大きな事故が起きる前に早急に善処してもらいたい。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、直売所の手数料2分の1を村からの負担でよいのかというご質問でございますが、この補助金は、孺恋村農産物等直売所の利用促進のために費用の一部を補助するものでございます。補助金の交付により、直売所利用の促進はもとより、地域における農産物の生産の拡大、地域農業の活性化を図ることを目的とさせていただいており、直売所運営協議会での協議を経て、議会の皆様方にお認めをいただいた制度でございま

すので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

また、補助金の交付対象者は、婦恋村内に住所または事務所を有する農産物直売所等、直売所の利用者でございます。助成額はご指摘のとおり、利用料の2分の1の額でありまして、令和3年3月末日までに納付される利用料金に要する費用を対象としております。したがって、農協オアシスさんへの負担につきましても、本制度の対象から外れております。また、農協の手数料につきましても、対象外であり、払うものではないと存じます。

また、税金の使途が公平・公正であるかのご指摘でございますが、本施設は、少数多品目の農産物の販売場所の確保、にぎわいの創出など、鎌原観音堂周辺の整備による地域の活性化を最終目的として進めてまいりました。上坂議員ご指摘の件は、最終目的を達成するための一つの手段として実施する措置であり、施策の推進に当たっては公正な支出であると存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

他の直売所との競争や妨害にならないように、最大限の努力が不可欠ではないかのご指摘でございますが、上坂議員のご指摘のとおりだと思っております。直売所施設を設置するに当たりましては、近隣の直売所の関係者の皆様にもご報告をし、またご意見も賜り、進めてきた部分もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

官業による民業の圧迫、税金を使った施設が民間の同業所を圧迫することがあってはなりません。国においても同じことが言えまして、官業による民業の圧迫のないようにということで、国も県も、我が村においても同じことだと思っております。したがって、この原則については、今後も公平性を担保した上で、しっかりと進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

国道144号が台風の災害によりまして不通となっております。それにつきまして……失礼しました。その前に、観光のマイクロバスの関係でございますが、バスを購入して、その効果はあるか否かというご質問でございました。これにつきましては、観光商工課長のほうから、購入した趣旨があります、1台買った理由がありますので、それについて、購入結果について、ちょっとご報告を兼ねてお答えをさせていただきます。

それと、国道144号、19号の災害でございますが、現在144号、3桁国道でございますので、長野県の道路管理課が中心で管理をしていただいておりますが、国道は通行不能ということなので、パノラマラインの北ルート、南ルートが、国道144号に代わる代替道路として指定を受けております。したがって、その範囲において、群馬県の県土整備部、道路管理課並びに中之条土木事務所所長によって、しっかりと、国道に代わるものだというので

管理運営をお願いしたいということで、現在お願いをしております。

パノラマラインの南ルート、北ルートの迂回路は交通量も非常に多く、安全管理についても大変危惧をしておるところでございます。3月の議会におきまして、上坂議員より、センターライン外側線の早期工事の実施や、側溝の蓋のない箇所の安全対策等のご質問をいただきまして、南ゲートにつきましては、県営農道保全整備事業により、キャベツ収穫が始まる大型トラックやトラクターの通行量が増える6月下旬までに、田代地区内の延長約2キロメートルの区間で舗装盤の打ち替え工、センターライン外側線の設置工を実施しました。

また、収穫期に備えまして、農耕車、大型トラック、国道からの迂回路が急増することが予想されることから、既設看板の点検や農耕車注意等の看板も、土木事務所、孺恋村において30か所程度設置し、注意喚起を呼びかけました。また、長野原警察署においてもご協力をいただき、巡回パトロールの回数を増やしていただき、安全運転への呼びかけも行っていたいております。

センターライン外側線の見えない箇所、消えかかっている箇所は、まだある状態でありますので、来年に向けて、この秋に県営農道保全事業において、南ルートで舗装盤の打ち替え、ラインの設置工事等、延長約3.5キロ、また、急遽国道の迂回路となっていることをご配慮いただきまして、吾妻振興局において、地域公共事業調整費として特別枠の予算を1,000万円いただきました。不足するライン設置工事を延長約5キロと、冬季に向けて側溝の蓋の設置ができない箇所の落下防止対策として、デリネーター等安全施設の設置を計画しております。北ルートにつきましては、土木事務所、孺恋村において、延長約0.25キロの舗装、ライン工事を計画しております。

これより冬季に入り、スリップ事故等が多くなる時期を迎え、土木事務所とも連携を図り、案内看板や注意喚起看板等の確認や、除雪作業や凍結防止剤の散布などもきめ細かにを行い、村民が安心・安全に通行できるよう、順次、維持工事やパトロール等も行っていきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） それでは、2番目の観光協会の運営はということで、私のほうからご説明をさせていただきます。

1番の観光協会案内のマイクロバス購入の効果はとのご質問でございますが、どのような資料から、マイクロバス購入の話に至っているのか分かりませんが、もし昨年度購入をさせ

ていただきました、観光協会のところに止めてある公用車であるハイエースのことだといたしましたら、購入の目的といたしましては、孀恋村のキャラクターである着ぐるみの孀キャベちゃんの運搬、イベントで使用する荷物の運搬等、活用するために購入をさせていただいております。積極的に村内外の多くのイベントに参加をさせていただいており、有効活用させていただいていることから、ハイエース購入の効果は大変大きいと思われま

ただ、このコロナ禍に入りまして、実際のところ、イベント関係がなくなってきているという状況もございますので、非常に残念に思っております。

続きまして、観光案内所前の自転車はとのご質問でございますが、3月の全員協議会で、観光協会補助金要望書ということでご説明をさせていただいております。また、先日の産業建設常任委員会におきましても、そのご報告、7月の末から1か月ちょっとなんですけれども、約20名ぐらいの方が利用されたという報告を、先日の産業建設常任委員会におきまして報告もさせていただきました。ご利用者の中には、公共交通が少ない中で、シェアサイクルを喜んでいただいております。そんな報告をさせていただきます。

また、万座・鹿沢口駅からの村営バスの営業、もしくは村全額負担で、浅間観光か浅白観光に委託しての万座温泉、鹿沢温泉等路線バスを復活させ、それにより万座・鹿沢口駅まで特急の乗り入れをJRに陳情すべきではないだろうか。将来に向けて、根本的な村開発の事業が図れないかとのご質問でございますが、現在、上田バス株式会社により、草津町から北軽井沢バスターミナルと軽井沢駅を経由して渋谷駅まで、高速バスとして1日2往復をしております。

このバスは、上田から草津町の間にあつては、回送車両として本村を通過しておりますが、ついでに新鹿沢温泉と万座・鹿沢口駅にバス停を設けていただくことで、上田バスさんと協議を始めております。できれば、万座・鹿沢口駅を経由し、鎌原から有料道路経由で軽井沢へ行くルートもお願いをしてまいりたいと考えております。

このバスが活用できることになると、JR吾妻線の利用者も万座・鹿沢口駅から新鹿沢温泉へバスで行けることにもなりますし、万座温泉については西武観光バスが路線を持っておりますので、議員が言われるように、万座・鹿沢口駅を拠点とした交通網の整備は最重要課題と考えておりますので、引き続きご指導いただきますようお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答でお願いします。

上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 観光協会の2番目の質問に対してです。

先ほど言ったマイクロバスは、ハイエースの、要するにハイエースで、昨年度、シャクナゲ園とか、そこへ無料でバスを運行しているということだったので、私は反対したんだけど、それはマイクロバスじゃなくて間違いです。

それから、自転車が結局置いてあるけれども、もともとどこかへ行っても、サイクリングのロードコース、例えば万座・鹿沢口から吾妻川線をずっと行って、総合グラウンドを通過して、どこか1人ぐるっと回ってくるようなコースとか、そういうものは先に造って、その後に自転車とかそういうものは買うんであって、万座・鹿沢口の駅に来た人がどこへ車を駐車するの。汽車に乗ってくる人が、自転車なんか乗れるわけがないんだ。そうすると、車で来た人、わざわざ車をそこへ置いて、鎌原の直売所へ行ったり、役場へ来たりするんですか、乗り換えて。

そういうことを考えると、もっと根本的な自転車の、よくよそへ行くとロードコースがあるけれども、将来はそういうものをきちんと造って、それから自転車を買うべきだと思う。違いますか。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 上坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずコースを造って、それからというお話をいただきました。コース自体も、まだ実際のところは、はっきりとしたコース自体、多くのものはございません。観光協会の職員がお客さんに話を聞いて、その場で、こういった感じのルートもいいですねというようなご案内を、今現在はさせてもらっている状況にはあります。ですが、今後は、三原地区であれば、中居屋重兵衛の足跡をたどるだとかという形のものも考えられますし、列車で来ていただいたお客様が、実際には自転車を使われております。

といいますのは、荷物を協会内で管理を保管をさせていただいて、やはりそこから乗り出していくと。中には、資料館等にも乗っていかれた方も現実おります。実際、シェアサイクリングと呼ばれていまして、ドコモのバイクを使っております。ドコモの自転車で、嬭恋村だけでなく、東京都内にやはり同じバイクがあります。また、全国、北海道から沖縄まで幾つか、そういった同じ取扱いの自転車がございます。

そのもの、嬭恋村で登録をしていただくお客様に関しては、そのほか、同じ自転車があるところに関しましても、その手続が簡素化で乗れるというメリットもございます。実際にはそういった形で、広くいろいろ活用を、村内も含めて拠点もつくりながら、そういった形で

していけたらいいのかなということを始めさせていただきました。

最初に、コースというよりは、自転車が先行してしまっはおりますけれども、そのところはご理解をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 関連質問です。

本来、自転車に乗って歩くなんてというのは、例えばバラギ湖ならバラギ湖の周りに自転車のロードコースを造って、そして、あそこへ行った人が自転車に乗って、ずっと池の周りを回って、どこか奥のほうへ行くとミズバショウもあると。それで、今、木道がまだあそこは完成していないけれども、そういうところで利用するべきものであって、万座・鹿沢口のあんなところで車をどこへ置くのか、荷物を誰が保管するのか。

車で来る人だったら、どこへでも車で乗って行きますよ。雨が降るかも分からないのに、何であんなところから自転車に乗って行かなくちゃならない。そうでしょう。鎌原の直売所へ行くために使うんですか。違うんじゃないですか。だから、要するにロードコースとか、そういうものをよそみたいに、ずっと、よそはできていますよ。それで日曜日に、例えば前橋のほうで遊ぶけれども、そういう自転車のコースありますよ。

そういうものを造った上で、そういうところに結局利用すること、物すごいあって、そんなエンジン付だからいいんだ、鎌原坂上るのにはエンジン付でいいとか、どこへ行くんですか、あそこで万座・鹿沢で乗り換えて。私なんかだつて乗れませんよ、こんな、今この年になったら。万座・鹿沢口の駅で降りて、自転車に乗ってどこへ行くんですか。私はタクシーに乗っていきますよ、レンタカー借りるとか。

ちょっと、だから、この発想は、私は間違っているんじゃないかと、そういうことです。答弁はいいです。

とにかく税金を、村から予算をつけた税金をもらって、何でも買えばいいと。予算があれば、それは自分の課のお金と同じように使っていていい、これは村民一人一人の税金なんだから、より有効に使わなくちゃいけない。もっと先に、お年寄りとか学校の子供とか、そういうところに優先して使わなくちゃならないお金あるんだから、ちょっとこれは先走ったんじゃないかと私は思って言ったんです。

それから、村長、村の道路災害復旧やコロナ対策で、日夜頭の痛いことが多いと思いますけれども、最近答弁も、ちょっと釈然としないし覇気がない。このような中でも、将来の村づくりに向かって着々と、基本路線とかを考慮、計画を図るべきときなんです、今は。だか

ら、大変だけれども、村長をはじめ職員と一丸となって、より一層、今は頑張ってもらいたいと思う。いかがですか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 昨年の10月12日、台風19号、正式名称を令和元年東日本台風ということで、復興事業が今進んでおります。復興・復旧対策本部を立ち上げております。

また、今年の1月15日以降、新型コロナと、ウイルス感染症対策、2月に入りまして、我が村でも、2月13日だったですか、新型コロナウイルス感染症対策本部、2つの対策本部があります。今こそ、この2つの対策本部を立ち上げて、国・県の動向もよく確認しながら、将来の孺恋村にとって何を一番やるべきか、何を今、青写真をするべきか、これを見失わずに、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

当面する2つの対策本部は、今日いろんな形で答弁もさせていただいておりますが、一番重要なのは、グランドデザインの青写真をしっかりつくること、上信自動車道は鎌原まできましたから、鎌原から田代まで、あと2年以内には必ず整備区間の格上げを目指して、また各地区の区長さん、あるいは地域の意見も、各団体の意見も聞きながら、インターチェンジの場所をしっかりと決めると。少なくとも来年、再来年には整備区間の格上げになるように、しっかりと努めると。

さらには、長野県サイドもしっかりと予算化をしていただきましたから、昨年の9月以降。それに応じて、長野・群馬両県にお願いをして、鳥居峠ということも確認をしましたので、同盟会でも確認をできていますので、しっかりとした将来の孺恋村の大動脈のあるべき姿を基本として、また公共施設の再編計画は、何度もいろんな形で出ておりますけれども、公共施設は昨年、28年の3月議会において報告したとおり、これから40年先まで向かった公共施設の再編計画、当時110ある建物は3分の2にしなさいよという計画になっております。というのは、人口減少を迎えるし、高度成長期にできた村民の建物、この役場を筆頭にたくさんあるわけですが、これも区長さんを通したり、村民にもいろいろ報告をしてきておりますので、これも非常に重要な課題だと思っております。

これらの諸課題と併せて、今の2つの対策本部、これをしっかりと間違えずにしっかりと取り組んで、また私の部下、各課長もいます。しっかりと連携をしながら、また協働の村づくりという意味から、各地区の区長さんを中心とする各地域のサポートもしっかりしながら、村政の執行に努めてまいりたい、こう思いますので、よろしく願いいたします。

- 議長（松本 幸君） 上坂議員。
- 4番（上坂建司君） 質問、今日はこれで終わります。
- 議長（松本 幸君） 以上で、上坂建司君の一般質問を終わります。
-

◎閉会中の継続審査申出について

- 議長（松本 幸君） 日程第5、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本 幸君） ご異議ありませんので、申出のとおり決定されました。
-

◎閉議及び閉会の宣告

- 議長（松本 幸君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和2年第6回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長 松 本 幸

署 名 議 員 黒 岩 敏 行

署 名 議 員 土 屋 圭 吾